

都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線
(桜駅～本星崎駅間連続立体交差)

環境影響評価方法書

(鉄道の建設)

令和元年12月

名古屋市

はじめに

本環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)第 9 条第 1 項に基づき、平成 30 年 12 月 26 日に名古屋市に提出した「(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)計画段階環境配慮書」(名古屋市、平成 30 年 12 月)に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1-1(1)
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2-1(2)
2-1	事業の名称及び種類	2-1(2)
2-2	事業の目的及び経緯	2-1(2)
2-3	対象事業の内容	2-5(6)
第 3 章	対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	3-1(16)
3-1	事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	3-1(16)
3-2	建設作業時を想定した配慮	3-2(17)
3-3	施設の存在・供用時を想定した配慮	3-3(18)
第 4 章	対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況	4-1(19)
4-1	自然的状況	4-4(22)
4-2	社会的状況	4-66(84)
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	5-1(122)
5-1	環境に影響を及ぼす行為・要因の把握	5-1(122)
5-2	影響を受ける環境要素の抽出	5-1(122)
第 6 章	調査、予測及び評価の手法	6-1(126)
6-1	調査及び予測	6-1(126)
6-2	環境の保全のための措置の検討	6-16(141)
6-3	評価	6-16(141)
第 7 章	環境影響評価手法の概要	7-1(142)
第 8 章	環境影響評価の手続に関する事項	8-1(144)
8-1	環境影響評価の手順及び方法書作成までの経緯	8-1(144)
8-2	配慮書に対する意見と見解	8-3(146)
資料編		資-1(173)
用語解説		用-1(197)

＜略 称＞

以下に示す名称等については、略称を用いた。

名称、法律等	略称
名古屋鉄道	名鉄
近畿日本鉄道	近鉄
東海旅客鉄道	JR
名古屋市高速鉄道	地下鉄
地域特性を把握する範囲	調査地域
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)	愛知県生活環境保全条例
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	名古屋市環境保全条例
「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号) 第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値	環境目標値
事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因	影響要因
計画段階環境配慮書	配慮書

＜道路名＞

主な道路に対応する都市計画道路名と踏切名は下記の通りである。

道路名	都市計画道路名	踏切名
県道岩崎名古屋線	中根町線	(立体交差)
市道平針名古屋港線	—	桜 7 号
市道水車呼続町線	—	桜 6 号
市道宮崎通線	豊田新屋敷線	桜 5 号
市道東海橋線	東海橋線	桜 2 号
県道緑瑞穂線	笠寺緑線	本笠寺 1 号
市道名古屋環状線	名古屋環状線	(立体交差)
市道鳴海名古屋港線	弦月宝生線	(立体交差)
県道笠寺星崎線	—	本星崎 1 号
県道諸輪名古屋線	星崎鳴海線	鳴海 8 号

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名 及び事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事業者名 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 事業の名称及び種類

名 称	都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(桜駅～本星崎駅間連続立体交差)
種 類	鉄道の建設

2-2 事業の目的及び経緯

2-2-1 目的

本事業は、道路と鉄道を連続立体交差化することによって、12カ所の踏切の除却や架道橋の改築を行うことにより、交通の円滑化及び安全性の向上を図るとともに地域分断を解消し、地域の活性化を図るものである。

2-2-2 経緯

名鉄名古屋本線は、豊橋駅を起点に、東岡崎、知立、名鉄名古屋、名鉄一宮の各駅を經由し、名鉄岐阜駅に至る 99.8km の都市間幹線鉄道である。その中の山崎川から天白川の区間は、名古屋市南区内に位置し、比較的本数が少ない平日の日中においても 1 時間当たり上下 28 本の列車が走行する運行密度が高い区間である上に、一般市道宮崎通線、主要市道東海橋線、主要県道諸輪名古屋線等の幹線道路 5 カ所と平面交差しており、上記の 3 路線との踏切は自動車ボトルネック踏切となっている。また、既に立体交差化している主要市道名古屋環状線は、鉄道との交差部において 6 車線から 4 車線に減少していることから、渋滞発生の要因となっている。さらに、本事業区間では、過去に死傷者を出す踏切事故が発生しており、交通安全の課題もある。また、本事業区間は既成市街地を南北に縦断しているため、地域分断の影響が大きく、市街地の一体化の障害となっている。

名古屋市では、名古屋市基本構想のもとに、長期的展望を持ったまちづくり、さらには都市像の実現に向けた施策、事業を総合的・体系的に示した計画として「名古屋市総合計画 2023」を令和元年度に策定した。この総合計画における、めざす都市像の「4. 快適な都市環境と自然が調和したまち」において、道路と鉄道の立体交差化の推進が掲げられており、本事業はそれに該当するものである。

2-2-3 計画段階環境配慮書における検討

(1) 複数案の内容及び設定の経緯

「環境影響評価技術指針」(平成 11 年名古屋市告示第 127 号)では、「事業計画の立案の段階から、環境への配慮を検討し、計画に反映させるために、(中略)事業を実施しない場合(ゼロ・オプション)、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等の様々な要素のうち、事業者において実現可能であり、かつ、環境の保全の観点から検討可能な要素を抽出し、事業計画の複数案を設定する。」としている。本事業を実施しない場合は、他の施策との組み合わせ等によって事業の目的を達成することは難しいことから、以下のとおり事業実施に当たっての複数案について検討した。

本事業では、連続立体交差事業として事業を実施するため、一般的に高架方式、地下方式を取ることができると考えられる。しかし、地下方式で山崎川や天白川を横断する場合、それぞれに隣接する堀田駅や鳴海駅付近の既設高架構造物に広範囲に渡り影響を及ぼすため、過去に鉄道高架事業で整備した区間の高架構造物を撤去する必要がある。一方で、堀田駅や鳴海駅付近の既設高架構造物を活用し、河川を超えるまでは高架方式とする場合においても、途中で地上付近を経由することになり道路が通行できなくなる等の課題が生じるため、地下方式は現実的ではない。

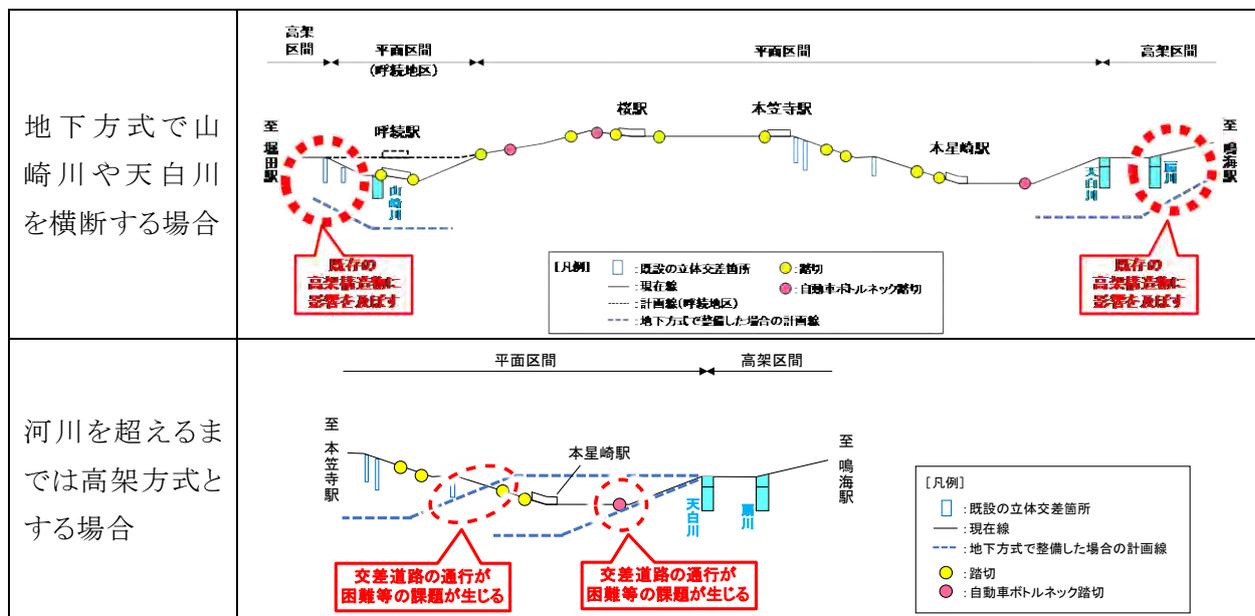


図 2-2-1 地下方式とした場合の課題

また、鉄道を地下方式で建設すると、高架方式で建設することに比べ、「騒音」、「日照障害」、「電波障害」、「景観」についての影響が除去できる。しかし、土壌を掘ったあとに発生する「廃棄物等」の問題、地下水脈への影響（「水質」の問題）が発生することや、供用後の鉄道事業で発生する電力消費の増大（地下駅やトンネル照明等）、それに伴う「温室効果ガス等」の問題が発生するため、環境影響の面で有利とは言えない。

さらに、連続立体交差事業として事業を行う場合、既存施設の規模を変えないことが原則であり、配置についても前後の区間と接続できる現在線と同じ位置に建設することが現実的である。

よって、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等について検討した結果、高架方式により連続立体交差事業を実施する案（A 案）と事業を実施しない案（B 案）の 2 案を複数案として設定することとした。

なお、事業を実施しない案（B 案）は現状から変化が無いものとして予測及び評価を行った。

表 2-2-1 複数案の内容

案	内容
A 案	高架方式により連続立体交差事業を実施する。
B 案	事業を実施しない。

(2) 計画段階配慮事項の抽出

本事業を実施する上で、列車の走行に伴って発生する騒音・振動を重大な影響のおそれがある環境要素として抽出し、重大な影響のおそれはないが、複数案で差がある環境要素として、大気質、日照障害、電波障害、地域分断、安全性、景観、温室効果ガス等を抽出した。

(3) 計画段階配慮事項の予測及び評価の概要

事業を実施する場合の計画段階配慮事項の予測及び評価の概要を表 2-2-2 に、複数案の比較を表 2-2-3 に、環境影響を回避・低減するための方向性(A 案の場合)を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-2 計画段階配慮事項の予測及び評価の概要

計画段階 配慮事項	項目	A 案 (鉄道高架により事業を実施する)	B 案 (事業を実施しない)
大気質	自動車から排出される大気汚染物質量	渋滞緩和によって自動車から排出される大気汚染物質が削減される。	現状から変化はない。
騒音	騒音レベル	現状よりも低減する。	
振動	振動レベル	現状よりも低減する。	
日照障害	冬至の日の日照	一部の地域で日照が障害される。	
電波障害	地上デジタル放送の受信	一部の地域で受信できない局がある。	
地域分断	地域の分断	地域分断が解消される。	
安全性	安全性	往来時の安全性が向上する。	
景観	眺望点からの景観	構造物が現れるが、圧迫感を与えるおそれは低い。	
温室効果ガス等	自動車から排出される温室効果ガス量	渋滞緩和によって自動車から排出される温室効果ガスが削減される。	

表 2-2-3 複数案の比較

計画段階 配慮事項	A 案 (鉄道高架により事業を実施する)	B 案 (事業を実施しない)
大気質	◎	○
騒音	◎	○
振動	◎	○
日照阻害	△	○
電波障害	△	○
地域分断	◎	○
安全性	◎	○
景観	△	○
温室効果ガス等	◎	○
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動が低減する。 ・地域分断が解消され、往来時の安全性が向上する。 ・大気汚染物質、温室効果ガス等が低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の環境を維持できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・日照阻害、電波障害、景観への環境影響は B 案より大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的が達成できない。 ・現状から変化はない。

なお、A 案を実施した場合、以下の社会的状況が改善されるものと考えられる。

- ・鉄道保安度が向上し、踏切事故が無くなる。
- ・ボトルネック踏切の解消による渋滞緩和と自動車旅行速度の増加が実現する。それに伴う経済損失の減少が期待できる。
- ・踏切警報機が除去でき、不快な騒音が低減する。
- ・駅施設が更新され、バリアフリー化が進む。
- ・高架下に駐車場、自転車駐輪場を設置でき、違法駐車や放置自転車を減らすことができる。

表 2-2-4 環境影響を回避・低減するための方向性(A 案の場合)

計画段階 配慮事項	事業を実施する場合の環境影響を低減させる方向性
日照阻害	日照時間に支障が出る場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年 2 月 23 日建設事務次官通知)に定められた居住環境の改善策を検討する。
電波障害	テレビ受信状況に支障が出る場合には、改善のための対策を検討する。
景観	主要な眺望点からの景観に影響がある場合は、改善のための対策を検討する。

(4) 計画段階配慮書以降の検討

以上の検討から、本事業では高架方式により連続立体交差事業を実施することとした。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 事業予定地の位置

名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内(図 2-3-1 参照)

2-3-2 事業規模

名鉄名古屋本線 南区呼続二丁目から天白川(南区阿原町地内)に至る約 3.9km の区間

2-3-3 事業計画の概要

(1) 事業計画の概要

事業計画の概要を表 2-3-1 に示す。

本事業では施行地区を『桜・本笠寺地区』及び『本星崎地区』に分けて、段階的に整備していく予定である。なお、隣接する県道岩崎名古屋線から市道水車呼続町線に至る区間(呼続地区)については、山崎川の河積阻害の解消が喫緊の課題であることから、連続立体交差事業以外の手法で先行着手する計画としている。そのため、県道岩崎名古屋線から市道平針名古屋港線に至る区間は本事業予定地には含まれていない。

表 2-3-1 事業計画の概要

項目	既存施設(連続立体交差化前)	計画施設(連続立体交差化後)
区間	名古屋市南区呼続二丁目～阿原町地内	同左
路線延長	約 3.9km	同左
線路線数	2 線	同左
構造	地上線バラスト道床 (一部架道橋)	高架線バラスト道床または弾性枕木直結軌道
踏切数	12 カ所	無し
交差する幹線道路	以下の幹線道路と立体交差 ・主要市道名古屋環状線 ・一般市道鳴海名古屋港線 以下の幹線道路と平面交差 ・一般市道宮崎通線 ・主要市道東海橋線 ・一般県道緑瑞穂線 ・一般県道笠寺星崎線 ・主要県道諸輪名古屋線	以下の幹線道路と立体交差 ・一般市道宮崎通線 ・主要市道東海橋線 ・一般県道緑瑞穂線 ・主要市道名古屋環状線 ・一般市道鳴海名古屋港線 ・一般県道笠寺星崎線 ・主要県道諸輪名古屋線
駅施設	本笠寺駅 2 面 4 線 桜駅、本星崎駅 2 面 2 線	同左

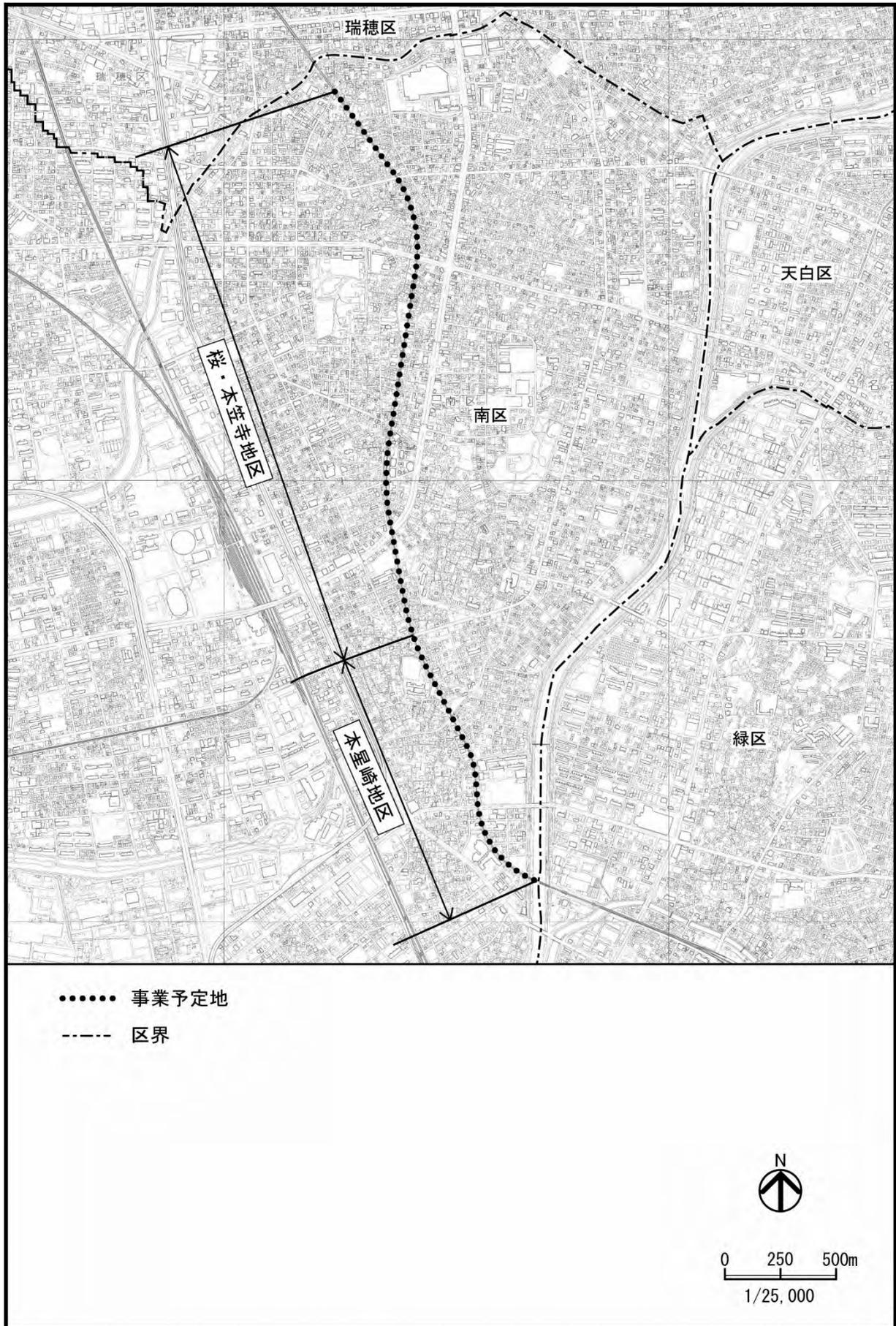
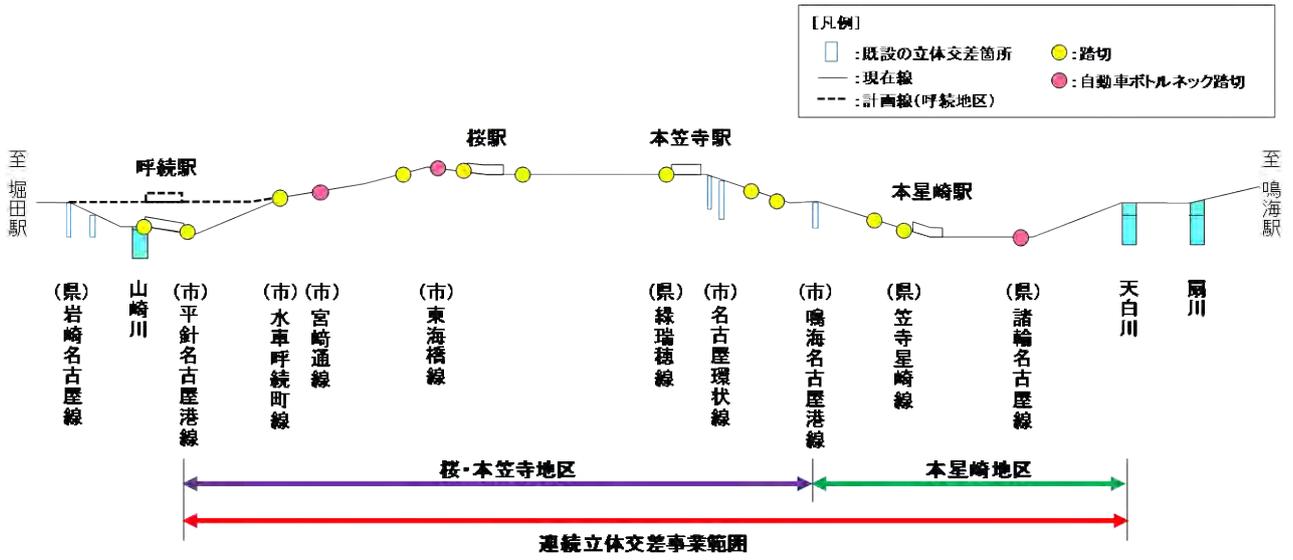


図 2-3-1 事業予定地の位置



※(県)は県道、(市)は市道であることを示す。

図 2-3-2 事業予定地縦断図

(2) 施工方法の選定

鉄道の高架化による立体交差の施工方法として、「仮線方式」、「別線方式」、「直上方式」があり、各方式の特徴を比較したものを、表 2-3-2 に示す。鉄道高架化の方法として、機能性や経済性、影響範囲等より総合的に勘案し、施工方法として最も一般的である「仮線方式」を選定した。

表 2-3-2 施工方法の比較

	仮線方式	別線方式	直上方式
施工方法 (イメージ)	<p>現況</p> <p>仮設線を仮線に切替</p> <p>仮線を本線に切替</p>	<p>現況</p> <p>仮設線を本線に切替</p> <p>仮設線跡地を撤去</p>	<p>現況</p> <p>仮設線を本線に切替</p> <p>仮設線跡地を撤去</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> 仮線を設けて、列車を仮線に切り替えることにより生ずる鉄道用地で高架構造物を施工する。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮線を設けずに新設高架橋を現在線に隣接した別線に構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮線を設けずに、新設高架橋を現在線の直上に構築する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に最も施工されている工法である。 高架後も現状と同等の機能を確保できる。 鉄道沿線が市街地部の場合、仮線敷設に伴い用地取得が必要となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮線方式と比べ、仮線を敷設しない分、工期が短い。 鉄道沿線地域において現況に比べ環境面での影響が大きくなる場合がある。 鉄道沿線が市街地部の場合、別線敷設に伴い用地取得が必要となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在線上での作業となるため夜間工事が多く工期も長い。 工事費が他の方式での高架橋建設に比べ高い。 取り付け区間で仮線用地が必要となるほか、鉄道沿線両側で用地取得が必要となる場合がある。

※施工方法のイメージ図は一般的な概略を示したもので、本事業の施工方法を具体的に示したものではありません。

(3) 運行計画の概要

運行計画の概要を表 2-3-3 に示す。

表 2-3-3 運行計画の概要

項目	運行計画
運行本数 (堀田駅～鳴海駅間)	1日当たり 580本 1時間当たり 特急8本 急行12本 準急4本 普通8本 合計32本
列車速度	最高110km/時

(4) 側道計画

沿道地区内の交通処理、災害時の緊急避難路及び供用後の日照阻害や電波障害、騒音・振動対策等として、地域の状況を勘案の上、必要に応じて事業予定地に側道を設置する。

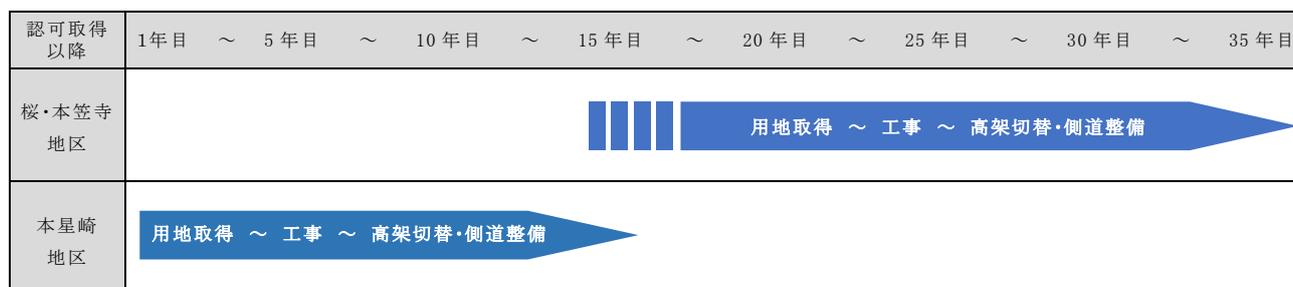
(5) 軌道計画

高架方式により連続立体交差事業を実施する。

2-3-4 工事実施計画の概要

(1) 工事予定期間

工事予定期間は、本市における直近の連続立体交差事業(名鉄名古屋本線(鳴海駅付近)やJR関西本線・近鉄名古屋線(八田駅付近))において、用地補償から高架化完了まで14年～15年を要していることを踏まえ、本星崎地区では約15年、桜・本笠寺地区では約20年の工事期間を想定している。工事予定期間の概要を図2-3-3に示す。



※桜・本笠寺地区の事業開始時期及び工事予定期間は、本星崎地区の事業進捗状況や本市の財政状況等を勘案の上検討する。

図 2-3-3 工事予定期間

(2) 工事概要

仮線方式による工事の進め方を以下の①～⑥及び図 2-3-4 に示す。

- ① 現在線の横に仮線を敷設する。
- ② 現在線 A、B を仮線 A、B に切り替える。
- ③ 現在線 A、B を撤去し、跡地に計画線 A の高架橋を建設する。
- ④ 仮線 A を計画線 A に切り替える。
- ⑤ 仮線 A を撤去し、跡地に計画線 B の高架橋を建設する。
- ⑥ 仮線 B を計画線 B に切り替える。

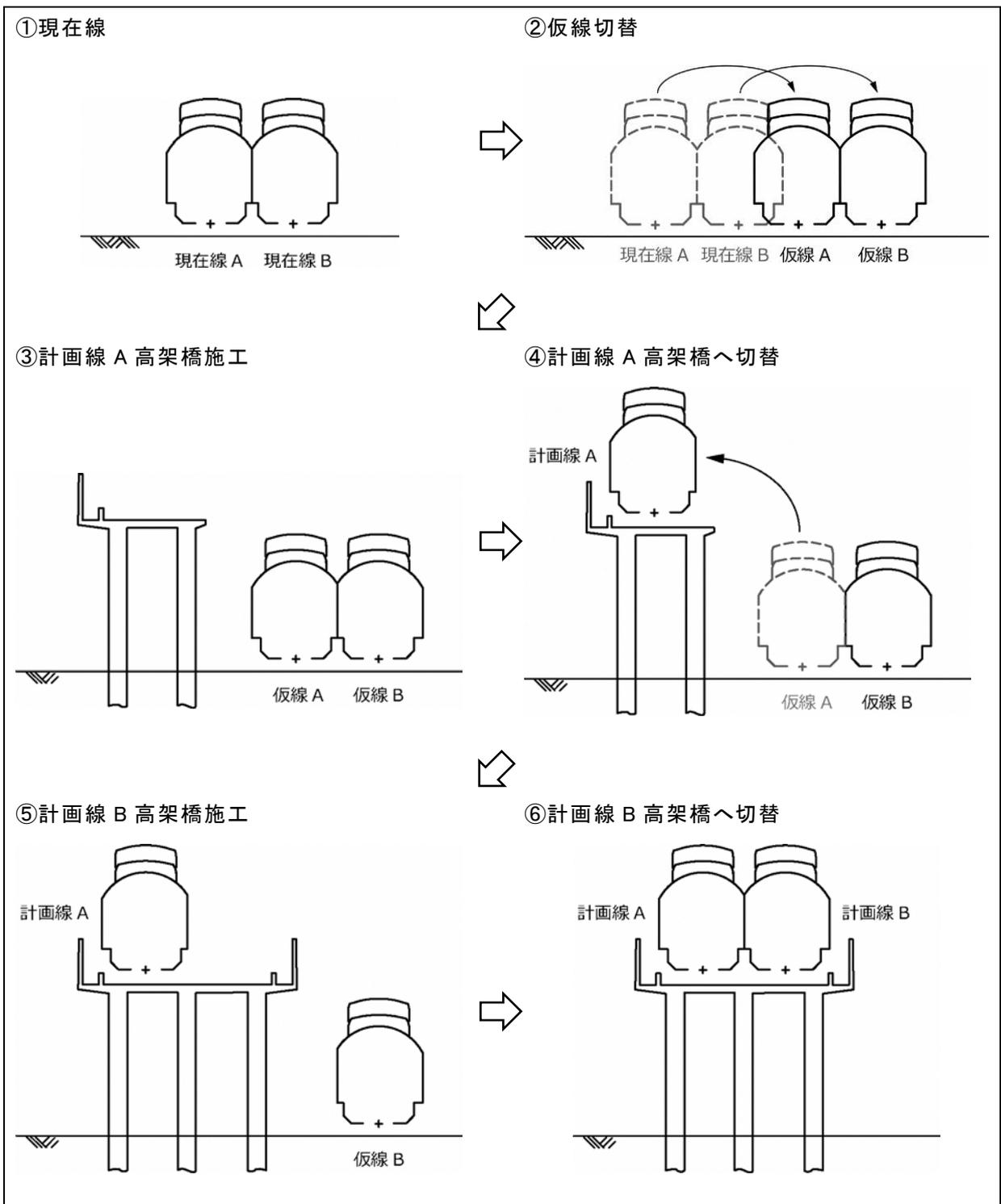


図 2-3-4 仮線方式による工事の進め方

(3) 工事中の排水計画

工事中、工事排水は公共用水域に排水せず、公共下水道に放流する計画であり、必要に応じ排水処理施設を設置する。

2-3-5 工事関係車両の主な走行ルート

工事関係車両の主な走行ルートを図 2-3-5 に示す。



図 2-3-5 工事関係車両の主な走行ルート

第 3 章 対象事業に係る計画について環境 の保全の見地から配慮した内容

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項の内容を以下に示す。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-1-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項		配慮内容	
自然環境の保全	植物・動物・生態系・緑地	動植物の生息・生育環境の保全	・仮線位置は可能な限り現在軌道に近づけるよう配慮する。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項		配慮内容	
自然環境の保全	土壌	表土の保全と活用	・緑地を改変する場合は、法面等を植栽により保護するなど、表土の流出防止に留意した工事を行う。
	植物・動物・生態系・緑地	動植物の生息域への影響の防止	・緑地を改変する面積は最小限とし、改変によって失われた植生は可能な限り工事完了後に復旧する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・使用する建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型を使用する。
		工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の走行台数を可能な限り分散する工事計画を策定するよう努める。 ・建設資材の搬出、搬入車両については、搬入出量に応じた適正な車種・規格を選定し、工事関係車両の抑制に努める。 ・工事関係の従業者の通勤には、公共交通機関の利用や、通勤自動車の相乗りを推進し、通勤のための自動車走行台数を抑制する。 ・工事関係車両は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県、平成 22 年)に定められた非適合車を使用しない。
		仮線走行時の公害の防止	・設置する仮線の走行時は事業者の実施可能な範囲で、騒音・振動の低減を図る。
		水環境への汚染防止	・工事中、工事排水は公共用水域に排出せず、公共下水道に放流する。
快適環境の保全と創造	歴史環境	歴史的・文化的遺産の保全	・土地の改変による文化財への影響をできる限り回避または低減する。
環境負荷の低減	廃棄物等	建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊は、再資源化施設へ搬出して有効利用する。 ・建設発生土は、盛土への再利用等に努める。 ・工事従業者が出す一般廃棄物については分別収集を適切に実施し、再資源化に努める。 ・既存駅舎解体時にアスベストの使用が確認された場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」(環境省、平成 23 年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、平成 23 年)に基づき、適正に処理を行う。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		配慮内容	
生活環境の保全	環境汚染	列車走行時の公害の防止	・線路保守における一般的・日常的対策を講じることで、騒音・振動の低減を図る。
	日照阻害	日照阻害の防止	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。 ・日照時間に支障が出る場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年 2 月 23 日建設事務次官通知)に定められた居住環境の改善策を検討する。
	電波障害	電波障害の防止	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。 ・テレビ受信状況に支障が出る場合には、改善のための対策を検討する。
	地域分断	地域分断の解消	・踏切の除却後の交差道路を整備することによって、地域交通を円滑にして、地域を活性化する。
	安全性	安全性の向上	・踏切を除却し、往来時の安全性を向上させる。
快適環境の保全と創造	景観	良好な都市景観の形成	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	大気汚染物質及び温室効果ガス等の排出抑制	・踏切を除却し、鉄道と道路の立体交差を実現することにより、自動車旅行速度を向上させ、大気汚染物質・温室効果ガス等排出量を削減する。

第 4 章 対象事業の実施予定地及び その周辺地域の概況

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は図 4-1(1)のとおり、名古屋市南区に位置し、山崎川と天白川に挟まれた区域である。周辺には JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、一般国道 1 号が並行しており、主要市道名古屋環状線、主要市道東海橋線等の主要道路と交差している。

事業予定地の桜、本笠寺、本星崎の各駅はいずれも普通列車のみの停車であるが、朝の混雑時には 8 両編成の普通列車が運行されて、多くの乗客に利用されている。本笠寺駅は笠寺観音の最寄り駅として利用されており、南区役所へも徒歩 10 分圏内に位置している。名古屋市総合体育館へも徒歩 15 分圏内で、スポーツやコンサート、イベントが開催されるときには JR 笠寺駅とともに観客輸送に利用される。また、本星崎駅は愛知県立名南工業高等学校の最寄り駅として多くの通学生に利用されている。

事業予定地及びその周辺地域の概況(地域特性)について文献等により調査した。なお、地域特性は「自然的状況」と「社会的状況」に分けて整理した。

調査地域を表 4-1 及び図 4-1(2)に示す。

その根拠については、本事業の実施により騒音レベルが一定以上変化することが予想される範囲(近接軌道の中心線より 100m 程度)を含む地域とし、地域社会の単位(学区、町丁目界等)及び道路、鉄道の位置を考慮し、設定した。

なお、収集するデータは令和元年 8 月末時点で入手できるものを基本とした。

表 4-1 調査地域

区	学区等
南区	菊住学区の一部、桜学区の一部、呼続学区の一部、春日野学区の一部、大磯学区の一部、笠寺学区の一部、星崎学区の一部
緑区	鳴海学区の一部

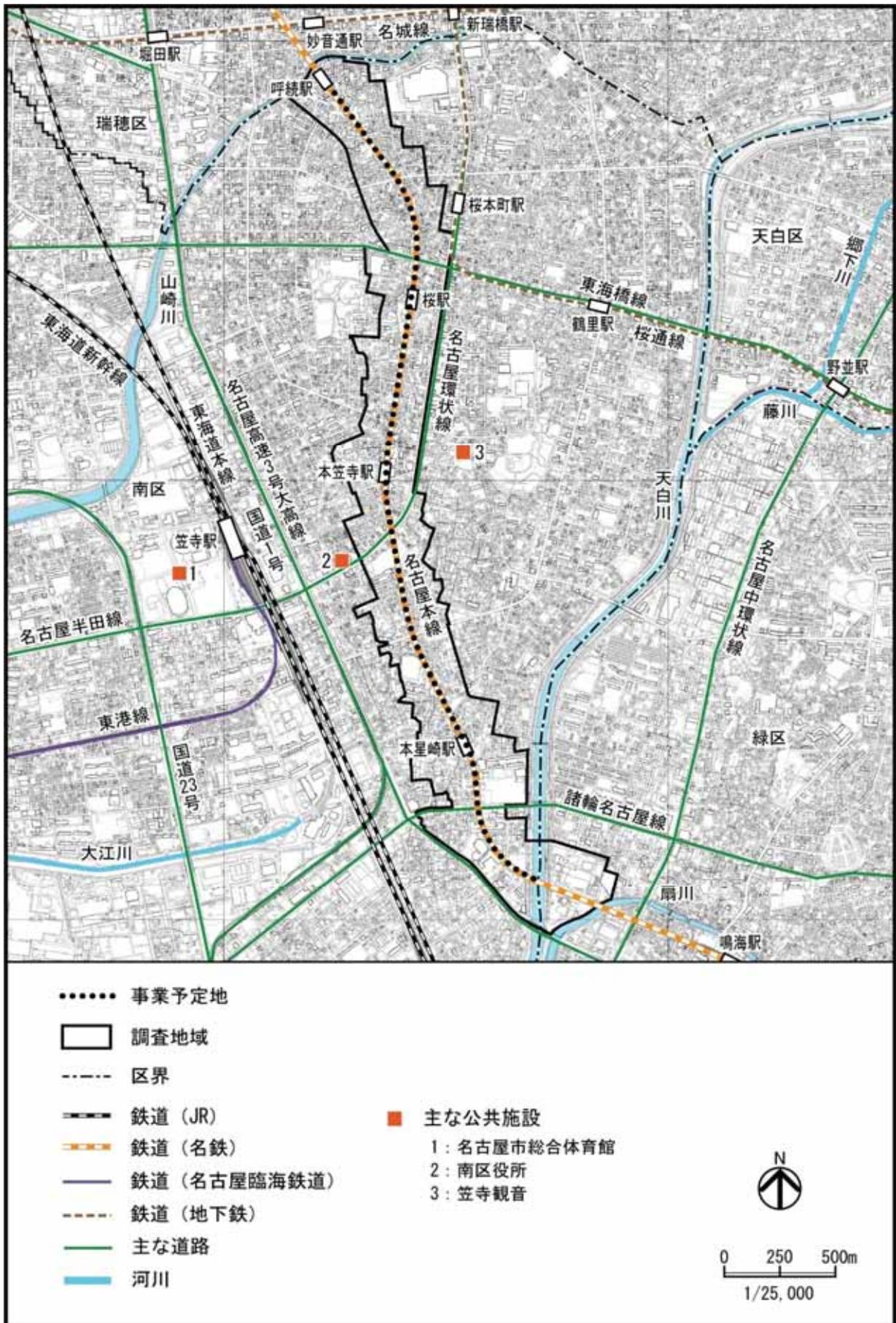


図 4-1(1) 事業予定地及びその周辺地域

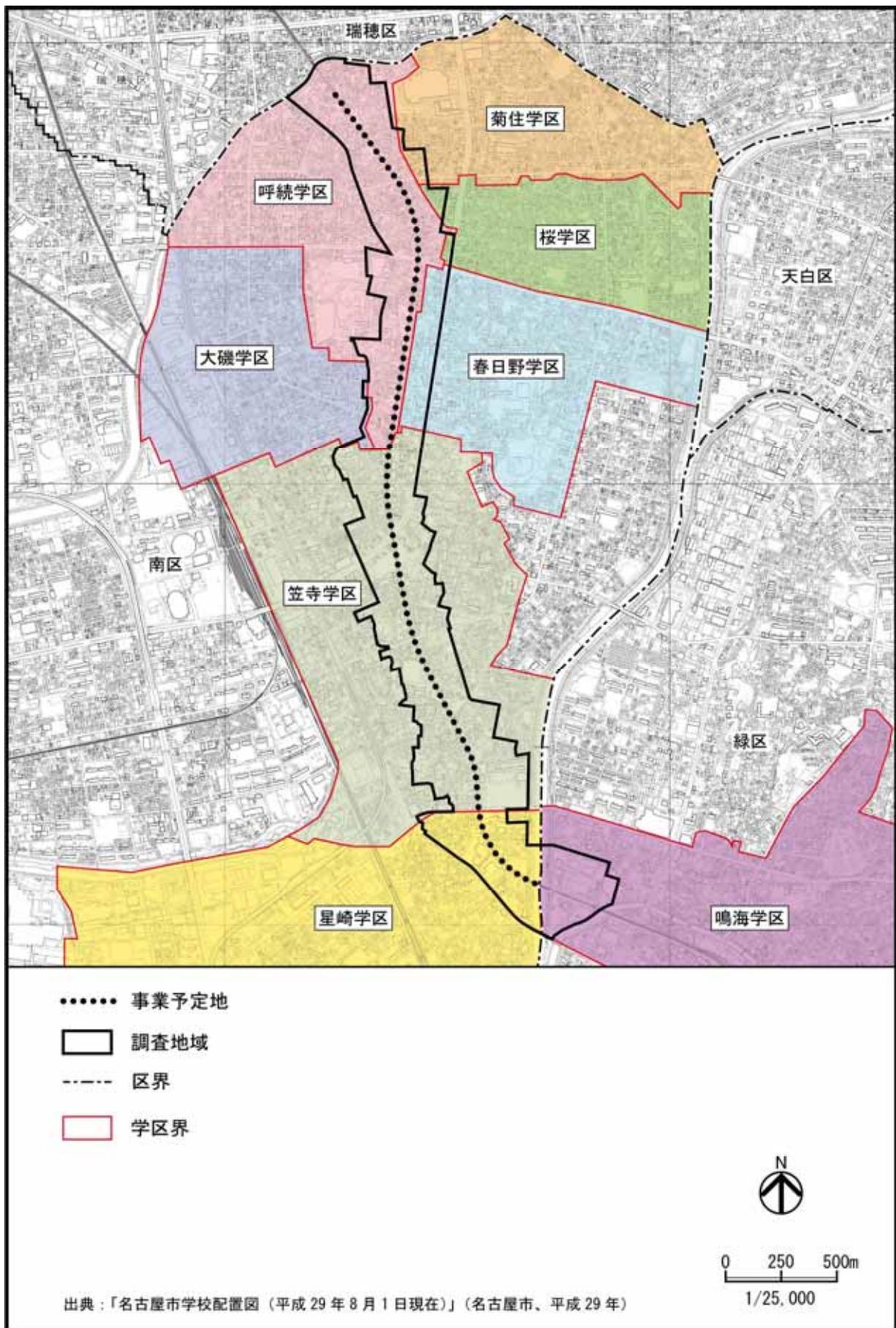


図 4-1(2) 事業予定地及びその周辺地域

4-1 自然的状況

4-1-1 地形・地質等の状況

(1) 地形

調査地域周辺における地形の状況を図 4-1-1 に示す。

事業予定地は天白川、山崎川にはさまれた地域に位置している。

調査地域周辺では盛土地などの人工改変地が多くを占めており、自然地形は川沿いの自然堤防、砂州・砂堆など沖積平野、やや小高くなっている更新世段丘などが残っている。

なお、事業予定地は、更新世段丘、盛土地などとなっている。

(2) 地質

調査地域周辺における地質の状況を図 4-1-2 に示す。

天白川、山崎川の周辺等水辺沿いでは主に自然堤防、河道堆積物など沖積層であり、やや小高くなっている場所では更新世の熱田層、八事層などとなっている。

なお、事業予定地は、熱田層、沖積層などとなっている。

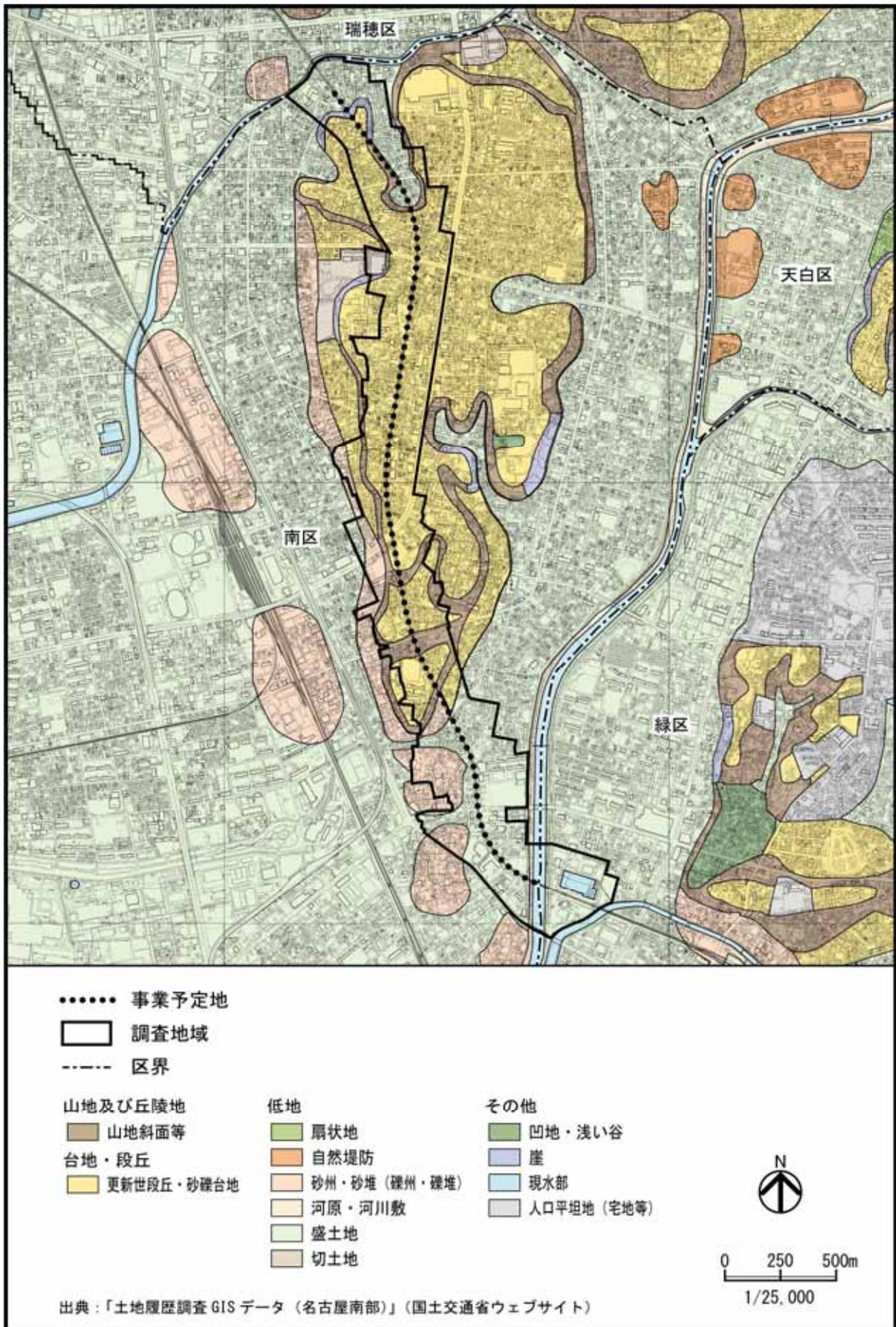


図 4-1-1 地形分類図

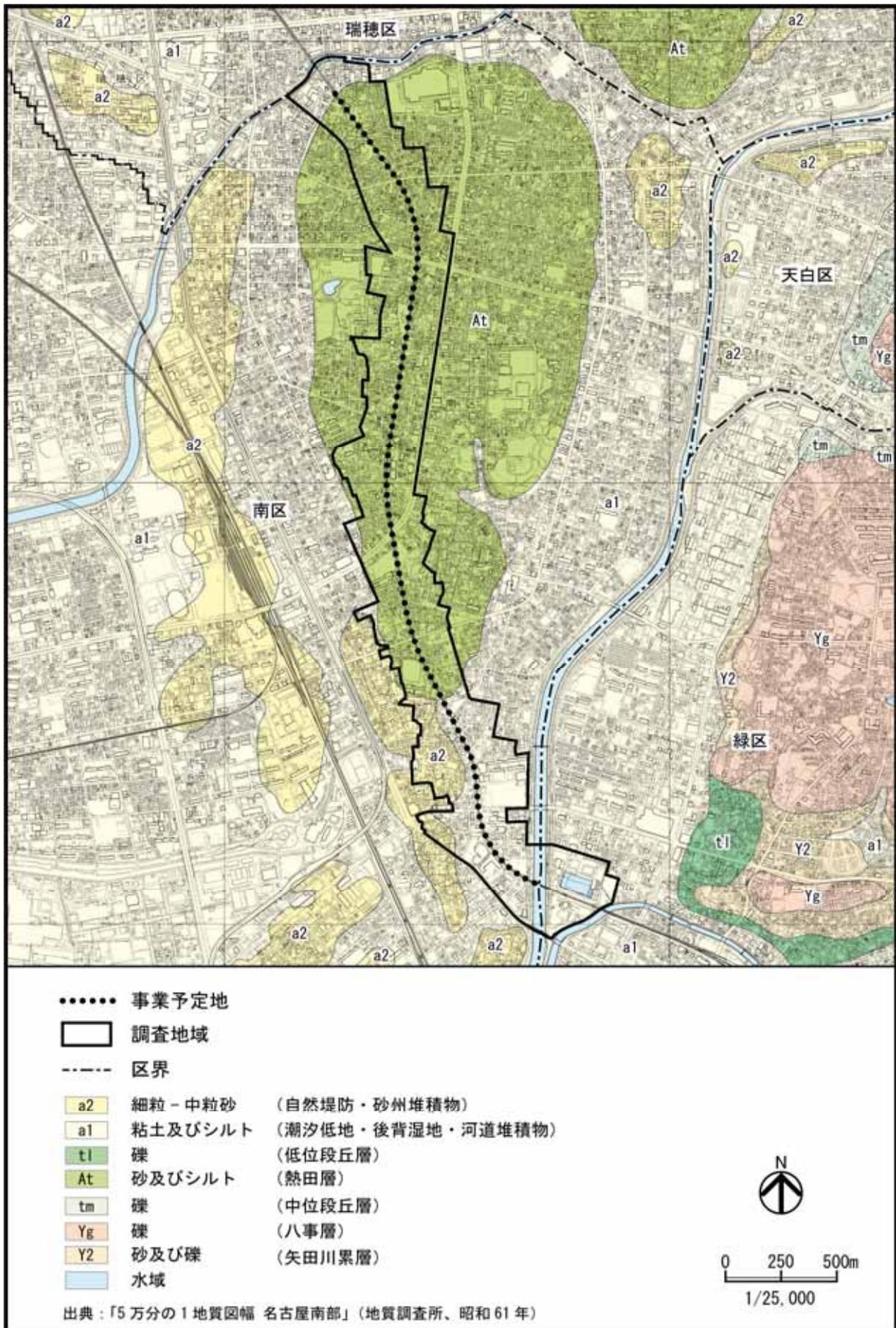


図 4-1-2 表層地質図

(3) 地盤沈下

調査地域における地盤沈下の状況を表 4-1-1、水準点の位置を図 4-1-3 に示す。

平成 30 年度の測量結果では、地盤沈下の目安とされている 1 年間又は 1 年当たりで 1cm 以上沈下した水準点はない。

表 4-1-1 地盤沈下の状況(平成 30 年度)

管理機関	名称	年間沈下量(mm)
国土地理院	173-1	—
名古屋市	N3	1
	N4	0
	N70	0

注)「—」は出典に記載がないことを示す。プラスの値は隆起していることを示す。

出典:「平成 30 年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会、令和元年)

(4) 土壌等

調査地域周辺における土壌の状況を図 4-1-4 に示す。

調査地域周辺における土壌は、多くが市街地、人工改変地などであり、自然土壌は台地及び低地土壌に属する灰色低地土壌、細粒灰色低地土壌が一部に分布している。

調査地域において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域は指定されていない。

また、名古屋市環境保全条例に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域はないが、形質変更時届出管理区域が 1 箇所指定されており、概要を表 4-1-2 に示す。

調査地域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく指定区域はない。

また、土壌に係るダイオキシン類の調査結果を表 4-1-3 に示す。平成 29 年度は南区天白町の千鳥公園で行われており、その結果は 0.017pg-TEQ/g で環境基準を達成していた。

表 4-1-2 名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域の概要

指定番号	指定年月日	所在地	面積	分類	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目
管-115	平成 29 年 10 月 5 日	名古屋市南区笠寺町字松東 58 番 1 の一部並びに前浜通 7 丁目 11 番の一部、12 番の一部及び 13 番の一部	約 360m ²	一般管理区域	砒素及びその化合物	溶出量基準
					ふっ素及びその化合物	溶出量基準

出典:「名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-3 ダイオキシン類の調査結果(平成 29 年度)

地点名称	所在地	調査年月日	調査結果	環境基準
千鳥公園	南区天白町	平成 29 年 7 月 19 日	0.017pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下

出典:「平成 29 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 30 年)

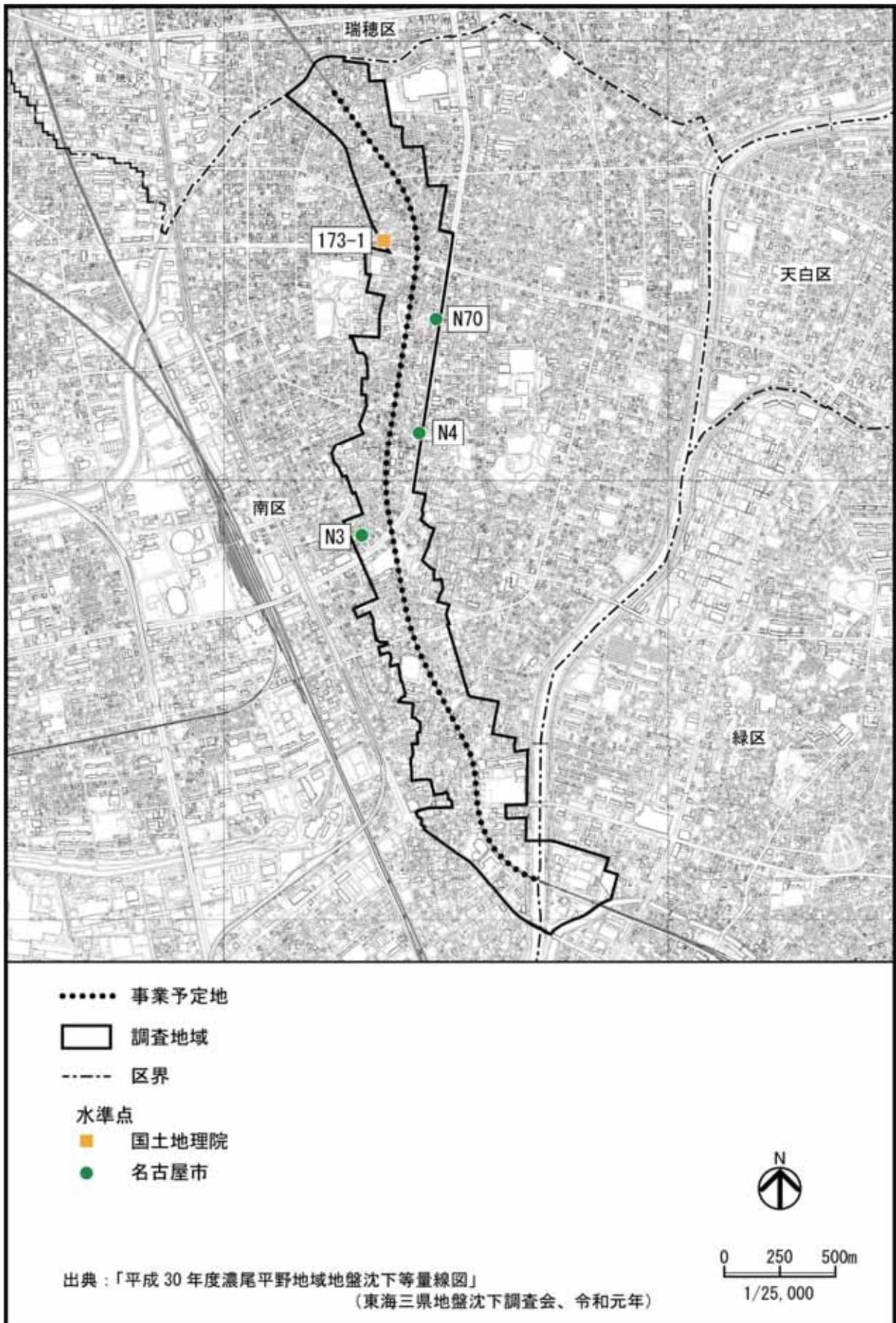


図 4-1-3 水準点の配置状況

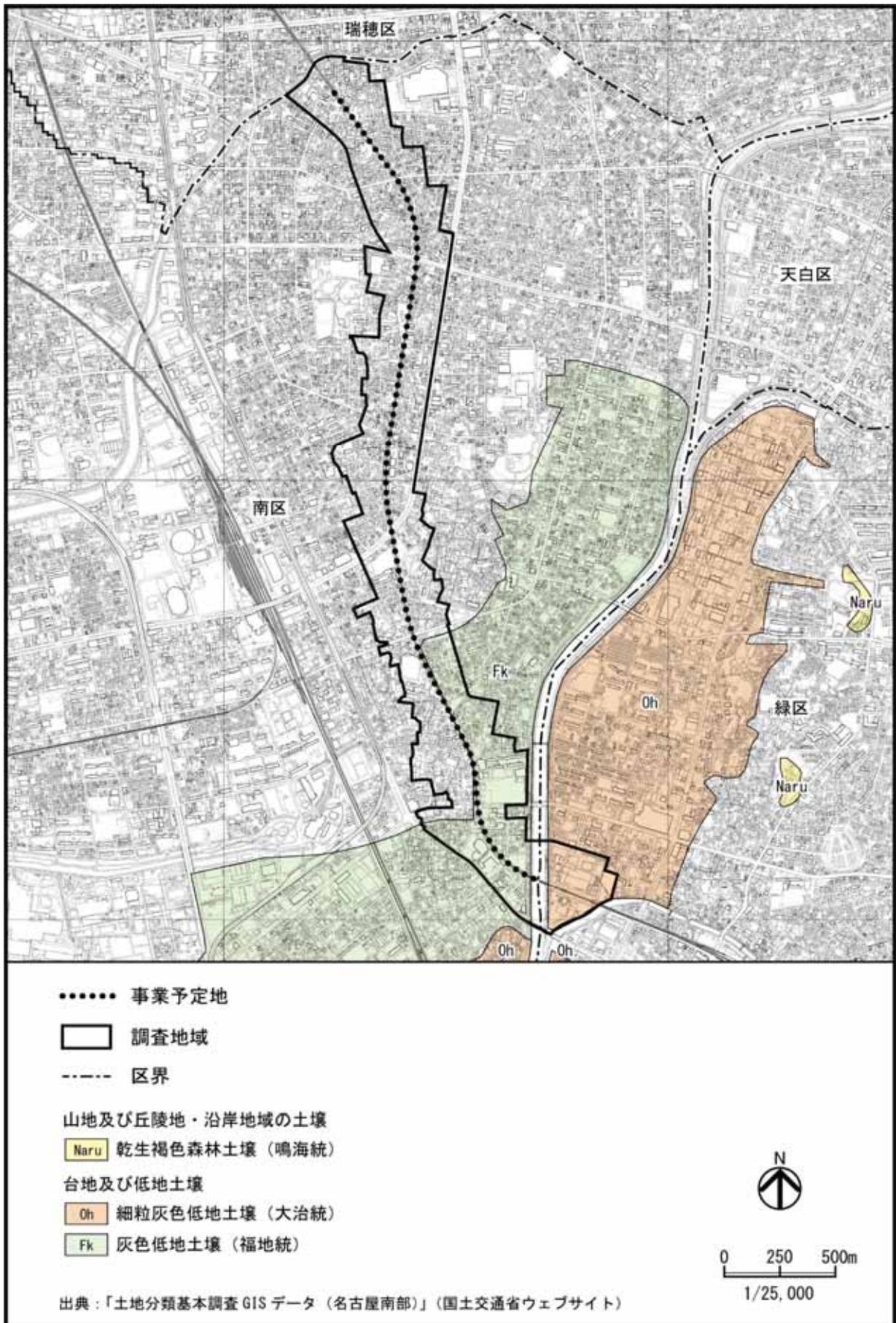


図 4-1-4 土壌図

4-1-2 水環境の状況

(1) 水象

調査地域周辺における主な河川の状況を図 4-1-5 に示す。

調査地域周辺には、2 級河川の山崎川、天白川及び扇川等が流れている。

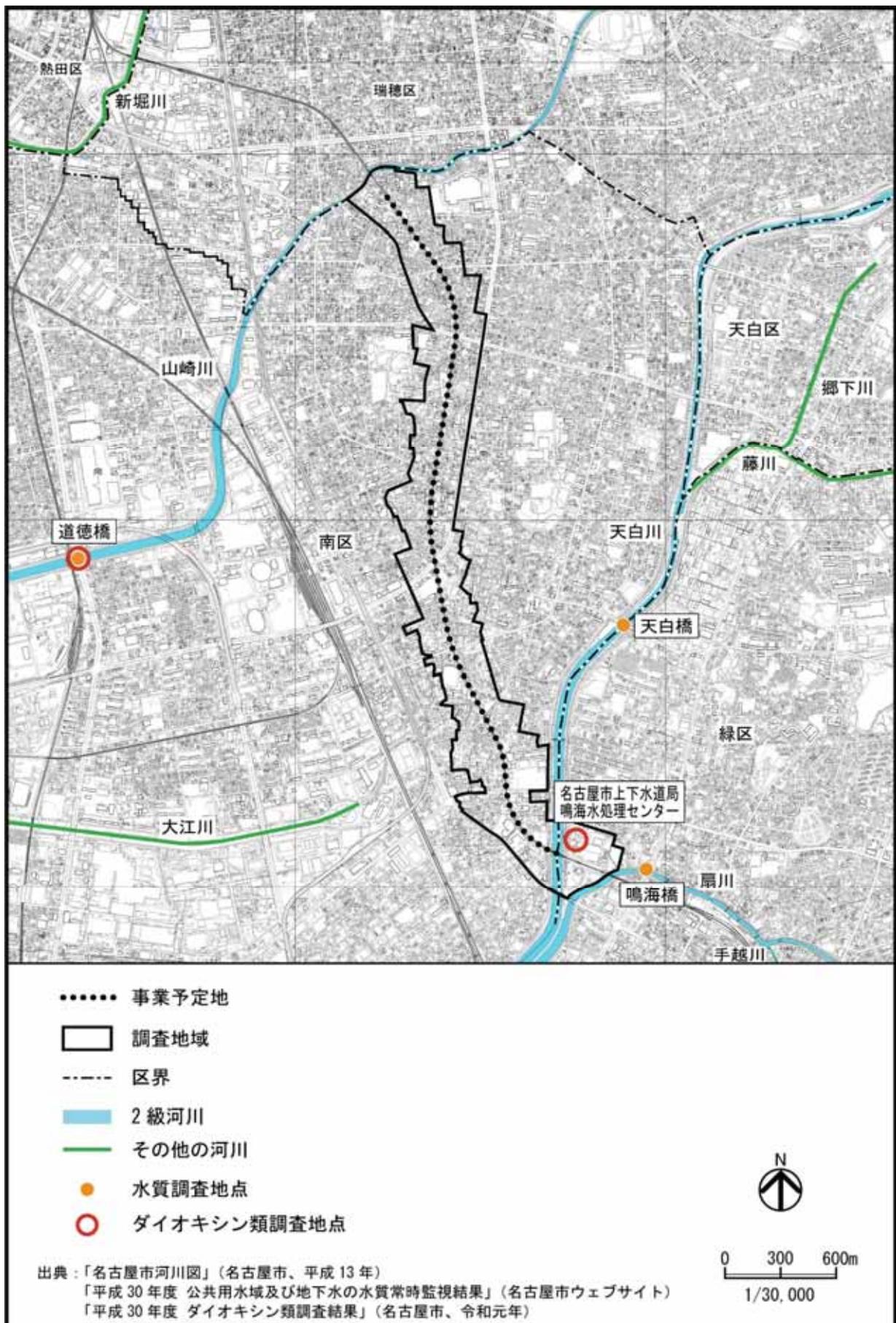


図 4-1-5 河川の状況、水質調査地点

(2) 水質

ア 河川

調査地域周辺における河川の水質調査地点を表 4-1-4 に、位置を前掲図 4-1-5 に示す。

調査地域周辺の公共用水域のうち、河川の水質調査は名古屋市により実施されている。

表 4-1-4 河川の水質の調査地点(平成 30 年度)

水域名	調査地点		生活環境項目	健康項目	実施者
	水質汚濁防止法に基づく調査地点	名古屋市環境保全条例に基づく調査地点			
山崎川	道德橋	—	○	○	名古屋市
天白川	天白橋	—	○	○	
扇川	—	鳴海橋	○	○	

注) 1. 「○」は測定している項目、「—」は該当しないことを示す。

2. 調査地域周辺において、山崎川に水質調査地点は存在しない。

出典:「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(7) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目、水質の汚濁に関する項目)

調査地域周辺における生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の調査結果を表 4-1-5 に示す。

道德橋は環境基準 D 類型及び環境目標値の地域区分☆に指定されており、DO、BOD、全亜鉛及び LAS を除き環境基準及び環境目標値に適合している。天白橋は環境基準 C 類型及び環境目標値の地域区分☆☆に指定されており、pH 及び BOD を除き環境基準及び環境目標値に適合している。鳴海橋は環境目標値の地域区分☆☆☆に指定されており、全亜鉛を除き環境目標値に適合している。

表 4-1-5(1) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	調査地点		山崎川			環境基準(D類型)	環境目標値(☆)
			道德橋				
	最低	最高	平均値(75%値)	m/n	x/y		
pH	6.8	7.4	7.1	0/12	0/12	6.0以上8.5以下	6.5以上8.5以下
DO(mg/L)	1.5	6	4.0	1/12	2/12	2以上	3以上
BOD(mg/L)	1.7	12	3.5(3.2)	1/12	1/12	8以下	8以下
COD(mg/L)	4.3	10	6.4	-/12	-/12	—	—
SS(mg/L)	1	6	3	0/12	0/12	100以下	20以下
全窒素(mg/L)	3.0	8	5.8	-/6	-/6	—	—
全リン(mg/L)	0.14	0.31	0.23	-/6	-/6	—	—

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。

2. m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(2) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成30年度)

調査地点 項目	天白川					環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白橋						
	最低	最高	平均値 (75%値)	m/n	x/y		
pH	7.3	8.6	7.5	1/12	1/12	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	5.9	9.9	7.9	0/12	0/12	5以上	5以上
BOD (mg/L)	0.8	9.7	4.1 (5.5)	4/12	4/12	5以下	5以下
COD (mg/L)	4.4	7.5	5.9	-/12	-/12	—	—
SS (mg/L)	2	10	5	0/12	0/12	50以下	15以下
全窒素 (mg/L)	4.0	4.0	4.0	-/1	-/1	—	—
全リン (mg/L)	0.25	0.25	0.25	-/1	-/1	—	—

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。
 2. m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。
 出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(3) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成30年度)

調査地点 項目	扇川				環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋				
	最低	最高	平均値 (75%値)	x/y	
pH	7.2	7.8	7.4	0/12	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	6.1	9	7.8	0/12	5以上
BOD (mg/L)	0.5	2.8	1.1 (1.2)	0/12	3以下
COD (mg/L)	2.1	4.3	3.1	-/12	—
SS (mg/L)	1	7	4	0/12	10以下
全窒素 (mg/L)	1.0	2.1	1.4	-/6	—
全リン (mg/L)	0.052	0.130	0.079	-/6	—
ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	100	550	200	0/12	1,000以下

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の()内の値は75%値を示す。
 2. x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。
 出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(4) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	山崎川			環境基準 (D類型)	環境目標値 (☆)
	道徳橋				
	最低	最高	平均値		
全亜鉛 (mg/L)	0.011	0.032	0.020	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	0.00006	0.00017	0.00010	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	<0.0006	0.160	0.017	0.05以下	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(5) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	天白川			環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白橋				
	最低	最高	平均値		
全亜鉛 (mg/L)	0.018	0.018	0.018	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0033	0.0033	0.0033	0.05以下	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-5(6) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果(平成 30 年度)

項目	扇川			環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋			
	最低	最高	平均値	
全亜鉛 (mg/L)	0.013	0.033	0.020	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0015	0.0015	0.0015	0.05以下

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目、水の安全性に関する項目）

調査地域周辺における健康項目（水の安全性に関する項目）の調査結果を表 4-1-6 に示す。

道徳橋、天白橋及び鳴海橋は環境基準及び環境目標値に適合している。

表 4-1-6 健康項目（水の安全性に関する項目）の河川水質調査結果（平成 30 年度）

項目	調査地点	山崎川	天白川	扇川	環境基準 環境目標値
		道徳橋	天白橋	鳴海橋	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	ND	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	ND	—	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.91	4.6	1.1	10以下
ふっ素	mg/L	—	<0.08	0.09	0.8以下
ほう素	mg/L	—	0.04	0.1	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注) 1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 「ND」は測定下限値未満、「—」は測定を行っていないことを示す。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「人の健康の保護に関する環境基準」(環境省ウェブサイト)

「水質汚濁に係る環境目標値」(名古屋市ウェブサイト)

(ウ) ダイオキシン類

調査地域及びその周辺においては、道徳橋でダイオキシン類の調査が実施されている(前掲図 4-1-5 参照)。平成 30 年度の調査結果は、0.033pg-TEQ/L であり環境基準に適合している。

また、平成 30 年度の名古屋市上下水道局鳴海水処理センターにおける排出水の測定結果は 0.00032pg-TEQ/L であり、排出基準を下回っている。

出典:「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)

(I) 底質

調査地域及びその周辺において底質の調査は実施されていない。

なお、調査地域に最も近い調査地点は天白川の千鳥橋で、総水銀及び PCB の平成 30 年度の調査結果では、ともに暫定除去基準に適合している。

出典:「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

イ 地下水

調査地域周辺における地下水の調査結果を表 4-1-7 に示す。調査地域周辺では概況定点調査が 1 地点、概況メッシュ調査が 3 地点、定期モニタリング調査が 2 地点で実施されている。

平成 30 年度の調査結果では、定期モニタリング調査の 2 地点で環境基準に適合していない項目がある。

また、調査地域周辺におけるダイオキシン類の調査は、平成 26 年度に南区忠次一丁目で実施されている。調査結果は、0.024pg-TEQ/L であり環境基準に適合している。

表 4-1-7(1) 地下水質の調査結果(平成 30 年度)

調査区分		概況定点	概況メッシュ		環境基準
調査地点		南区立脇町	南区鶴里二丁目	南区曽池町	
採水年月日		H30.11.29	H30.9.21	H30.10.16	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ぼう素	mg/L	0.02	<0.02	0.08	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 1. 「<」は報告下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2. 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典:「平成 30 年度 公用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-7(2) 地下水質の調査結果(平成 30 年度)

調査区分		概況メッシュ	定期モニタリング		環境基準
調査地点		緑区浦里五丁目	南区星崎二丁目	緑区鳴海町	
採水年月日		H30.9.26	H30.10.26	H30.12.27	
カドミウム	mg/L	<0.0005	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	0.0009	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.017	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	—	—	10 以下
ふっ素	mg/L	0.08	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.19	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	0.05 以下

注) 1. 「<」は報告下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2. 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典:「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

4-1-3 大気環境の状況

(1) 気象

気象官署の位置を図 4-1-6 に示す。事業予定地の近辺における気象官署として、北東約 7km に名古屋地方気象台(名古屋市千種区日和町)がある。



出典:「気象台の所在地・業務」(名古屋地方気象台ウェブサイト)

図 4-1-6 気象官署の位置

ア 気温・降水量

名古屋地方気象台における月別平均気温及び降水量の平年値を表 4-1-8 及び図 4-1-7 に示す。

月別平均気温は、最高が 8 月の 27.8℃、最低が 1 月の 4.5℃となっており、月別降水量は、最大が 9 月の 234.4mm、最小が 12 月の 45.0mm であり、年間降水量は 1,535.3mm である。

イ 風向・風速

名古屋地方気象台における月別平均風速の平年値及び最多風向を表 4-1-8 に示す。昭和 56 年～平成 22 年における平年値は、年間最多風向が北北西、平均風速が 2.9m/s である。

名古屋地方気象台における平成 30 年度の風配図は図 4-1-8 に示すとおりであり、最多風向は北北西となっている。

また、調査地域周辺の常監局における平成 30 年度の年間最多風向及び年間平均風速の状況は、白水小学校が北北西及び 2.2m/s、大高北小学校が北西及び 2.5m/s、千竈が北及び 1.4m/s、元塩公園が北西及び 1.2m/s である。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果(資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 日射量

名古屋地方気象台における月別の平均全天日射量の平年値を表 4-1-8 及び図 4-1-9 に示す。

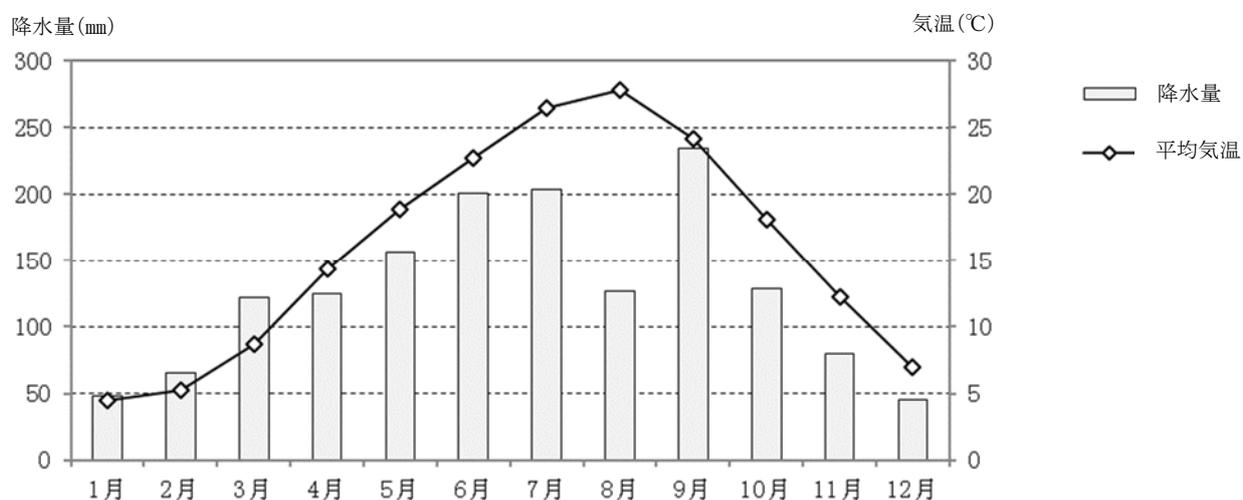
全天日射量の最大が 5 月の 17.7MJ/m²、最小が 12 月の 8.4MJ/m² となっており、年間平均は 13.5MJ/m² である。

表 4-1-8 名古屋地方気象台における平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))

	平均気温(°C)	降水量(mm)	平均風速(m/s)	最多風向	平均全天日射量(MJ/m ²)
1 月	4.5	48.4	3.1	北北西	9.1
2 月	5.2	65.6	3.4	北北西	11.8
3 月	8.7	121.8	3.5	北北西	14.2
4 月	14.4	124.8	3.3	北北西	16.9
5 月	18.9	156.5	3.0	北北西	17.7
6 月	22.7	201.0	2.7	南南東	16.0
7 月	26.4	203.6	2.7	南南東	16.1
8 月	27.8	126.3	2.9	南南東	17.2
9 月	24.1	234.4	2.7	北北西	13.4
10 月	18.1	128.3	2.6	北北西	11.5
11 月	12.2	79.7	2.6	北北西	9.4
12 月	7.0	45.0	2.8	北北西	8.4
年間	15.8	1,535.3	2.9	北北西	13.5

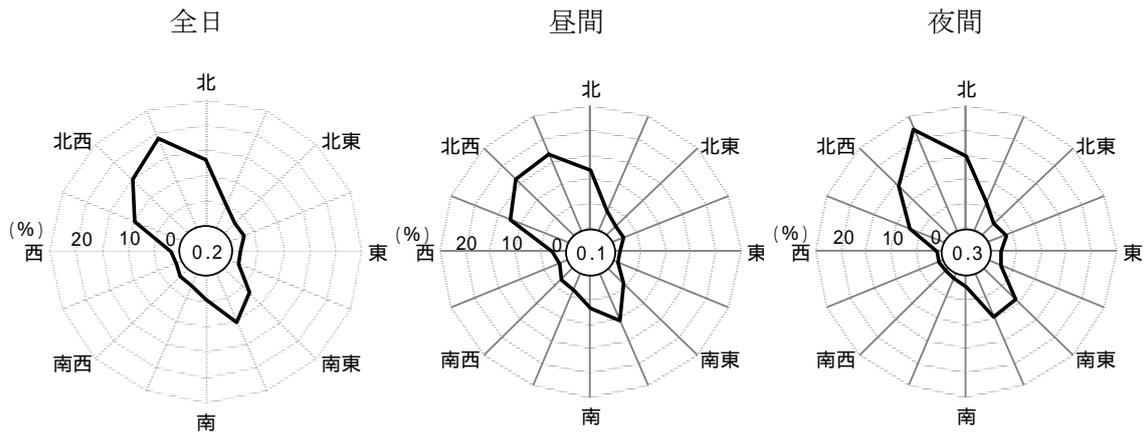
出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-7 名古屋地方気象台における月別平均気温及び降水量の平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))



- 注) 1. グラフ内一目盛につき5%となっている。
 2. 円内の数字は静穏率(風速 0.2m/s 以下、単位%)を示す。
 3. 昼夜間の区分は以下のとおりとする。

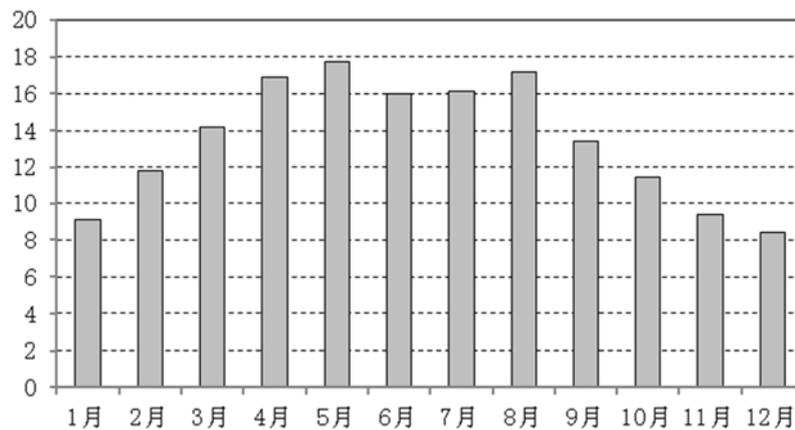
月	昼間	夜間	月	昼間	夜間	月	昼間	夜間
1	7～17時	18～6時	5	5～18時	19～4時	9	6～18時	19～5時
2	7～17時	18～6時	6	5～19時	20～4時	10	6～17時	18～5時
3	7～18時	19～6時	7	5～19時	20～4時	11	7～16時	17～6時
4	6～18時	19～5時	8	6～18時	19～5時	12	7～16時	17～6時

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-8 名古屋地方気象台における風配図

(統計期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

平均全天日射量
(MJ/m²)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 4-1-9 名古屋地方気象台における月別平均全天日射量の平年値

(統計期間 昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年))

(2) 大気質

大気質の調査項目を表 4-1-9 に、調査地点の位置を図 4-1-10 に示す。

調査地域周辺の常監局としては、一般局の白水小学校、大高北小学校、自排局の千竈、元塩公園の計 4 地点がある。

また、ダイオキシン類の調査地点として、瑞穂保健センターの 1 地点がある。

表 4-1-9 大気質の調査項目

調査地点	局属性	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	調査主体
白水小学校	一般局	○	○	—	○	○	○	—	名古屋市
大高北小学校	一般局	—	○	—	○	○	○	—	
千竈	自排局	—	○	—	○	—	○	—	
元塩公園	自排局	—	○	○	○	—	○	—	
瑞穂保健センター	—	—	—	—	—	—	—	○	

注) 1. 平成 30 年度の調査状況である。

2. 「○」は調査している項目、「—」は調査していない項目を示す。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)



図 4-1-10 大気質調査地点

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-10 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-11 に示す。

白水小学校においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

表 4-1-10 二酸化硫黄の調査結果(平成 30 年度)

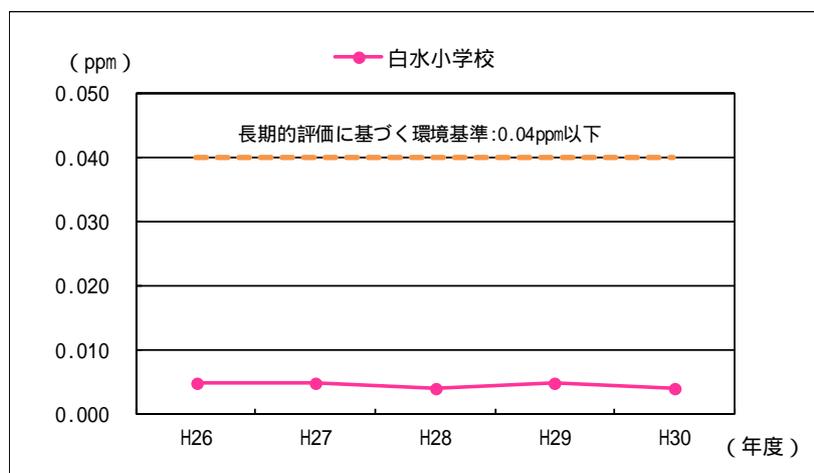
測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			1 時間値の最高値
		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
		時間	%	日	%					
	ppm					○: 達成 ×: 非達成		○: 無 ×: 有	○: 達成 ×: 非達成	ppm
白水小学校	0.001	0	0	0	0	○	0.004	○	○	0.035

注) 1. 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

2. 環境基準の長期的評価は、年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-11 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の 2% 除外値)

イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-11 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-12 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、元塩公園を除き、環境目標値を達成している。

表 4-1-11 二酸化窒素の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値 ppm	1時間値 の最高値 ppm	長期的評価		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		
			日平均値 の年間 98%値 ppm	達成状況					
				環境基準	環境目標値	日	%	日	%
白水小学校	0.017	0.077	0.038	○	○	0	0	3	0.8
大高北小学校	0.014	0.075	0.033	○	○	0	0	0	0
千竈	0.018	0.071	0.037	○	○	0	0	2	0.5
元塩公園	0.026	0.088	0.046	○	×	0	0	32	8.8

注) 1. 環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

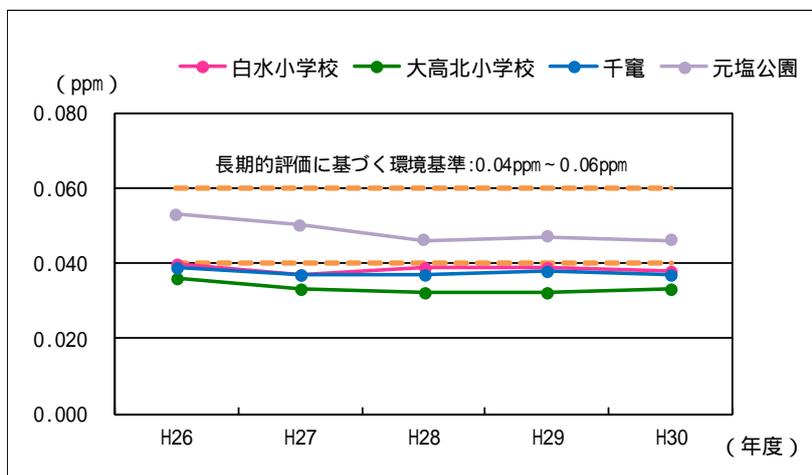
2. 環境目標値は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

3. 環境基準の長期的評価方法は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下の場合環境基準が達成されているものとする。

(昭和53年7月 環境省 環大企第262号)

4. 環境目標値の評価方法は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成26~30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成27年~令和元年)

図 4-1-12 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間98%値)

ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-12 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-13 に示す。

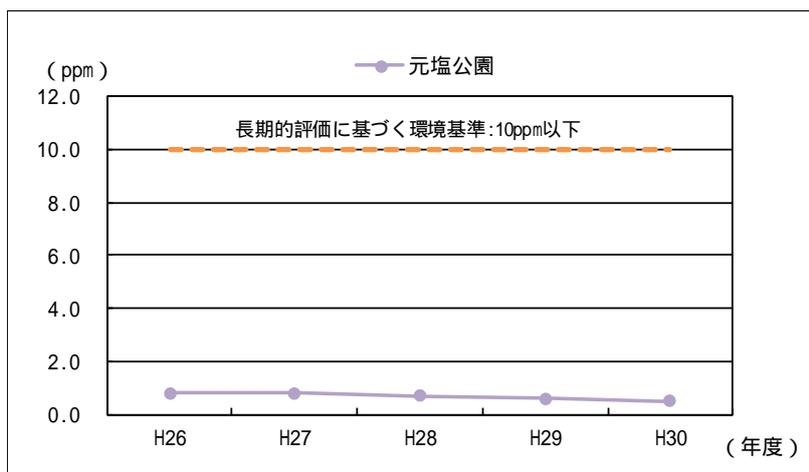
元塩公園においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

表 4-1-12 一酸化炭素の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価		1時間値の最高値
		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	環境基準の達成状況	
		回数	%	日	%			
元塩公園	0.3	0	0	0	0	○:達成 ×:非達成	○	1.8

- 注) 1. 環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
 2. 環境基準の長期的評価方法は、年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
 (昭和48年6月 環境省 環大企第143号)

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成26~30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成27年~令和元年)

図 4-1-13 一酸化炭素の経年変化(日平均値の2%除外値)

エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-13 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-14 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

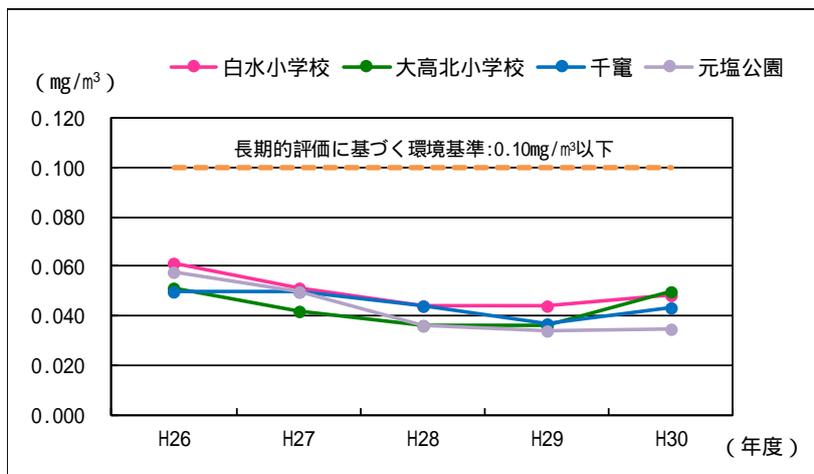
また、いずれの地点においても、市民の健康の保護に係る環境目標値は達成しており、快適な生活環境の確保に係る環境目標値は非達成の状況である。

表 4-1-13 浮遊粒子状物質の調査結果(平成 30 年度)

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境目標値(快適な生活環境の確保)の達成状況	1 時間値の最高値
		1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値(市民の健康の保護)の達成状況	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準・環境目標値(市民の健康の保護)の達成状況		
		時間	%	日	%						
白水小学校	0.019	0	0	0	0	○	0.048	○	○	×	0.118
大高北小学校	0.019	0	0	0	0	○	0.050	○	○	×	0.134
千竈	0.018	0	0	0	0	○	0.043	○	○	×	0.090
元塩公園	0.016	0	0	0	0	○	0.035	○	○	×	0.092

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値(市民の健康の保護)は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。
 2. 環境目標値(快適な生活環境の確保)は、1 年平均値が 0.015 mg/m³ 以下であること。
 3. 環境基準の長期的評価方法は、年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)
 4. 環境目標値(市民の健康の保護)の評価方法は、環境基準と同一とする。
 5. 環境目標値(快適な生活環境の確保)の評価方法は、1 年平均値が 0.015mg/m³ 以下であること。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-14 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の 2%除外値)

オ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 30 年度の調査結果を表 4-1-14 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-15 に示す。

いずれの地点においても、環境基準が非達成の状況となっており、過去 5 年間についても非達成の状況である。なお、これは当該地域特有の傾向ではなく、全国的な傾向である。

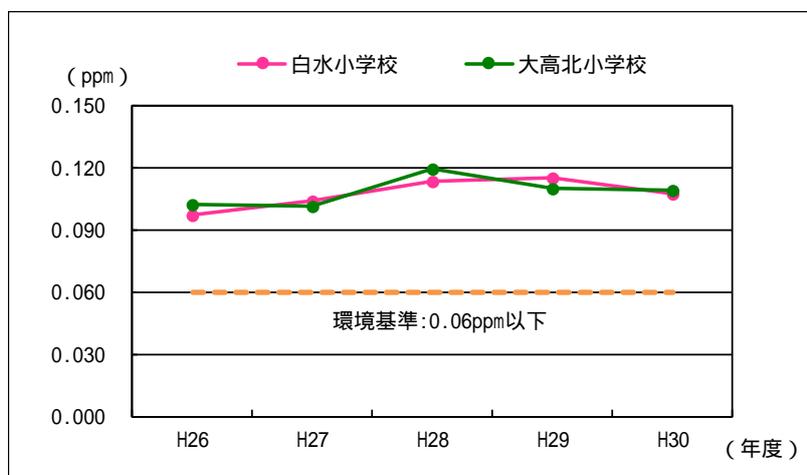
また、いずれの地点においても、環境目標値が非達成の状況である。

表 4-1-14 光化学オキシダントの調査結果(平成 30 年度)

測定局	昼間の 1 時間値 の年平均値	短期的評価				環境基準・ 環境目標値の達 成状況	昼間の 1 時間値の 最高値
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数 及び時間数とその割合					
		ppm	日	%	時間	%	○:達成 ×:非達成
白水小学校	0.030	48	13.2	221	4.1	×	0.107
大高北小学校	0.031	64	17.9	317	6.0	×	0.109

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値は、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
 2. 環境基準の短期的評価方法は、年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)
 3. 環境目標値の評価方法は、環境基準と同一とする。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-15 光化学オキシダントの経年変化(昼間の 1 時間値の最高値)

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-15 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-16 に示す。

いずれの地点においても環境基準を達成しており、過去 5 年間のうち平成 28 年度以降は達成している状況である。

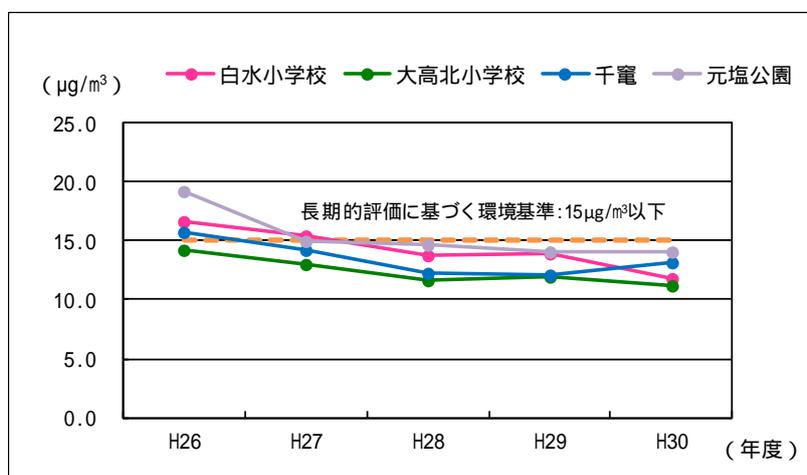
また、いずれの地点においても、環境目標値を達成している。

表 4-1-15 微小粒子状物質の調査結果(平成 30 年度)

測定局	長期的評価						
	短期基準			長期基準		環境基準・ 環境目標値 の達成状況	
	1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値	短期基準 との比較	年平均値	長期基準 との比較		
	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○: 達成 ×: 非達成	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○: 達成 ×: 非達成	
白水小学校	1	0.3	27.9	○	11.8	○	○
大高北小学校	2	0.6	28.8	○	11.2	○	○
千竈	2	0.6	30.0	○	13.2	○	○
元塩公園	4	1.1	31.5	○	14.1	○	○

- 注) 1. 環境基準及び環境目標値は、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 2. 環境基準の評価方法は、1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)、かつ、1 日平均値のうち 98 パーセンタイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること(短期基準)。(平成 21 年 9 月 環境省 環水大総発第 090909001 号)
 3. 環境目標値の評価方法は、環境基準と同一とする。

出典:「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26~30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 27 年~令和元年)

図 4-1-16 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4-1-16 に、過去 5 年間における経年変化を図 4-1-17 に示す。

瑞穂保健センターは環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、平成 30 年度の名古屋市上下水道局山崎水処理センターにおける排出ガスの測定結果は 0.0000046pg-TEQ/m³N(1号炉)及び0.0000043pg-TEQ/m³N(2号炉)であり排出基準に適合している。

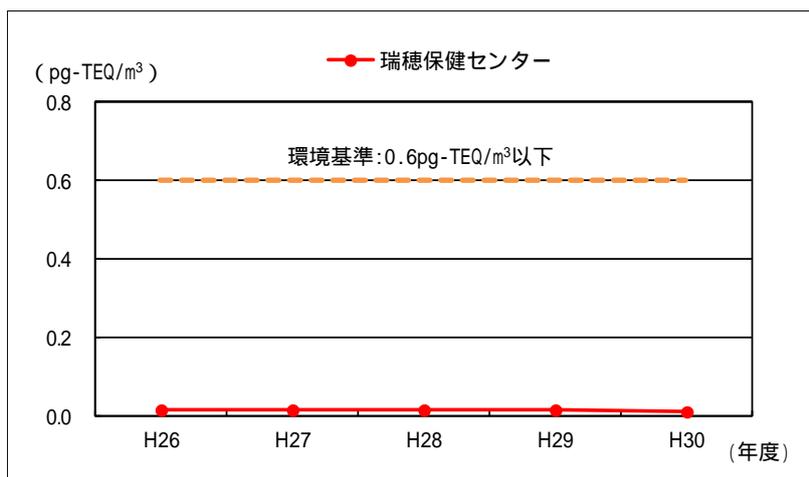
表 4-1-16 ダイオキシン類の調査結果(平成 30 年度)

調査地点	調査結果(pg-TEQ/m ³)					環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値	
瑞穂保健センター	0.011	0.0075	0.018	0.0096	0.012	○

調査時期:(春季)平成 30 年 5 月 9 日～5 月 16 日、(夏季)平成 30 年 7 月 25 日～8 月 1 日、
(秋季)平成 30 年 10 月 10 日～10 月 17 日、(冬季)平成 31 年 1 月 16 日～1 月 23 日

注) 環境基準は、1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典:「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、令和元年)



出典:「平成 26～30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 27 年～令和元年)

図 4-1-17 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

ク 有害大気汚染物質

(ア) 環境基準が定められている物質

有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の平成30年度の調査結果を表4-1-17に示す。いずれの地点においても、環境基準を達成している。

表 4-1-17 有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の調査結果(平成30年度)

測定局	年平均値		環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	白水小学校	元塩公園	
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.1	0.98	○
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.84	0.95	○
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	0.26	○
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.8	4.5	○

注) 1. トリクロロエチレンの環境基準は、平成30年11月に $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ へ改定された。

2. 環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン: $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

トリクロロエチレン: $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

テトラクロロエチレン: $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ジクロロメタン: $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

(イ) 指針値が定められている物質

有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の平成30年度の調査結果を表4-1-18に示す。いずれの地点においても、指針値を達成している。

表 4-1-18 有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の調査結果(平成30年度)

測定局	年平均値		指針値の達成状況 ○:達成 ×:非達成
	白水小学校	元塩公園	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.11	0.13	○
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.0086	0.0063	○
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	2.4	2.2	○
ニッケル化合物 (ng/m^3)	22	12	○
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.73	0.32	○
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	0.15	○
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	0.11	○
砒素及びその化合物 (ng/m^3)	1.3	1.2	○
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	58	41	○

注) 指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル: $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

塩化ビニルモノマー: $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

水銀及びその化合物: $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

ニッケル化合物: $25\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

クロロホルム: $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,2-ジクロロエタン: $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,3-ブタジエン: $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

砒素及びその化合物: $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

マンガン及びその化合物: $140\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

出典:「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、令和元年)

(3) 騒音

ア 環境騒音

調査地域周辺における環境騒音の調査結果を表 4-1-19 に示す。昼間は南区堤起町、夜間は堤起町及び南区忠次一丁目を除いて、環境基準を達成している。

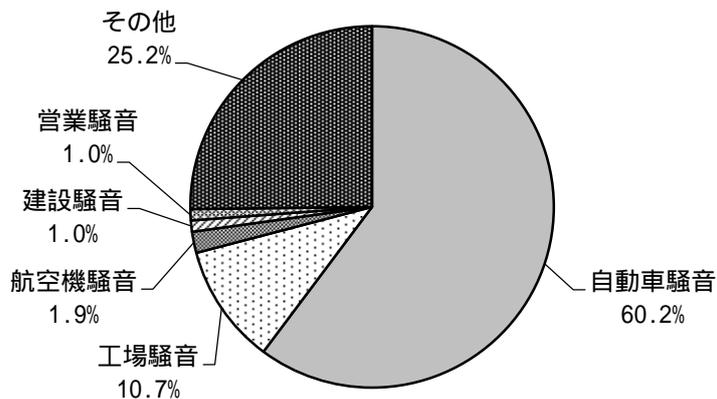
なお、市内全域における環境騒音の主な寄与音源は図 4-1-18 に示すとおりであり、自動車騒音が 60.2%と最も多く、次いで工場騒音の 10.7%、航空機騒音の 1.9%の順となっている。

表 4-1-19 環境騒音の調査結果(平成 26 年度)

調査地点	用途地域	類型	時間帯	等価騒音 レベル (dB)	環境基準 (dB)	環境基準 の適否 適:○否:×
1 南区見晴町	第二種中高層住居専用地域	A	昼間	53	55	○
			夜間	40	45	○
2 南区堤起町	第一種住居地域	B	昼間	58	55	×
			夜間	49	45	×
3 南区南野三丁目	工業地域	C	昼間	56	60	○
			夜間	39	50	○
4 南区忠次一丁目	工業地域	C	昼間	59	60	○
			夜間	57	50	×

注) 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)



出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-18 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査地域周辺における道路交通騒音の調査結果を表 4-1-20 に示す。平成 29・30 年度の調査結果は昼間が 62～70dB であり、夜間が 57～70dB である。

また、調査地域周辺における道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果を表 4-1-21 に示す。平成 29・30 年度の調査結果では、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は 67.5～100%である。

表 4-1-20 道路交通騒音の調査結果(平成 29・30 年度)

路線名	測定地点	等価騒音レベル(dB)		10 分間交通量(台)		
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	大型車 混入率 (%)
名古屋高速 3 号大高線	南区南野一丁目	62	58	—	—	—
一般国道 1 号	南区星崎一丁目	67	61	231	51	18.1
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区本地通	68	64	349	77	18.1
	南区寺部通	70	67	449	74	14.1
	南区千竈通	70	67	462	47	9.2
一般国道 23 号	南区浜田町	70	70	436	304	41.1
	南区東又兵ヱ町	66	63	278	233	45.6
県道諸輪名古屋線	緑区鳴海町	70	65	266	15	5.3
県道名古屋半田線	南区港東通	68	63	146	49	25.1
県道名古屋中環状線	緑区浦里五丁目	69	65	236	40	14.5
	緑区鳴海町	66	62	215	42	16.3
市道名古屋環状線	南区前浜通	65	60	178	27	13.2
	南区桜本町	67	62	254	20	7.3
市道東海橋線	南区戸部下一丁目	69	62	204	40	16.4
	南区桜台一丁目	67	62	264	27	9.3
	天白区野並三丁目	66	62	229	9	3.8
県道緑瑞穂線	南区笠寺町	66	59	67	5	6.9
	南区呼統一丁目	64	57	85	6	6.6

注) 1. 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2. 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-21 (1) 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果(平成 29・30 年度)

評価対象路線名	評価区間		面的評価結果					
	始点	終点	評価対象 住居等 (戸)	達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区 本地通	南区 前浜通	258	198	59	0	1	76.7
	南区 前浜通	南区 寺部通	173	128	29	0	16	74.0
	南区 寺部通	南区 千竈通	75	69	6	0	0	92.0
	南区 千竈通	南区 千竈通	177	121	36	0	20	68.4
	南区 千竈通	瑞穂区 河岸 1 丁目 1	126	85	22	0	19	67.5
一般国道 1 号	瑞穂区 神徳町 1	熱田区 伝馬 3 丁目 4	255	191	59	0	5	74.9
一般国道 23 号	南区 丹後通	南区 弥次工町	270	219	48	0	3	81.1
	南区 弥次工町	南区 弥次工町	108	108	0	0	0	100.0
	南区 弥次工町	南区 東又兵工町	78	73	4	0	1	93.6
	南区 東又兵工町	南区 東又兵工町	19	19	0	0	0	100.0
	南区 東又兵工町	南区 堤町	69	69	0	0	0	100.0
県道諸輪名古屋線	緑区 潮見が丘	緑区 鳴海町	420	418	0	1	1	99.5
	緑区 鳴海町	緑区 浦里	41	41	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	南区 阿原町	140	140	0	0	0	100.0
	南区 阿原町	南区 星崎	102	102	0	0	0	100.0
	南区 星崎	南区 丹後通	43	37	5	0	1	86.0
県道名古屋半田線	南区 弥次工町	南区 港東通	316	315	0	0	1	99.7
県道名古屋中環状線	緑区 鳴海町	緑区 浦里	113	113	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	天白区 野並	916	916	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 野並	146	146	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 天白町大字 野並	140	140	0	0	0	100.0
市道名古屋環状線	南区 弥次工町	南区 前浜通	222	220	1	0	1	99.1
	南区 前浜通	南区 前浜通	124	124	0	0	0	100.0
	南区 前浜通	南区 桜本町	573	561	2	3	7	97.9
	南区 桜本町	瑞穂区 瑞穂通	695	694	0	1	0	99.9
市道東海橋線	南区 豊田 1 丁目 2	南区戸部下 1 丁目 1	367	367	0	0	0	100.0
	南区戸部下 1 丁目 1	南区 千竈通	307	307	0	0	0	100.0
	南区 千竈通	南区 桜本町	849	805	21	0	23	94.8
	南区 桜本町	南区 鯛取通	236	236	0	0	0	100.0
	南区 鯛取通	南区 鯛取通	76	63	0	0	13	82.9
	南区 鯛取通	天白区 野並	916	916	0	0	0	100.0
	天白区 野並	天白区 野並	229	229	0	0	0	100.0

表 4-1-21(2) 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果(平成 29・30 年度)

評価対象路線名	評価区間		面的評価結果					
	始点	終点	評価対象 住居等 (戸)	達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
県道岩崎名古屋線	瑞徳区 瑞徳通	瑞徳区 妙音通	164	164	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 妙音通	271	271	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 妙音通	355	355	0	0	0	100.0
	瑞徳区 妙音通	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	93	93	0	0	0	100.0
	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	120	91	28	0	1	75.8
	瑞徳区 河岸 1 丁目 1	瑞徳区 内浜町 3	35	31	2	0	2	88.6
県道緑瑞徳線	緑区 境松	緑区 鳴海町	1,092	1,086	1	3	2	99.5
	緑区 鳴海町	緑区 浦里	387	387	0	0	0	100.0
	緑区 浦里	南区 砂口町	165	165	0	0	0	100.0
	南区 砂口町	南区 笠寺町	289	289	0	0	0	100.0
	南区 笠寺町	瑞徳区 神徳町 1	1,344	1,344	0	0	0	100.0
県道笠寺星崎線	南区 星崎	南区 砂口町	636	635	0	0	1	99.8

注) 1. 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2. 面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 在来鉄道騒音

調査地域周辺における、在来鉄道騒音の調査結果を表 4-1-22 に示す。平成 28 年度の調査結果(等価騒音レベル)は、名鉄名古屋本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 51~65dB、25m の地点で 50~63dB、JR 東海道本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 56~58dB、25m の地点で 54~58dB である。

表 4-1-22 在来鉄道騒音の調査結果(平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道構造	測定側	等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		最大騒音レベル L _{Amax} (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m	12.5m	25m		
名鉄 名古屋 本線	南区呼続元町	平地	下り側	64	56	82	74	84	
	南区西桜町	盛土	下り側	61	58	79	75	89	
	南区粕島町	平地	下り側	65	63	82	79	87	
	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	51	50	66	65	69	
JR 東海道 本線	瑞穂区内浜町	高架	下り側	58	55	74	70	110	
	南区豊三丁目	高架	上り側	57	58 [*]	74	75 [*]	90	※:22m
	南区戸部下一丁目	直擁壁	上り側	56 [*]	54 ^{**}	73 [*]	71 ^{**}	101	※:17.5m ※※:23m

- 注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。
 2. 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。
 3. ※及び※※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。
 4. 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。
 出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

エ 新幹線鉄道騒音

調査地域周辺における、新幹線鉄道騒音の調査結果を表 4-1-23 に示す。平成 30 年度の調査結果は上り側及び下り側ともに 67dB であり、環境基準に適合している。

表 4-1-23 新幹線鉄道騒音の調査結果(平成 30 年度)

調査地点		用途地域	調査結果 (dB)	環境基準 (dB)	列車速度 (km/h)
南区豊田二丁目	上り側	準工業	67	75	227
	下り側	一種住居	67	70	206

- 注) 列車速度は、評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である。
 出典:「平成 30 年度 新幹線鉄道騒音・振動定期監視等結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 振動

ア 道路交通振動

調査地域周辺における、道路交通振動の調査結果を表 4-1-24 に示す。平成 29・30 年度の調査結果は 28～56dB である。

表 4-1-24 道路交通振動の調査結果(平成 29・30 年度)

路線名	測定地点	振動レベル(dB)	10 分間交通量(台)		
			小型車	大型車	大型車混入率(%)
名古屋高速 3 号大高線	南区南野一丁目	44	—	—	—
一般国道 1 号	南区星崎一丁目	50	231	51	18.1
一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線	南区本地通	41	349	77	18.1
県道諸輪名古屋線	緑区鳴海町	44	266	15	5.3
市道名古屋半田線	南区港東通	56	146	49	25.1
県道名古屋中環状線	緑区浦里五丁目	34	236	40	14.5
	緑区鳴海町	33	215	42	16.3
市道名古屋環状線	南区前浜通	47	178	27	13.2
市道東海橋線	南区戸部下一丁目	46	204	40	16.4
	南区桜台一丁目	44	264	27	9.3
県道緑瑞穂線	南区笠寺町	43	67	5	6.9
	南区呼統一丁目	40	85	6	6.6
県道笠寺星崎線	南区本城町	28	6	0	0.0

注) 1. 振動レベルは、昼間 10 分間における 80%レンジの上端値である。

2. 交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

イ 在来鉄道振動

調査地域周辺における、在来鉄道振動の調査結果を表 4-1-25 に示す。平成 28 年度の調査結果は、名鉄名古屋本線が近接側軌道中心より 12.5m の地点で 44～66dB、25m の地点で 44～62dB、JR 東海道本線が近接側軌道の心より 12.5m の地点で 52～53dB、25m の地点で 50～53dB である。

表 4-1-25 在来鉄道振動の調査結果(平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m		
名鉄 名古屋 本線	南区呼続元町	平地	下り側	61	57	84	
	南区西桜町	盛土	下り側	61	56	89	
	南区粕島町	平地	下り側	66	62	87	
	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	44	44	69	
JR 東海道 本線	瑞穂区内浜町	高架	下り側	53	50	110	
	南区豊三丁目	高架	上り側	52	52 ^{**}	90	※:22m
	南区戸部下一丁目	直擁壁	上り側	52 ^{**}	53 ^{**※}	101	※:17.5m ※※:23m

- 注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。
 2. 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。
 3. ※及び※※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。
 4. 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市、平成 29 年)

ウ 新幹線鉄道振動

調査地域周辺における、新幹線鉄道振動の調査結果を表 4-1-26 に示す。平成 30 年度の調査結果は上り側及び下り側ともに 61dB であり、指針値を下回っている。

表 4-1-26 新幹線鉄道振動の調査結果(平成 30 年度)

調査地点		用途地域	調査結果 (dB)	指針値 (dB)	列車速度 (km/h)
南区豊田二丁目	上り側	準工業	61	70	227
	下り側	一種住居	61	70	206

- 注) 列車速度は、評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である。
 出典:「平成 30 年度 新幹線鉄道騒音・振動定期監視等結果」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 悪臭

平成 29 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 309 件であり、苦情処理件数総数 1,633 件の 18.9%を占めている。また、南区における悪臭に関する苦情処理件数は 20 件であり、苦情処理件数総数 79 件の 25.3%を占めている。

出典:「平成 30 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市、平成 30 年)

(6) 温室効果ガス

2050 年を見据えた低炭素社会の実現に向け、名古屋市では「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年に策定している。この戦略の実現に向け、平成 23 年に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、さらに平成 30 年に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定している。この中では、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量削減の長期目標として 2050 年に温室効果ガス 8 割削減(1990 年比)としている。

名古屋市における温室効果ガス排出量を表 4-1-27 に示す。2016 年度の排出量は、基準年の 2013 年度から 7.9%減少している。なお、最も排出量が多いのはオフィス・店舗等で、次いで工場等となっている。

また、名古屋市における 2016 年度の部門別温室効果ガス排出量は図 4-1-19 に示すとおりであり、運輸の割合が 28.9%と最も多く、次いで業務その他の 27.5%、産業の 20.4%の順となっている。

一方、市内 2 地点(農業センター(天白区)及び科学館(中区))で行われている二酸化炭素濃度の測定結果は図 4-1-20 に示すとおりであり、農業センター及び科学館ともに増加傾向にある。

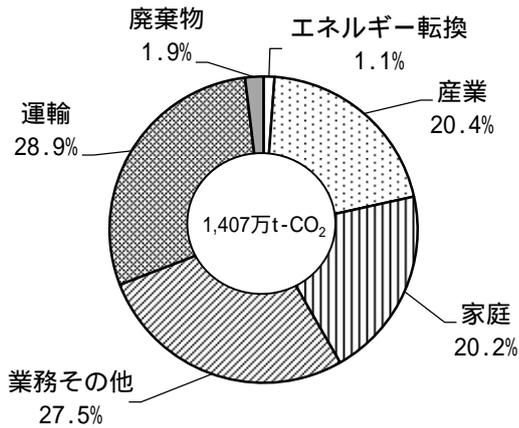
表 4-1-27 温室効果ガス排出量(2016 年度)

単位:万 t-CO₂

ガス種	主体	活動区分		2013 年度 (基準年度)	2016 年度	基準年度比
CO ₂	市民	家庭	家庭生活	338	287	-15.1%
			廃棄物 (家庭)	16	15	-6.5%
		マイカー	自動車 (家庭)	152	138	-8.7%
		小計		505	440	-12.9%
	事業者	業務用車	自動車 (事業)	198	175	-11.8%
		オフィス・店舗等	オフィス・ 店舗等	391	384	-1.9%
		工場・その他	工場等	341	303	-11.2%
			その他の 交通機関	94	93	-0.7%
			廃棄物 (事業)	13	13	-1.8%
		小計		1,037	967	-6.7%
	CO ₂ 小計		1,542	1,407	-8.8%	
CO ₂ 以外の温室効果ガス				57	65	14.4%
温室効果ガス合計				1,599	1,472	-7.9%

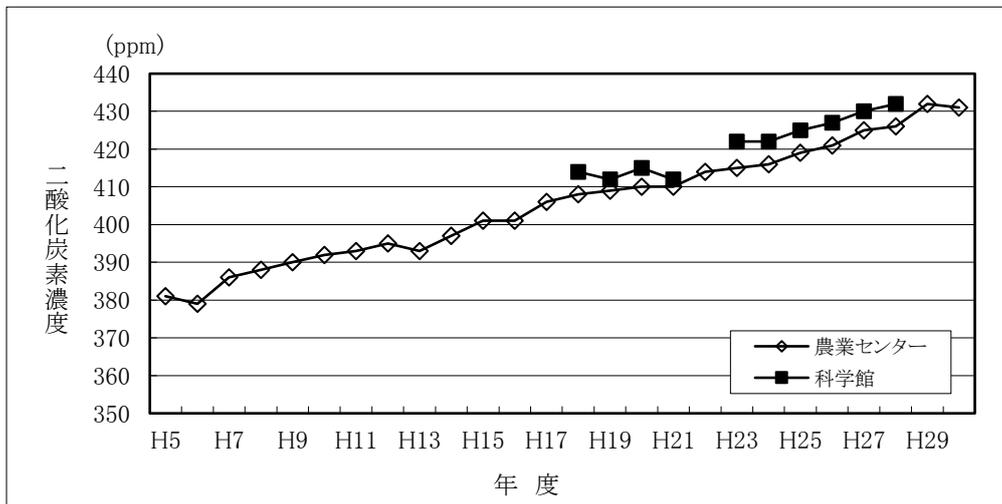
注) 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典:「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市ウェブサイト)



出典:「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-19 部門別温室効果ガス排出量(2016 年度)



注) 科学館での測定は、平成 19 年 1 月から平成 29 年 2 月までとなっている。なお、平成 21 年 8 月から平成 23 年 3 月まで測定を休止したため、平成 18 年度と 21 年度の値は参考値である。また、H22 年度は欠測となっている。

出典:「平成 30 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-20 二酸化炭素濃度年平均値の推移

4-1-4 動植物、生態系及び緑地の状況

(1) 動物

ア 動物相

名古屋市内で確認された動物種を以下に示す。

出典:「名古屋市版レッドリスト 2015」・「レッドデータブックなごや 2015」(名古屋市ウェブサイト)
「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市、平成 28 年)

(ア) 哺乳類

カヤネズミ、ニホンノウサギ、タヌキ等 8 目 19 科 30 種が確認されている。

この中には、外来種であるヌートリア等も含まれている。

(イ) 鳥類

マガモ、ゴイサギ、セイタカシギや、オオタカ、サシバ等の猛禽類等 20 目 59 科 270 種が確認されている。

また、「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市、平成 28 年)によると、天白川緑地においてカルガモ、ムクドリ等 46 種が、見晴台笠寺公園でヒヨドリ、カラワヒワ等 38 種が確認されている。

(ウ) 爬虫類

ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、シマヘビ等 2 目 8 科 14 種が確認されている。

この中には、外来種であるミシシippアカミミガメ等が含まれている。

(エ) 両生類

トノサマガエル、アカハライモリ等 2 目 6 科 12 種が確認されている。

この中には、外来種であるウシガエル等が含まれている。

(オ) 魚類

ドジョウ、コイ、ニホンウナギ等 9 目 24 科 70 種が確認されている。

この中には、外来種であるオオクチバス(ブラックバス)、ブルーギル、カダヤシ等が含まれている。

(カ) 昆虫類

トンボ類(ギンヤンマ、シオカラトンボ等)、ユスリカ類、バッタ類(トノサマバッタ、クツワムシ等)、チョウ類(アオスジアゲハ、モンシロチョウ、キマダラセセリ等)、コウチュウ類(カブトムシ、ノコギリクワガタ、ゴマダラカミキリ等)、ハチ類(ニホンミツバチ、オオスズメバチ等)、セミ類等 24 目 351 科 3,708 種が確認されている。

この中には、外来種であるセイヨウミツバチ等が含まれている。

(キ) クモ類

ジグモ、オナガグモ等 41 科 334 種が確認されている。

この中には、外来種であるセアカゴケグモ等が含まれている。

(ク) 貝類、甲殻類

カニは、サワガニ、モクズガニ等 1 目 12 科 43 種が確認されている。

この中には、外来種であるチチュウカイミドリガニ等が含まれている。

貝類は、ヤマトシジミ、タイラギ、マイマイ類(マメマイマイ、ヒラベッコウ等)、オオタニシ、カワニナ等 15 目 61 科 149 種が確認されている。

この中には、外来種であるスクミリンゴガイ等が含まれている。

イ 重要な動物種

(7) 重要な動物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な動物種を選定した。

重要な動物種の選定根拠を表 4-1-28 に、選定根拠に定められた選定基準を表 4-1-29 に示す。また、重要な動物種を確認するために用いた文献を表 4-1-30 に示す。

表 4-1-28 重要な動物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③	「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 (昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国内希少野生動物種 ・国際希少野生動物種 ・特定国内希少野生動物種 ・緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生動物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑧	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-29 の区分、表 4-1-31 の指定状況に対応する。

表 4-1-29 重要な動物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生動物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動物種 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動物 四 その種の個体の生息地又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。	
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-28 の法令及び文献、表 4-1-31 の指定状況に対応する。

表 4-1-30 重要な動物種の確認文献

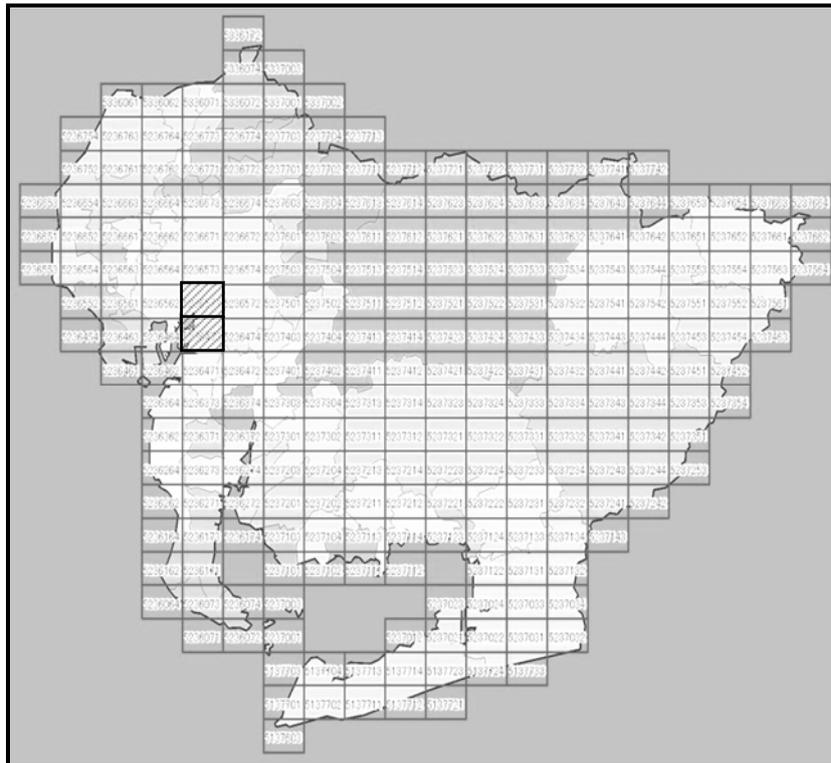
	文献	対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)	調査地域が含まれるメッシュ(2 メッシュ)で確認された動物種
B	「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された動物種
C	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された動物種のうち、重要種と分類された種

文献 A において示している重要な動物種を把握した調査範囲は調査地域が含まれる 2 つのメッシュとした。文献 A において重要な動物種の調査範囲を図 4-1-21 に示す。

なお、文献 A において示している重要な植物種の把握範囲も同様の調査範囲となっている。

文献 B において示している重要な動物種を把握した調査範囲は事業予定地が位置する南区とした。

文献 C における調査範囲は、本事業の調査地域と概ね同範囲のため、記載された全ての重要種を対象とした。



出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)

図 4-1-21 重要な動植物種の文献調査範囲

(イ) 重要な動物種

「(ア) 重要な動物種の選定根拠等」から選定した重要な動物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 哺乳類

調査地域周辺における重要な動物種(哺乳類)の状況を表 4-1-31(1)に示す。
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

b 鳥類

調査地域周辺における重要な動物種(鳥類)の状況を表 4-1-31(2)に示す。
調査地域周辺では、5目10科17種が確認されている。

c 爬虫類

調査地域周辺における重要な動物種(爬虫類)の状況を表 4-1-31(3)に示す。
調査地域周辺では、2目3科3種が確認されている。

d 両生類

調査地域周辺における重要な動物種(両生類)の状況を表 4-1-31(4)に示す。
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

e 魚類

調査地域周辺における重要な動物種(魚類)の状況を表 4-1-31(5)に示す。
調査地域周辺では、5目6科7種が確認されている。

f 昆虫類

調査地域周辺における重要な動物種(昆虫類)の状況を表 4-1-31(6)に示す。
調査地域周辺では、4目5科5種が確認されている。

g クモ類

調査地域周辺における重要な動物種(クモ類)の状況を表 4-1-31(7)に示す。
調査地域周辺では、1目2科3種が確認されている。

h カニ類

調査地域周辺における重要な動物種(カニ類)の状況を表 4-1-31(8)に示す。
調査地域周辺では、1目2科4種が確認されている。

i 貝類

調査地域周辺における重要な動物種(貝類)の状況を表 4-1-31(9)に示す。
調査地域周辺では、2目2科2種が確認されている。

表 4-1-31(1) 重要な動物種(哺乳類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
食肉(ネコ)目	イヌ科	タヌキ								NT
1目	1科	1種	—	—	—	—	—	—	—	1種

表 4-1-31(2) 重要な動物種(鳥類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ						VU	●EN △NT	EN
		チュウサギ						NT		NT
チドリ目	チドリ科	イカルチドリ							●VU ◇NT	NT
		シロチドリ					VU	●VU ◇NT	NT	
		メダイチドリ				国際				NT
	シギ科	オグロシギ							△VU	VU
		オバシギ				国際			△NT	NT
	カモメ科	コアジサシ						VU	●EN △NT	VU
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ※						NT	●VU	NT
	タカ科	ハチクマ						NT	●VU ◇NT	VU
		ハイタカ						NT		NT
		オオタカ						NT	●NT ◇NT	NT
		サシバ						VU	●VU △NT	VU
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	●VU ◇NT	VU	
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ						VU		NT
	アトリ科	コイカル								VU
	ヒタキ科	コルリ※							●NT	
5目	10科	17種	—	—	—	3種	—	11種	12種	16種

表 4-1-31(3) 重要な動物種(爬虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
カメ目	イシガメ科	クサガメ								DD
	スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD	DD
有鱗目	ナミヘビ科	シロマダラ							DD	VU
2目	3科	3種	—	—	—	—	—	1種	2種	3種

表 4-1-31(4) 重要な動物種(両生類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
有尾目(サンショウウオ目)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ							VU	EN	CR
1目	1科	1種	—	—	—	—	—	—	1種	1種	1種

表 4-1-31(5) 重要な動物種(魚類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ							EN	EN	EN
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ									NT
サケ目	アユ科	アユ									VU
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ							VU	NT	VU
スズキ目	カワアナゴ科	カワアナゴ								NT	VU
	ハゼ科	スミウキゴリ									NT
		ウキゴリ									
5目	6科	7種	—	—	—	—	—	—	2種	3種	7種

表 4-1-31(6) 重要な動物種(昆虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ								NT	NT
カメムシ目	タイコウチ科	ヒメタイコウチ								NT	VU
	コオイムシ科	タガメ							VU	EN	EX
コウチュウ目	クワガタムシ科	ヒラタクワガタ									NT
チョウ目	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ※									NT
4目	5科	5種	—	—	—	—	—	—	1種	3種	5種

表 4-1-31(7) 重要な動物種(クモ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ							NT	VU	CR
	トタテグモ科	キノボリトタテグモ							NT	VU	EN
		キシノウエトタテグモ							NT	VU	CR
1目	2科	3種	—	—	—	—	—	—	3種	3種	3種

表 4-1-31(8) 重要な動物種(カニ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
十脚目	イワガニ科	モクズガニ									NT
		アカテガニ									VU
	スナガニ科	コメソキガニ									NT
		チゴガニ									NT
1目	2科	4種	-	-	-	-	-	-	-	-	4種

表 4-1-31(9) 重要な動物種(貝類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
マルスダレガイ目	シジミ科	ウエジマメシジミ									EN
マイマイ目	オナジマイマイ科	ヒルゲンドルフマイマイ							NT	NT	EN
2目	2科	2種	-	-	-	-	-	-	1種	1種	2種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 4-1-28、表 4-1-29 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生動物種、国内希少野生動物種、特定国内希少野生動物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生動物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物(クモ形綱、甲殻綱等)
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物
- ④国際:国際希少野生動物種、国内:国内希少野生動物種、特国内:特定国内希少野生動物種、緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生動物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群、国リ:国リスト掲載種、●:繁殖、△:通過、◇:越冬
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ※:「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)における現地調査により確認された種を示す。

4. カスマサンショウウオとトウキョウサンショウウオは同一種と考えられており、現在はカスマサンショウウオと整理されている。

出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)

ウ 注目すべき生息地等

調査地域周辺において、注目すべき生息地等は確認されていない。

(2) 植物

ア 植物相

調査地域周辺における現存植生図を図 4-1-22 に示す。

調査地域周辺は大部分が市街地、工場地帯及び緑の多い住宅地であり、調査地域内には寺社等のシイ・カシ二次林、ケネザサ-コナラ群集等が点在している。

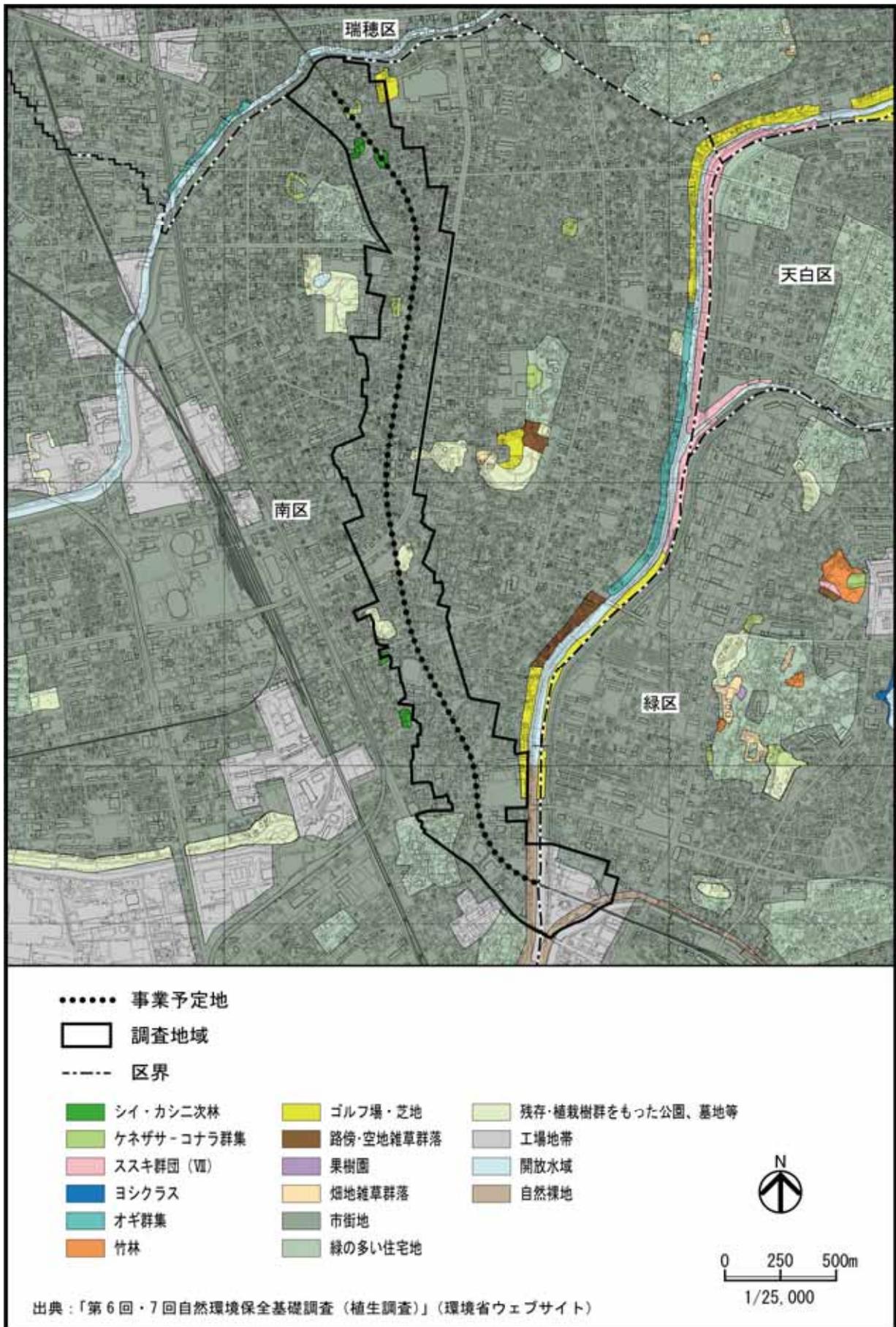


図 4-1-22 現存植生図

イ 重要な植物種

(ア) 重要な植物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な植物種を選定した。

重要な植物種の選定根拠を表 4-1-32 に、選定根拠に定められた選定基準を表 4-1-33 に示す。また、重要な植物種を確認するために用いた文献を表 4-1-34 に示す。

なお、調査範囲は「(1)動物 イ重要な動物種 (ア)重要な動物種の選定根拠等」のとおりである。

表 4-1-32 重要な植物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③	「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 (昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国内希少野生植物種 ・国際希少野生植物種 ・特定国内希少野生植物種 ・緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生植物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域 個体群(LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
	⑧	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-33 の区分、表 4-1-35 の指定状況に対応する。

表 4-1-33 重要な植物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生植物の種(国内希少野生植物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生植物種及び国際希少野生植物種以外の野生植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生植物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生植物 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生植物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市では既に絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		

注) 表中の①～⑧は、表 4-1-32 の法令及び文献、表 4-1-35 の指定状況に対応する。

表 4-1-34 重要な植物種の確認文献

文献		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)	調査地域が含まれるメッシュ(2 メッシュ)で確認された植物種
B	「第 4 回・6 回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林)」(環境省ウェブサイト)	調査地域周辺に存在する巨樹・巨木林
C	「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された植物種
D	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された植物種のうち、重要種と分類された種

(1) 重要な植物種

「(ア) 重要な植物種の選定根拠等」より選定した重要な植物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 種子植物

調査地域周辺における重要な植物種(種子植物)の状況を表 4-1-35(1)～(2)に示す。

調査地域周辺では、32 科 56 種が確認されている。

b シダ植物

調査地域周辺における重要な植物種(シダ植物)の状況を表 4-1-35(3)に示す。

調査地域周辺では、3 科 3 種が確認されている。

c コケ植物

調査地域周辺における重要な植物種(コケ植物)の状況を表 4-1-35(4)に示す。

調査地域周辺では、1 科 1 種が確認されている。

表 4-1-35(1) 重要な植物種(種子植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
イグサ科	イヌイ							EN	
イネ科	ウキシバ							NT	NT
	ウンヌケ						VU	NT	EN
	ヒメコヌカグサ						NT		NT
	ヒメタイヌビエ							EN	CR
オモダカ科	アギナシ						NT	VU	
カヤツリグサ科	セイタカハリイ							VU	CR
	ミカワシンジュガヤ						VU	VU	EX
シバナ科	シバナ						NT	NT	EN
トチカガミ科	トチカガミ							NT	EN
	ミズオオバコ						VU		
	イトトリゲモ						NT		NT
ヒルムシロ科	ヒルムシロ							NT	EN
	リュウノヒゲモ						NT		
ホシクサ科	シラタマホシクサ						VU	VU	EN
ラン科	キンラン						VU	NT	CR
	サギソウ						NT	VU	VU
アオイ科	ハマボウ							VU	EX
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ						NT		VU
アブラナ科	コイヌガラシ						NT		VU
アリノトウグサ科	オグラノフサモ						VU	CR	
オオバコ科	トウオオバコ							EN	
	イヌノフグリ						VU		NT
	オオアブノメ						VU	VU	EN
	カワヂシャ						NT		
キョウチクトウ科	スズサイコ						NT		CR
キキョウ科	キキョウ						VU	VU	CR
キク科	ウラギク						NT		EN
	カセンソウ							EN	EX
キンボウゲ科	ウマノアシガタ								VU
クスノキ科	ニッケイ							NT	
	シロダモ※								NT
グミ科	アリマグミ							VU	EX
シソ科	シマジタムラソウ							VU	NT
	ミゾコウジュ							NT	VU
スイレン科	ヒメコウホネ						VU	EN	EX
タデ科	アキノミチヤナギ								VU
	コギシギン							VU	VU

表 4-1-35(2) 重要な植物種(種子植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
タデ科	サイコクヌカボ						VU	NT	
	ナガバノウナギツカミ						NT	NT	VU
タヌキモ科	イヌタヌキモ						NT		NT
	コタヌキモ							CR	EX
	ムラサキミカキグサ						NT	NT	CR
ハイノキ科	シロバイ※							CR	
バラ科	マメナシ						EN	CR	EN
ヒユ科	ホソバハマアカザ								NT
	ハマアカザ							VU	EX
	マルバアカザ							NT	
マメ科	イヌハギ						VU	VU	CR
	オオバクサフジ							NT	
ミソハギ科	エゾミソハギ							VU	
	ミズスギナ						CR	EX	EX
	ミズマツバ						VU		
ミツガシワ科	ガガブタ						NT	NT	VU
ヤナギ科	キヌヤナギ							NT	VU
スグリ科	ヤブサンザシ							VU	EN
32 科	56 種	—	—	—	—	—	35 種	36 種	43 種

表 4-1-35(3) 重要な植物種(シダ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
コバノイシカグマ科	イシカグマ							NT	EN
サンショウモ科	サンショウモ						VU	CR	EX
イワデンダ科	ウスバシケンダ						VU	VU	VU
3科	3種	—	—	—	—	—	2種	3種	3種

表 4-1-35(4) 重要な植物種(コケ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
クサリゴケ科	マルバヒメクサリゴケ							VU	VU
1科	1種	—	—	—	—	—	—	1種	1種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 4-1-32、表 4-1-33 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生植物種、国内希少野生植物種、特定国内希少野生植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2019」(環境省、平成 31 年)の維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市ウェブサイト)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、 国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物
- ④国際:国際希少野生植物種、 国内:国内希少野生植物種、 特国内:特定国内希少野生植物種
緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生植物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、
EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、
EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、 国リ:国リスト掲載種
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、
DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ラン科の「シラン」は、この地域では園芸個体の逸出であると考えられ、保全対象外である。

4. ※:「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)における現地調査により確認された種を示す。

出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)

「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)

ウ 重要な植物群落等の状況

(ア) 重要な植物群落

調査地域周辺において重要な植物群落等は存在しない。

出典:「第3回自然環境保全基礎調査(愛知県自然環境情報図)」(環境庁、平成元年)
「植物群落レッドデータブック」

(財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会、平成8年)

(イ) 巨樹・巨木林等

調査地域周辺の巨樹・巨木林等の状況は、表 4-1-36 及び図 4-1-23 のとおりである。

調査地域周辺には、13 件の巨樹が存在し、そのうち村上社のクスノキ(No.9)は名古屋市の天然記念物に指定されている。なお、調査地域には4件の巨樹(No.1～No.3、No.7)が存在する。

また、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」(昭和37年法律第142号)及び「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づく保存樹が調査地域周辺に存在している。

表 4-1-36 巨樹・巨木林の状況

No.	樹木名	指定状況	所在地
1	クスノキ	保存樹	熊野三社
2	クスノキ	保存樹	熊野三社
3	ムクノキ	保存樹	熊野三社
4	クロガネモチ	保存樹	個人
5	クスノキ	保存樹	西方院
6	クスノキ	保存樹	星宮社
7	クスノキ	保存樹	七所神社
8	クスノキ	保存樹	喚続神社
9	クスノキ	市指定天然記念物	村上社
10	エノキ		笠寺一里塚
11	クスノキ		稲荷社
12	ムクノキ		成海神社
13	クスノキ		瑞泉寺

注) 番号は、図 4-1-23 に対応する。

出典:「第4回・6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林)」(環境省ウェブサイト)

「巨樹・巨木林データベース」(環境省ウェブサイト)

「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

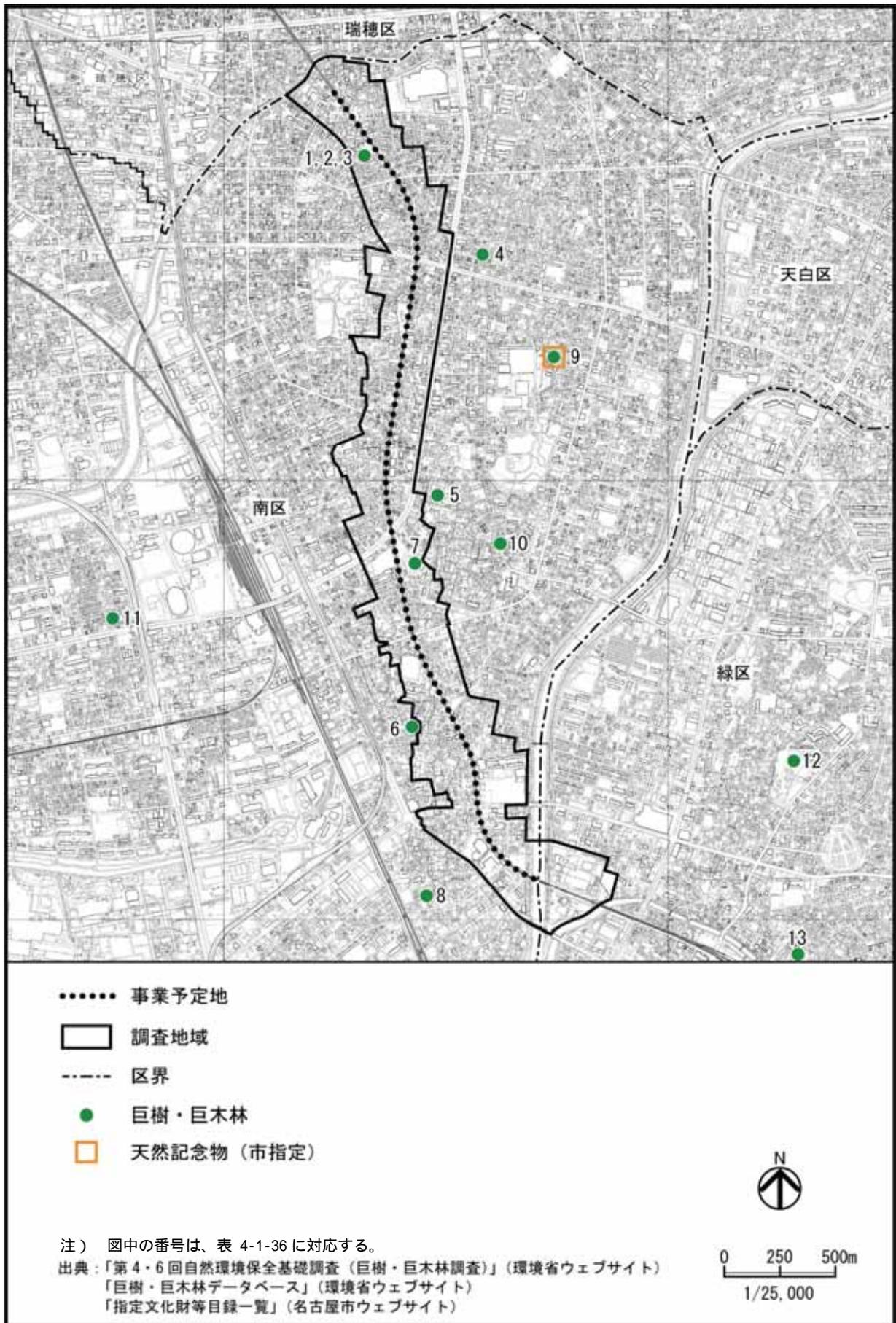


図 4-1-23 重要な植物群落等(巨樹・巨木林)の状況

(3) 生態系

植生自然度区分基準を表 4-1-37 に示す。

調査地域周辺における植生としては、市街地、工場地帯及び緑の多い住宅地が広がっており自然植生度 1～3 の自然度の低い植生が多く分布している。ケネザサ-コナラ群集、ススキ群団など自然植生度 4～7 の植生が、部分的にみられる。

調査地域周辺の自然環境は、天白川の河川敷、社寺林、都市公園等にまとまった植生がみられるのみである(前掲図 4-1-22 参照)。

ア 上位性

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」によると、調査地域周辺において重要な動物種として鳥類のミサゴが確認されているが、調査地域周辺には猛禽類の繁殖地、休息地となる環境が存在しないことから、調査地域周辺は重要な生息地として利用されていないと考えられる。

イ 典型性

調査地域周辺では、天白川沿いのススキ群団、オギ群集や社寺林のシイ・カシ二次林が典型的な植生としてみられる。こうした環境下には様々な動物が生息しており、川沿いにはサギ類、カモ類等、社寺林にはハト、トカゲ、セミ等がみられ、調査地域周辺における典型的な種であるといえる。

表 4-1-37 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち、単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	ブナ-ミズナラ群集、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典:「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(平成 28 年環生多発第 1603312 号)

(4) 緑地

調査地域周辺の緑地の状況を図 4-1-24 に示す。調査地域周辺には、都市計画公園、都市計画緑地及び特別緑地保全地区が存在する。

調査地域には、都市計画公園の粕島公園、本城公園等、都市計画緑地の天白川緑地、特別緑地保全地区の熊野三社、桜神明社等が存在する。

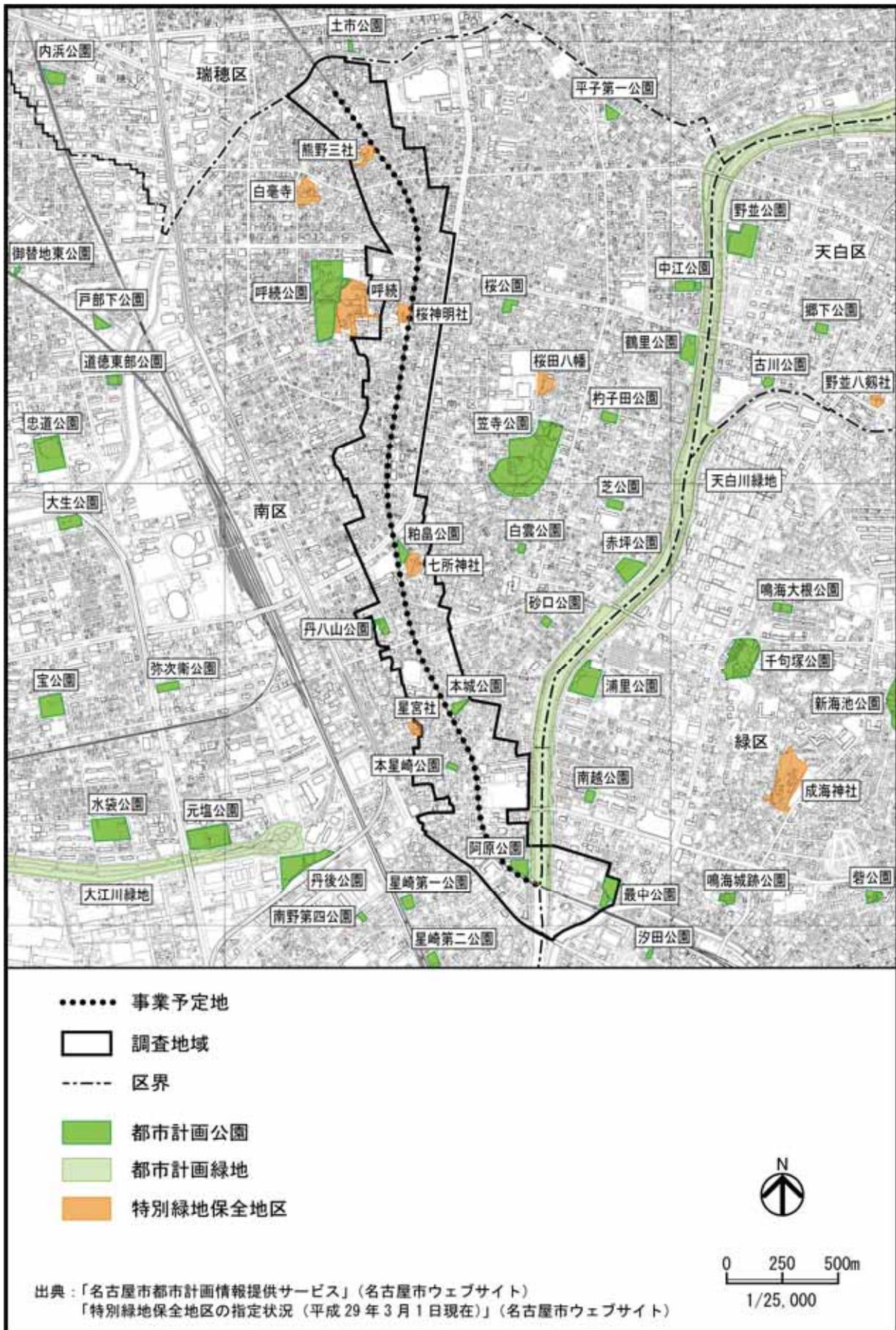


図 4-1-24 緑地の状況

4-1-5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 愛知県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、調査地域周辺に自然景観資源は存在しない。

名古屋市の「都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)に基づく都市景観重要建築物等指定物件が調査地域周辺に存在する。

景観資源を表 4-1-38 及び図 4-1-25 に示す。

表 4-1-38 景観資源(都市景観重要建築物等指定物件)

都市景観重要建築物等指定物件	概要
笠覆寺(笠寺観音)仁王門・本堂・西門・多宝塔・鐘楼	笠寺縁起(かさでらえんぎ)によれば、天平 8 年(736 年)浜に流れ着いた霊木に僧善光が十一面観音を刻み、小堂を建てて安置したことに始まった。尾張四観音の一つで、仁王門・多宝塔・鐘楼・本堂等見事な伽藍(がらん)の数々を配し、四観音の中でもひとさわ荘厳である。
一里塚のエノキ	一里塚は江戸幕府が主要街道を整備した際に設けたもので、市内に 9 箇所あったといわれるが、現在残されている唯一のもので、貴重な遺跡である。エノキの状態からも江戸時代に植えられたものと思われ、かつての東海道の面影を忍ぶ手がかりとなっている。
村上社のクスノキ	名古屋市指定天然記念物である。樹齢 1,000 年とされる古樹で根元は肥大してこぶ状となっている。鎌倉街道が通り、対岸の野並・古鳴海の渡船場であり、舟人の目標であったといわれている。
古鳴海八幡社のクスノキ	元来、2 つの幹が交わる形で人字状になっており、小さい方が枯れてしまったが、今でも交差の跡が残っている。

出典:「都市景観重要建築物等指定物件」(名古屋市ウェブサイト)

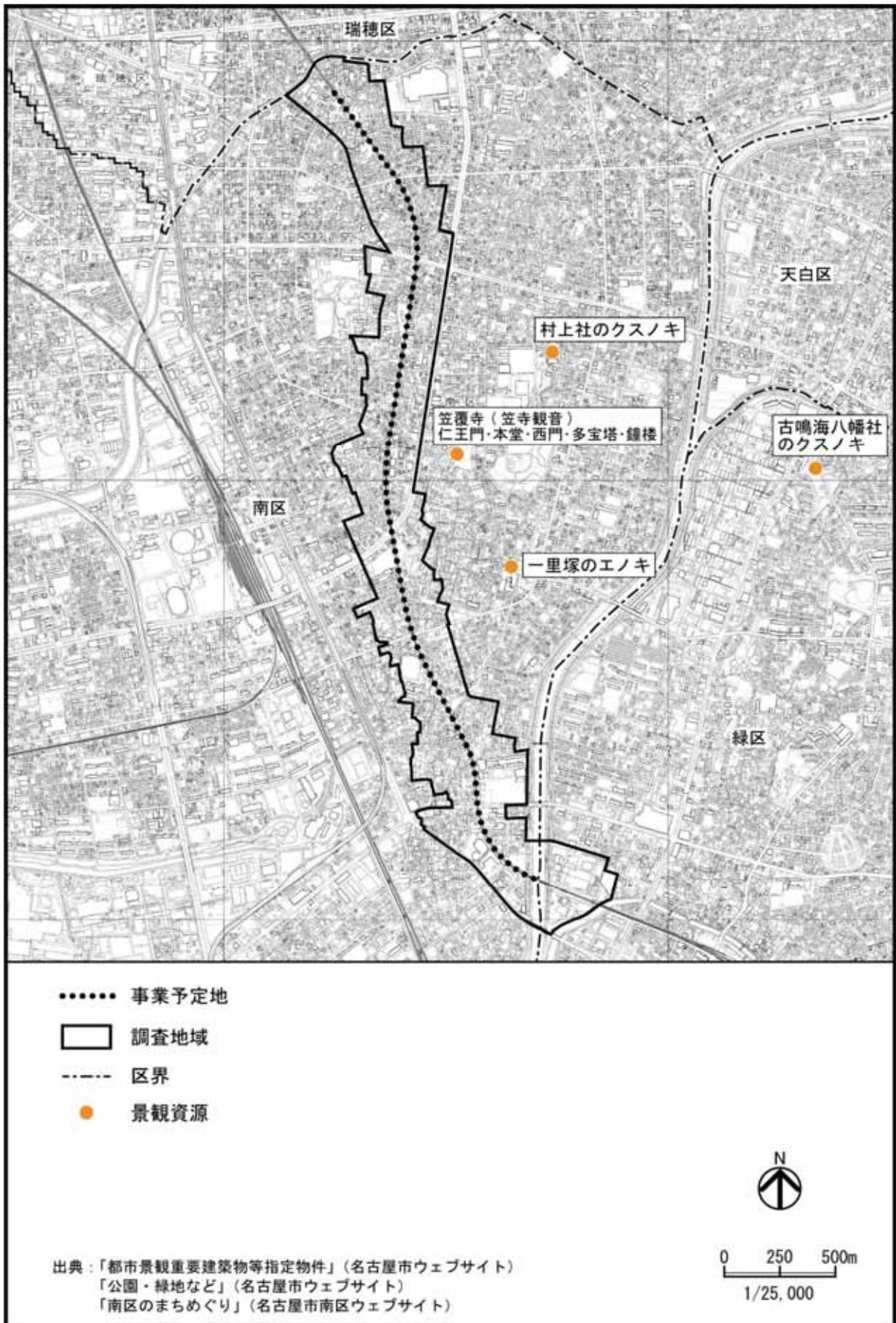


図 4-1-25 景観資源の状況

(2) 屋外レクリエーション施設

調査地域周辺における屋外レクリエーション施設の状況を表 4-1-39 及び図 4-1-26 に示す。

表 4-1-39 屋外レクリエーション施設の状況

名称	屋外レクリエーション施設
呼続公園	野球場
野並公園	野球場
赤坪公園	野球場
浦里公園	野球場
忠道公園	野球場
元塩公園	テニスコート
丹後公園	野球場、テニスコート
大江川緑地	サイクリングコース
天白川緑地	サイクリングコース

出典:「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

「名古屋市みどりの年報 2019 年」(名古屋市、令和元年)

「公園・緑地など」(名古屋市ウェブサイト)

「南区のまちめぐり」(名古屋市南区ウェブサイト)

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 4-1-40 及び図 4-1-26 に示す。調査地域には、都市計画公園の丹八山公園、粕島公園、本城公園、本星崎公園、阿原公園及び最中公園が存在し、特別緑地保全地区の熊野三社、桜神明社及び七所神社が存在する。

表 4-1-40 人と自然との触れ合いの活動の場

区分	名称	人と自然との触れ合いの活動の場の状況
都市計画公園	丹八山公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。多数の石碑が置かれ、桜の名所としても知られている。広場、遊具等が設置されている。
	粕島公園	広場、遊具等が設置されている。
	本城公園	広場、遊具等が設置されている。
	本星崎公園	広場、遊具等が設置されている。
	阿原公園	広場、遊具等が設置されている。
	最中公園	広場、遊具等が設置されている。
	呼続公園	曾池を中心とした公園。公園一帯が曾池遺跡となっており、池を見下ろす展望台があるほか、桜、紅葉が楽しめる。
	笠寺公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。公園一帯が遺跡となっており、梅、桜の名所となっている。
	千句塚公園	高台にあり周囲の眺望が見渡せる。遊歩道が整備され、松尾芭蕉の「千鳥塚」が建てられている。
	新海池公園	新海池を中心とした公園。遊具広場、芝生広場、水景施設等が設置され、自然の樹林もある。
	鳴海城跡公園	鳴海城跡につくられた公園。高台にあり周囲の眺望が見渡せる。遊具等が設置されている。
都市計画緑地	天白川緑地	天白川の河川敷に整備された緑地である。
	大江川緑地	池、人工河川、芝生広場等が整備されている。桜、彼岸花、紅葉が楽しめる。
緑道	中井用水緑道	中井用水は天白区下八事下池を水源とする水路で、大江川に注いでいる。灌漑用水として作られたと考えられているが、現在では水路は中井用水緑道として整備されている。
特別緑地 保全地区	熊野三社特別緑地保全地区	神社・寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて、地域において伝統的、文化的意義を有する緑地として指定されている。
	桜神明社特別緑地保全地区	
	七所神社特別緑地保全地区	
	白毫寺特別緑地保全地区	
	呼続特別緑地保全地区	
	桜田八幡特別緑地保全地区	
	星宮社特別緑地保全地区	
	野並八剣社特別緑地保全地区	
成海神社特別緑地保全地区		

出典:「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)

「名古屋市みどりの年報 2019 年」(名古屋市、令和元年)

「公園・緑地など」(名古屋市ウェブサイト)

「南区のまちめぐり」(名古屋市南区ウェブサイト)

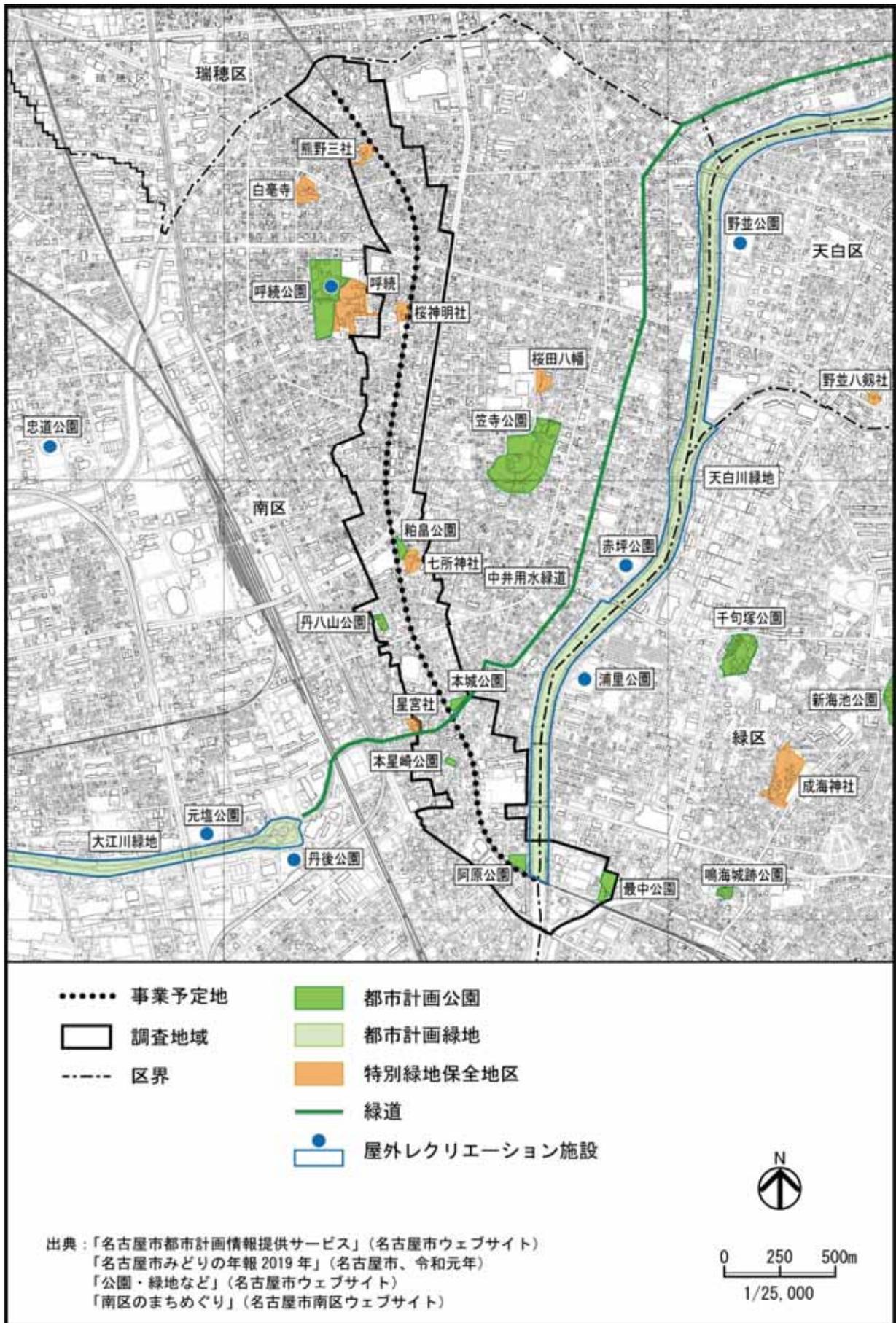


図 4-1-26 屋外レクリエーション施設及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

4-2 社会的状況

4-2-1 人口及び産業

(1) 人口、世帯数及び人口動態

調査地域周辺における人口、世帯数及び人口密度を表 4-2-1 に示す。

平成 27 年国勢調査において、南区の人口は 136,935 人(世帯数:61,064 世帯)、緑区の人口は 241,822 人(世帯数:95,210 世帯)となっている。

平成 22 年からの 5 年間では、人口が南区では 3.1%減少、緑区では 5.3%増加している。

学区単位で整理を行った人口、世帯数及び人口密度を表 4-2-2 に示す。平成 27 年の人口密度は菊住学区が最も高く、平成 22 年からの 5 年間の人口増減率は鳴海学区が最も大きくなっている。

調査地域周辺における昼夜別人口を表 4-2-3 に示す。平成 27 年の昼夜間人口比率は南区が 100.3%、緑区が 78.8%となっており、平成 22 年と比べほぼ横ばいである。

調査地域周辺における年代別人口を図 4-2-1 に示す。南区は 65～69 歳、緑区は 40～44 歳が最も多くなっている。

表 4-2-1 人口、世帯数及び人口密度(平成 27 年度)

市区	平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	人口 (人)	
南区	18.46	61,064	136,935	7,418	141,310	-3.1
緑区	37.91	95,210	241,822	6,379	229,592	5.3
名古屋市	326.45	1,058,497	2,295,638	7,032	2,263,894	1.4

注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-2-2 学区別人口、世帯数及び人口密度(平成 27 年度)

学区		平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
		面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	人口 (人)	
南区	呼続	1.05	4,516	9,697	9,218	9,802	-1.1
	大磯	0.86	2,470	5,877	6,842	6,016	-2.3
	桜	0.70	2,846	6,544	9,335	6,600	-0.8
	菊住	0.75	3,828	8,785	11,792	8,390	4.7
	春日野	0.80	3,700	8,268	10,296	8,390	-1.5
	笠寺	1.87	5,341	11,960	6,403	12,233	-2.2
	星崎	1.99	2,499	6,081	3,051	5,834	4.2
緑区	鳴海	1.67	4,979	11,367	6,790	10,830	5.0
合計		9.70	30,179	68,579	7,074	68,095	0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 学区単位の値は、調査地域外も含む。

3. 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

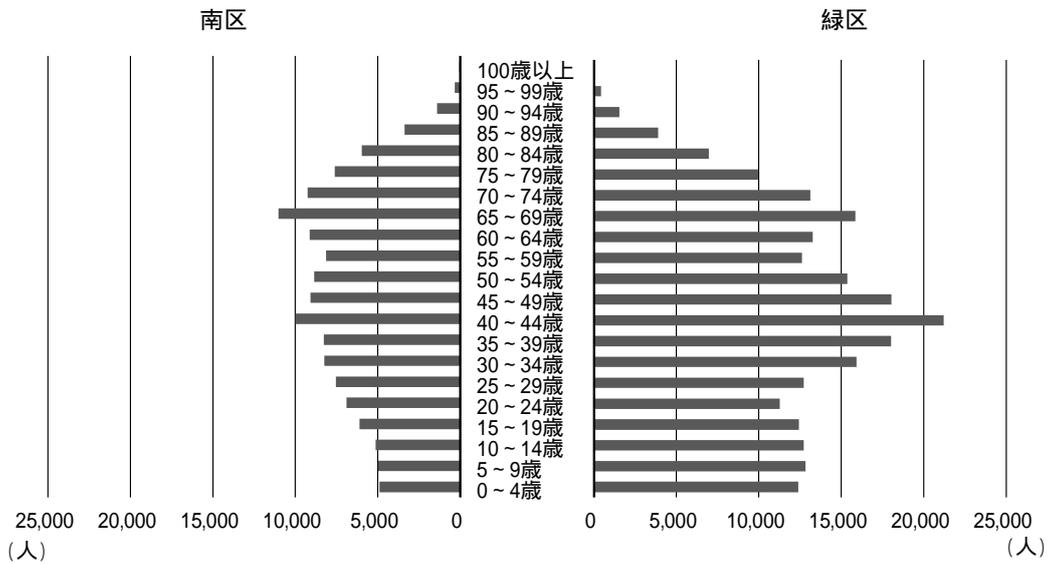
表 4-2-3 昼夜別人口(平成 27 年度)

市区	平成27年			平成22年	昼夜間人口 比率の差
	常住人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)	昼夜間人口比率 (%)	
南区	136,935	137,368	100.3	100.4	-0.1
緑区	241,822	190,564	78.8	80.0	-1.2
名古屋市	2,295,638	2,589,799	112.8	113.5	-0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 昼夜間人口比率=(昼間人口/常住人口)×100

出典:「平成27年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-1 年代別人口

(2) 産業

ア 産業別事業所数

調査地域周辺における産業大分類別の事業所数を表 4-2-4 に示す。

南区、緑区ともに、事業所数は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 4-2-4 産業大分類別の事業所数(平成 28 年度)

項目	単位:事業所		
	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	2	9	50
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	589	639	8,377
製造業	976	899	10,022
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	61
情報通信業	28	31	2,357
運輸業、郵便業	159	96	2,282
卸売業、小売業	1,477	1,677	31,543
金融業、保険業	61	110	2,204
不動産業、物品賃貸業	244	359	7,867
学術研究、専門・技術サービス業	187	252	6,992
宿泊業、飲食サービス業	783	776	17,564
生活関連サービス業、娯楽業	539	637	9,505
教育、学習支援業	172	342	4,066
医療、福祉	480	697	8,960
複合サービス事業	26	22	369
サービス業(他に分類されないもの)	318	289	7,291
総数	6,043	6,838	119,510

注) 1. 平成28年6月1日現在の値である。

2. 「-」は存在しないことを示す。

3. 民営事業所の統計である。

出典:「平成28年 経済センサス -活動調査(確報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

イ 産業別従業者数

調査地域周辺における産業大分類別の従業者数を表 4-2-5 に示す。

南区は製造業の数が最も多く、次いで卸売業、小売業、緑区は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 4-2-5 産業大分類別の従業者数(平成 28 年度)

単位:人

項目	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	5	68	385
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	4,864	4,913	90,349
製造業	13,785	10,994	138,300
電気・ガス・熱供給・水道業	45	267	7,584
情報通信業	139	269	61,778
運輸業、郵便業	4,424	2,269	71,719
卸売業、小売業	12,684	17,165	330,748
金融業、保険業	663	999	44,780
不動産業、物品賃貸業	1,612	1,342	42,133
学術研究、専門・技術サービス業	1,990	1,478	59,946
宿泊業、飲食サービス業	5,249	7,618	150,765
生活関連サービス業、娯楽業	2,279	3,566	59,510
教育、学習支援業	1,726	1,905	53,720
医療、福祉	10,048	10,709	140,467
複合サービス事業	424	203	5,914
サービス業(他に分類されないもの)	3,479	3,031	159,055
総数	63,416	66,796	1,417,153

注) 1. 平成28年6月1日現在の値である。

2. 「-」は存在しないことを示す。

3. 民営事業所の統計である。

出典:「平成28年 経済センサス -活動調査(確報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

4-2-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

ア 土地利用

調査地域周辺における民有地の地目別土地利用面積の状況を表 4-2-6 に示す。

地目別にみると、南区、緑区ともに宅地が最も多くなっている。

また、調査地域周辺における建物の利用状況を図 4-2-2、4 階建て以上の建物の分布状況を図 4-2-3 に示す。調査地域は住居施設用地が多くみられる。

表 4-2-6 地目別土地利用面積(平成 30 年)

単位:a

市区	総数	田	畑	宅地	池沼	山林・原野	鉄道軌道用地	雑種地
南区	114,289 (100.0%)	- (-)	1,007 (0.9%)	98,452 (86.1%)	239 (0.2%)	10 (0.0%)	3,646 (3.2%)	10,935 (9.6%)
緑区	231,535 (100.0%)	416 (0.2%)	12,656 (5.5%)	179,150 (77.4%)	31 (0.0%)	5,617 (2.4%)	2,435 (1.1%)	30,870 (13.3%)
名古屋市	1,840,094 (100.0%)	61,842 (3.4%)	57,891 (3.1%)	1,506,354 (81.9%)	572 (0.0%)	27,141 (1.5%)	28,264 (1.5%)	158,030 (8.6%)

注) 1. 平成30年1月1日現在の値である。

2. 固定資産課税台帳によって集計したものであり、免税点以下の土地を含み、公衆用道路、保安林、学校用地等課税対象外の土地は含まない。

3. 四捨五入により合計が合わない場合がある。

出典:「平成30年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

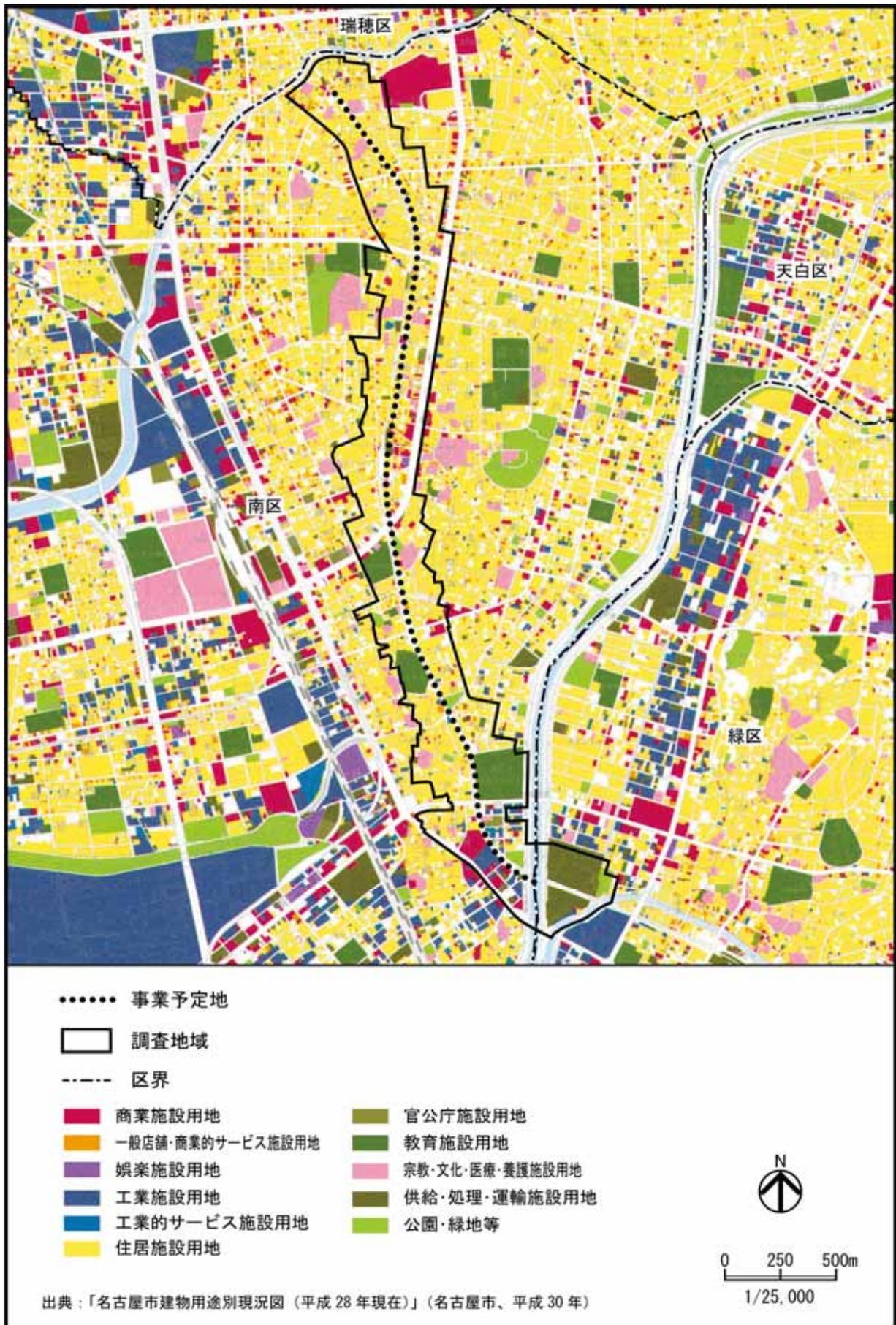


図 4-2-2 建物の利用状況

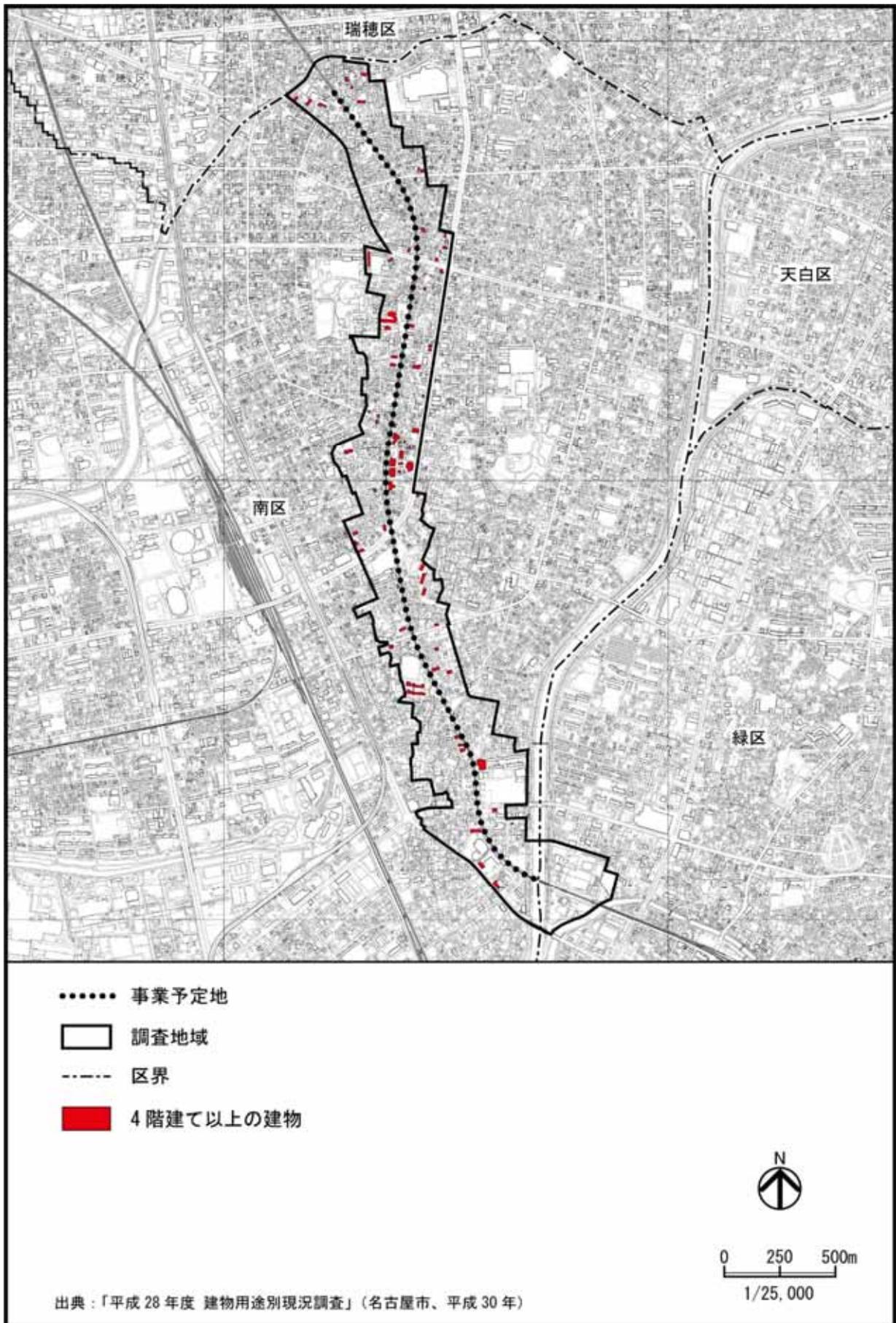


図 4-2-3 4階建て以上の建物の分布状況

イ 都市計画区域

調査地域周辺における用途地域の指定状況を図 4-2-4 に示す。調査地域は、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域等が分布している。

また、高度地区の指定状況を図 4-2-5 に示す。事業予定地には 15m 高度地区等が含まれている。

ウ 周辺地域における開発の動向

調査地域には大規模な開発事業は予定されていない。

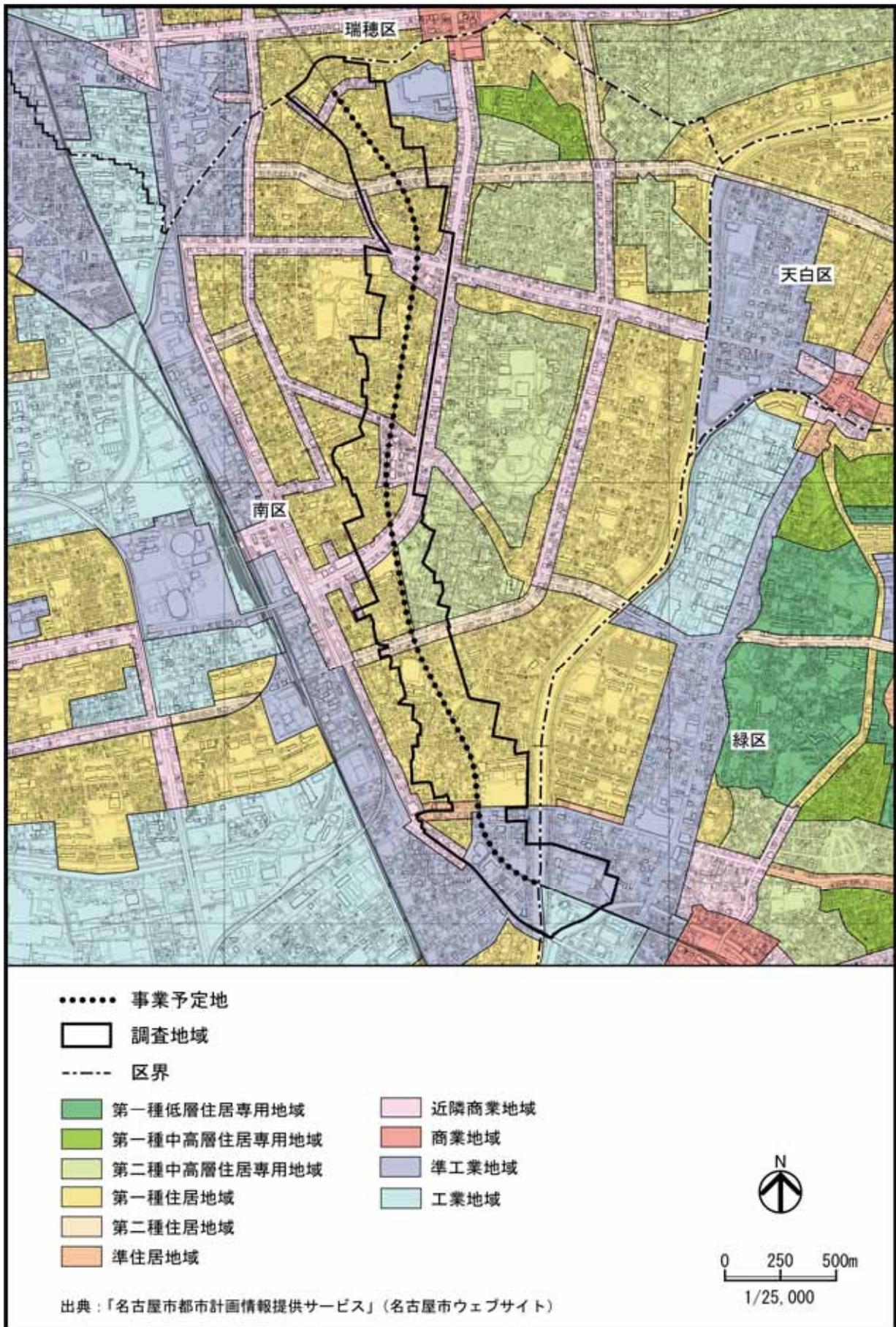


図 4-2-4 用途地域の指定状況

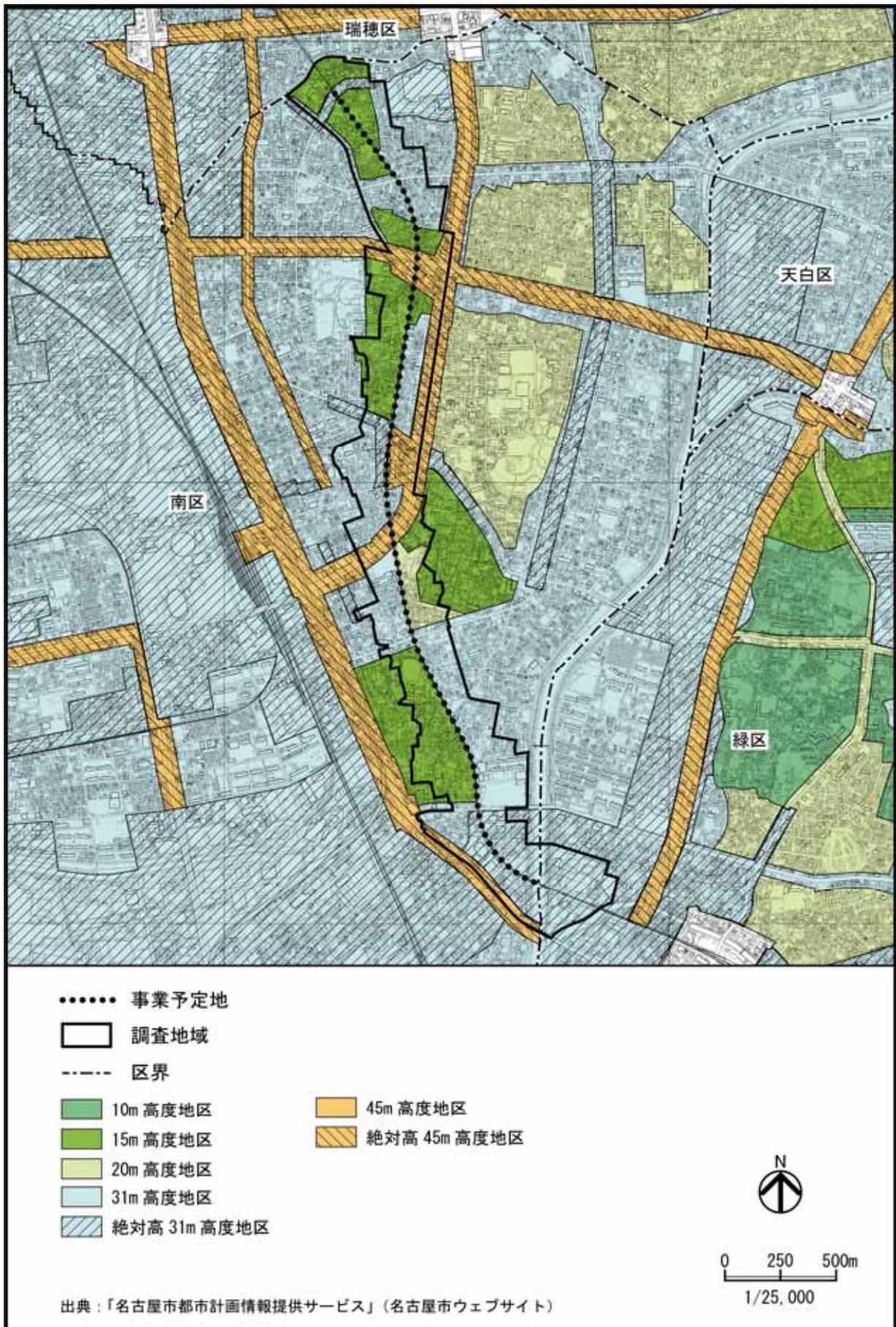


図 4-2-5 高度地区の指定状況

4-2-3 水域利用

(1) 河川の利用の状況

調査地域を流れる河川は、天白川水系天白川である。天白川は河川延長約 21.5km、流域面積約 118.8km² の二級河川で、調査地域周辺では高水敷に公園やサイクリングロードが整備されている。天白川水系には、農業用の許可水利権が 6 件、慣行水利権が 18 件、工業用の許可水利権が 1 件あるが、昭和 36 年の愛知用水の通水により現在では農業、水道及び工業用水ともその大部分を木曾川水系等からの取水に依存している。なお、天白川に漁業権は設定されていない。

出典:「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」(愛知県、平成 20 年)
「環境アセスメントデータベース(内水面漁業権)」(環境省ウェブサイト)

(2) 地下水の利用の状況

調査地域は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による指定地域に指定されていないが、名古屋市環境保全条例による揚水規制区域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

出典:「地下水採取規制の届出及び規制の手引き」(名古屋市、平成 30 年)

4-2-4 交通

(1) 交通網(道路網、公共交通機関網)

調査地域周辺における主要な道路及び鉄道等の状況を図 4-2-6 に、バス路線図を図 4-2-7 に示す。

調査地域は、本事業の対象路線である名鉄名古屋本線が縦断し、主要県道諸輪名古屋線、主要市道名古屋環状線等が横断している。

また、調査地域周辺において名古屋市バス及び名鉄バスが運行している。

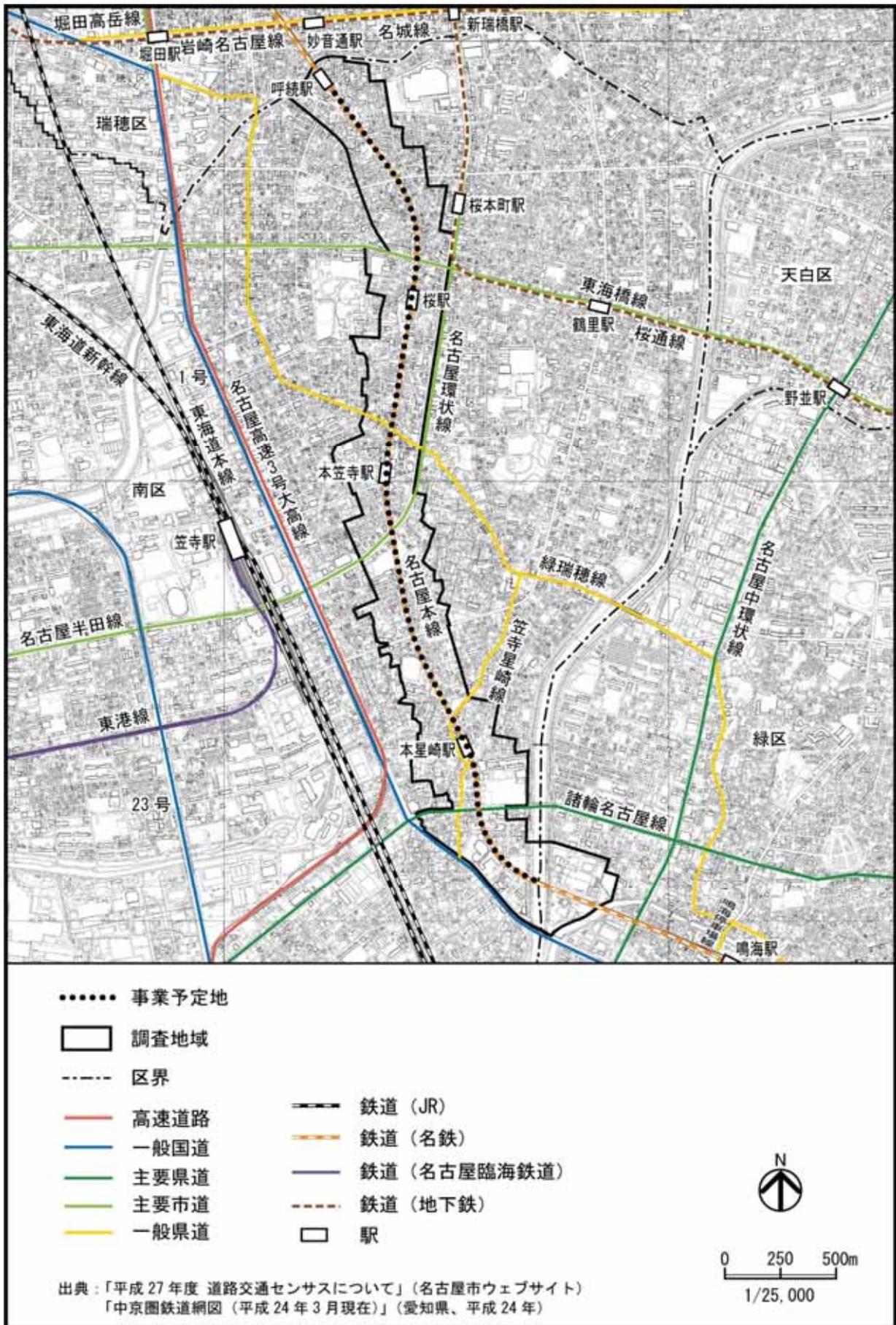


図 4-2-6 交通網の状況

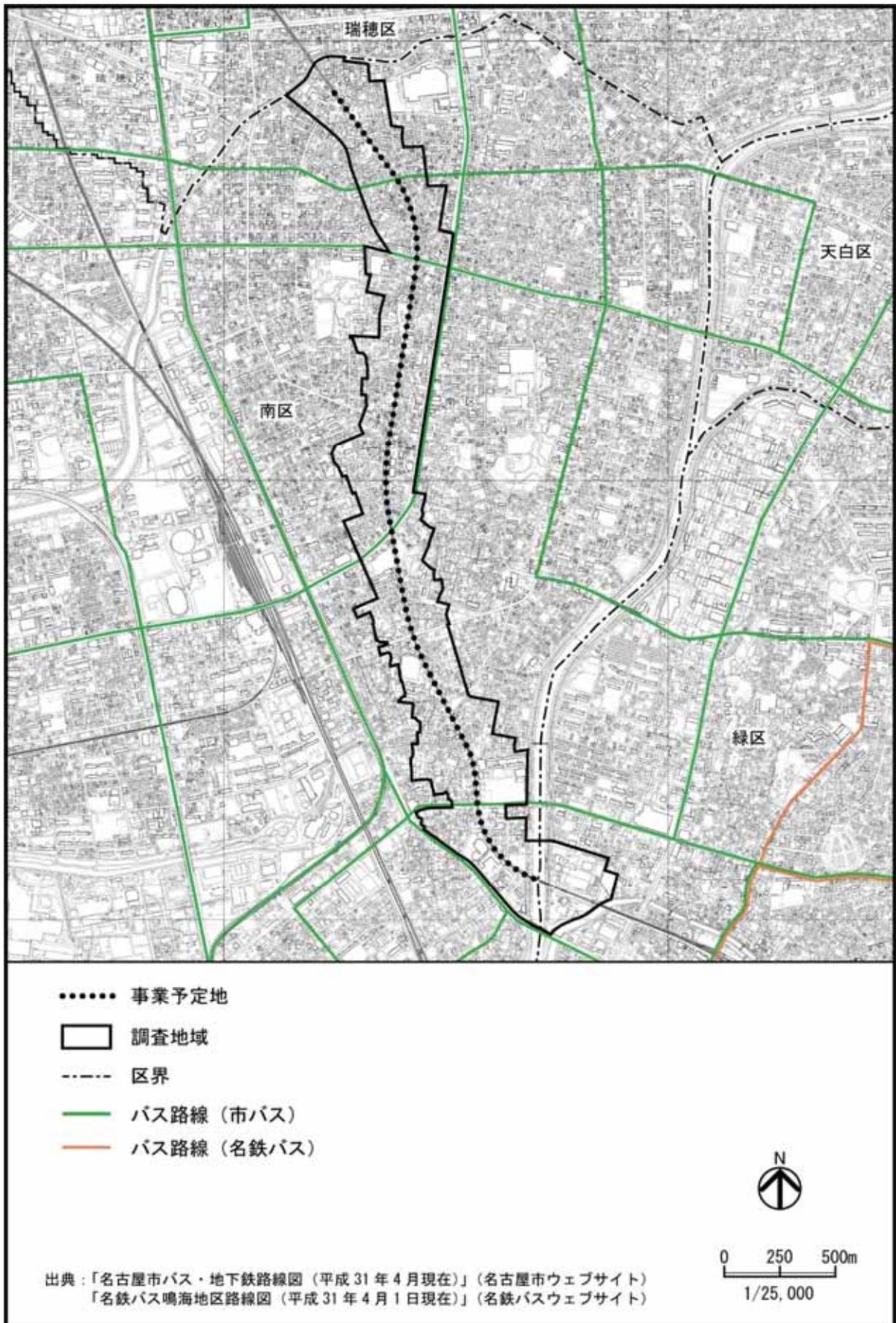


図 4-2-7 バス路線図

(2) 道路交通状況

調査地域周辺における道路交通センサス調査の調査結果を表 4-2-7 に、調査地点を図 4-2-8 に示す。

平成 27 年度調査における調査結果をみると、調査地域を横断する県道諸輪名古屋線 (No.10) で 24 時間交通量が 17,756 台、昼間 12 時間交通量が 12,683 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.5%、市道名古屋環状線 (No.16) で 24 時間交通量が 27,925 台、昼間 12 時間交通量が 20,685 台、昼間 12 時間大型車混入率が 13.5%、市道東海橋線 (No.19) で昼間 12 時間交通量が 14,326 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.1%となっている。

また、歩行者等交通量調査結果は、調査地域を横断する市道東海橋線 (No.19) で歩行者類 368 人/12h、自転車類 661 台/12h、動力付二輪車類 333 台/12h、市道弦月宝生線線 (No.29) で歩行者類 575 人/12h、自転車類 584 台/12h、動力付二輪車類 185 台/12h となっている。

表 4-2-7(1) 調査地域周辺における交通量の状況 (平成 27 年度)

No.	路線名	観測地点	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付 二輪車類 (台)
			昼間 12 時間	24 時間	昼間 12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
1	名古屋高速 3 号大高線	昭和区東郊通九丁目	62,314	78,564	12.9	—	—	—
2		南区大高町西森前	48,686	61,436	12.9	—	—	—
3	一般国道 1 号	緑区中汐田	21,665	29,681	10.3	—	—	—
4		南区星崎一丁目	23,183	32,224	11.9	—	—	—
5		南区本地通二丁目	32,504	45,180	11.1	—	—	—
6		南区前浜通二丁目	30,593	42,218	12.4	—	—	—
7		熱田区伝馬町	30,013	40,518	9.5	—	—	—
8	一般国道 23 号	南区丹後通二丁目	56,234	84,351	32.0	—	—	—
9	主要県道諸輪名古屋線	緑区潮見が丘二丁目	14,904	20,567	7.4	411	848	0
10		南区本星崎町字大道	12,683	17,756	8.5	—	—	—
11		南区星崎一丁目	15,357	22,268	14.7	—	—	—
12	主要県道名古屋中環状線	緑区鳴海町字中汐田	23,839	31,706	12.6	0	0	0
13		天白区野並三丁目	20,394	28,551	8.4	3,660	3,183	0
14		天白区島田一丁目	18,994	26,022	10.9	2,338	2,420	0
15	主要県道名古屋半田線	南区宝生町二丁目	17,831	24,072	18.3	0	0	0
16	主要市道名古屋環状線	南区前浜通四丁目	20,685	27,925	13.5	0	0	0
17		南区駈上二丁目	26,411	—	9.5	1,054	1,891	469
18	主要市道東海橋線	南区氷室町	19,716	—	11.3	281	612	443
19		南区薬師通二丁目	14,326	—	8.1	368	661	333
20		天白区野並二丁目	22,283	31,196	8.9	3,487	2,946	0
21		天白区野並三丁目	19,532	26,954	6.3	3,570	3,111	0
22	主要市道堀田高岳線	瑞穂区堀田通九丁目	31,747	—	12.8	4,990	1,800	727

表 4-2-7(2) 調査地域周辺における交通量の状況(平成 27 年度)

No.	路線名	観測地点	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付 二輪車類 (台)
			昼間 12 時間	24 時間	昼間 12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
23	一般県道緑瑞穂線	南区大磯通二丁目	6,620	—	6.8	355	473	139
24		南区赤坪町	12,489	16,860	8.8	1,291	2,153	0
25		緑区四本木	2,912	—	4.6	181	298	235
26	一般県道笠寺星崎線	※	5,333	—	3.7	—	—	—
27	一般県道岩崎名古屋線	瑞穂区妙音通 4 丁目	19,686	—	8.0	828	1,766	484
28	一般県道鳴海停車場線	※	7,003	—	8.0	—	—	—
29	一般市道弦月宝生線	南区赤坪町	8,631	—	8.1	575	584	185
30		南区弥次工町	7,348	—	14.4	153	533	164
31	一般市道豊田新屋敷線	南区大堀町	12,097	—	6.6	171	471	242
32	一般市道笠寺緑線	緑区万場山一丁目	10,046	—	5.7	377	391	180
33	一般市道鳴尾町線	南区三吉町	2,505	—	16.0	272	162	33

注) 1. 番号は、図 4-2-8に対応する。

2. 斜字は推定値、「※」は出典に記載がないこと、「—」は調査を行っていないことを示す。

出典:「平成27年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

(3) 公共交通機関の利用状況

調査地域周辺における主な駅の利用状況を表 4-2-8 に示す。

駅の利用者数は、名鉄名古屋本線においては本笠寺駅が最も多くなっている。

表 4-2-8 調査地域周辺の主な駅の利用状況(平成 29 年度)

路線名	駅名	総数(人)
名鉄名古屋本線	呼続駅	424,447
	桜駅	695,565
	本笠寺駅	853,342
	本星崎駅	821,375
地下鉄名城線	妙音通駅	739,369
地下鉄桜通線	桜本町駅	1,503,153
JR東海道本線	笠寺駅	2,857,808

出典:「平成30年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

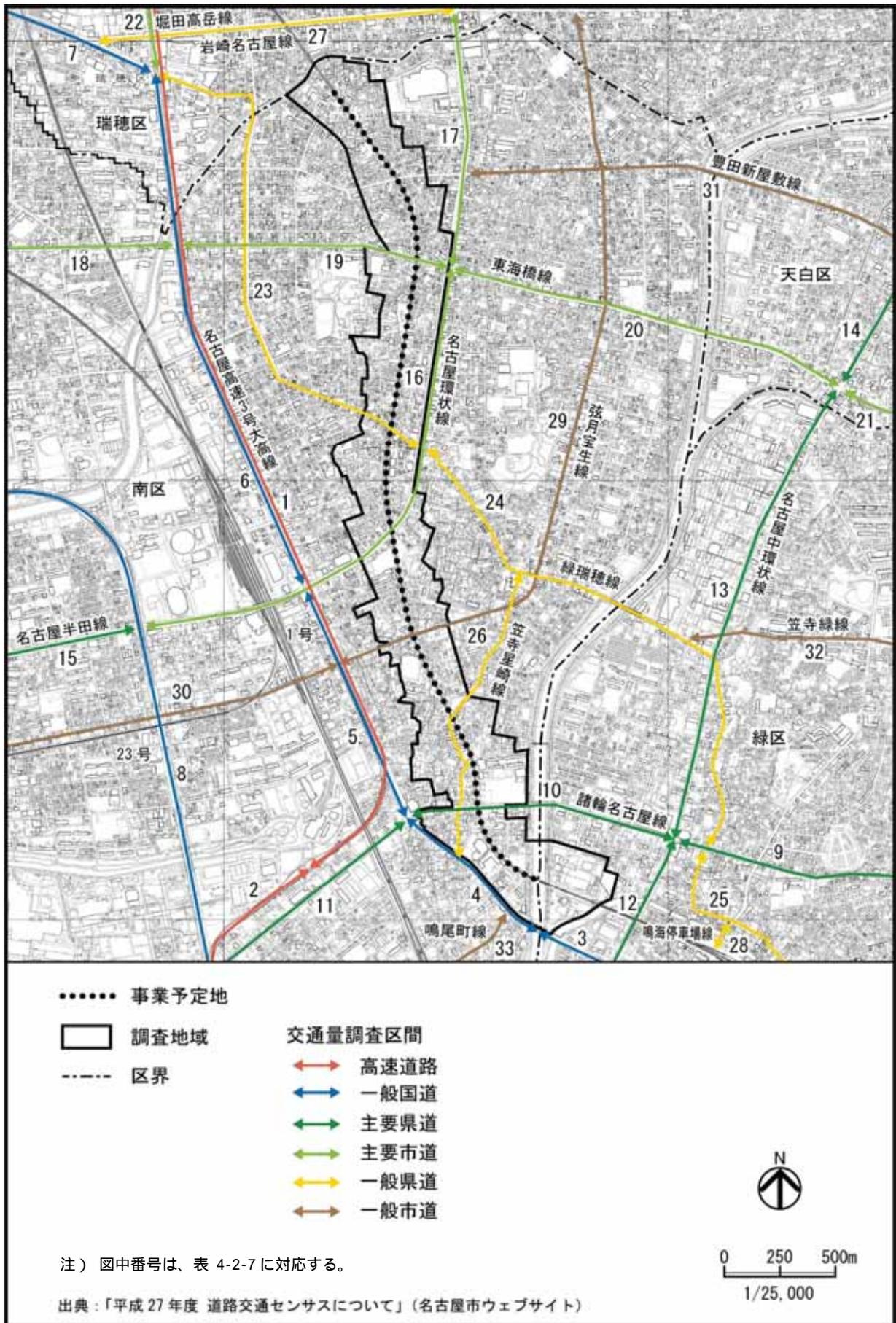


図 4-2-8 交通量調査地点

4-2-5 地域社会等

(1) 学校、病院の配置

調査地域における学校、病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況を図 4-2-9 に示す。調査地域において、保育園が 2 箇所、幼稚園が 3 箇所、小学校が 2 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、老人福祉施設が 3 箇所、児童福祉施設が 1 箇所、診療所が 11 箇所立地している。

出典：「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)
「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)
「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)
「病院名簿(平成 30 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)
「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)
「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)
「愛知県オープンデータカタログ(まなぶ、あそぶ)、(暮らし、安全)」(愛知県ウェブサイト)

(2) 文化財の分布

ア 有形文化財

調査地域においては、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく国登録有形文化財の七所神社本殿が存在する。(図 4-2-10 参照)

なお、「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく指定文化財は存在しない。

出典：「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)
「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)

イ 埋蔵文化財

調査地域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況を表 4-2-9 及び図 4-2-10 に示す。調査地域には、16 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 4-2-9 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

包蔵地名	種別	時代	備考
山崎城跡	城館跡	中世	東北側に懸崖を残す、近来土木工事により北半分は削平され消滅。
山崎町3丁目遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	一部畑地を残し、住宅地となる、残存。 遺物：土師器・須恵器・土錘・宋・明銭
呼続遺跡	集落跡、貝塚	弥生・古墳・奈良・平安・中世	貝塚は校舎、宅地下となり湮滅。 遺構：住居跡・溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗
桜本町1丁目遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	宅地となり湮滅。 遺構：溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・板状木製品・石斧
町屋古墳	古墳	古墳	円墳、墳土、石室共原形全くなし、自然石(9ヶ)を残す、滅失。 遺物：須恵器(壺)・金環・管玉・直刀、鉄鏃
桜神明社古墳	古墳	古墳	円墳、墳丘上に神明社を祀る、残存。 遺構：濠 遺物：須恵器(蓋坏)・埴輪
曾池遺跡	貝塚、遺物散布地	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	曾池貝塚を改名し、富部神社遺跡を合わせて本遺跡とした、野球場となり壊滅。 遺構：井戸遺構・住居跡 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗・石斧・石製紡錘車、石製模造品、木器(舟、下駄、椀、弓等)、宋銭
戸部一色城跡	城館跡	中世	滅失。
戸部城跡	城館跡	中世	「地名等」戸部松本、「立地」平城
松城町遺跡	遺物散布地	平安	溝(?)、道路沿いに黒色土一部残存。
大門遺跡	遺物散布地	弥生・中世	濠(?),断面崖面に露呈。 遺物：弥生土器・山茶碗
寺部城跡	城館跡	中世	滅失。
廻間遺跡	遺物散布地	平安・中世	自動車車庫の下に包含層残る。 遺物：灰釉陶器
星崎城跡	城館跡	中世	主要部は笠寺小学校校地、北側に堀跡を残す。 遺構：濠状遺構
本城町遺跡	遺物散布地	縄文・弥生・古墳・近世	削平され住宅地となり湮滅。 遺構：濠状遺構・土壙群 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・近世陶器・山茶碗
宮西遺跡	遺物散布地	中世	遺物：山茶碗

出典：「マップあいち 愛知県文化財マップ(埋蔵文化財・記念物)」(愛知県ウェブサイト)

(3) コミュニティ施設の状況

調査地域周辺におけるコミュニティセンターの状況を図 4-2-11 に示す。調査地域には笠寺コミュニティセンターが存在している。

出典：「コミュニティセンターなど」(名古屋市ウェブサイト)

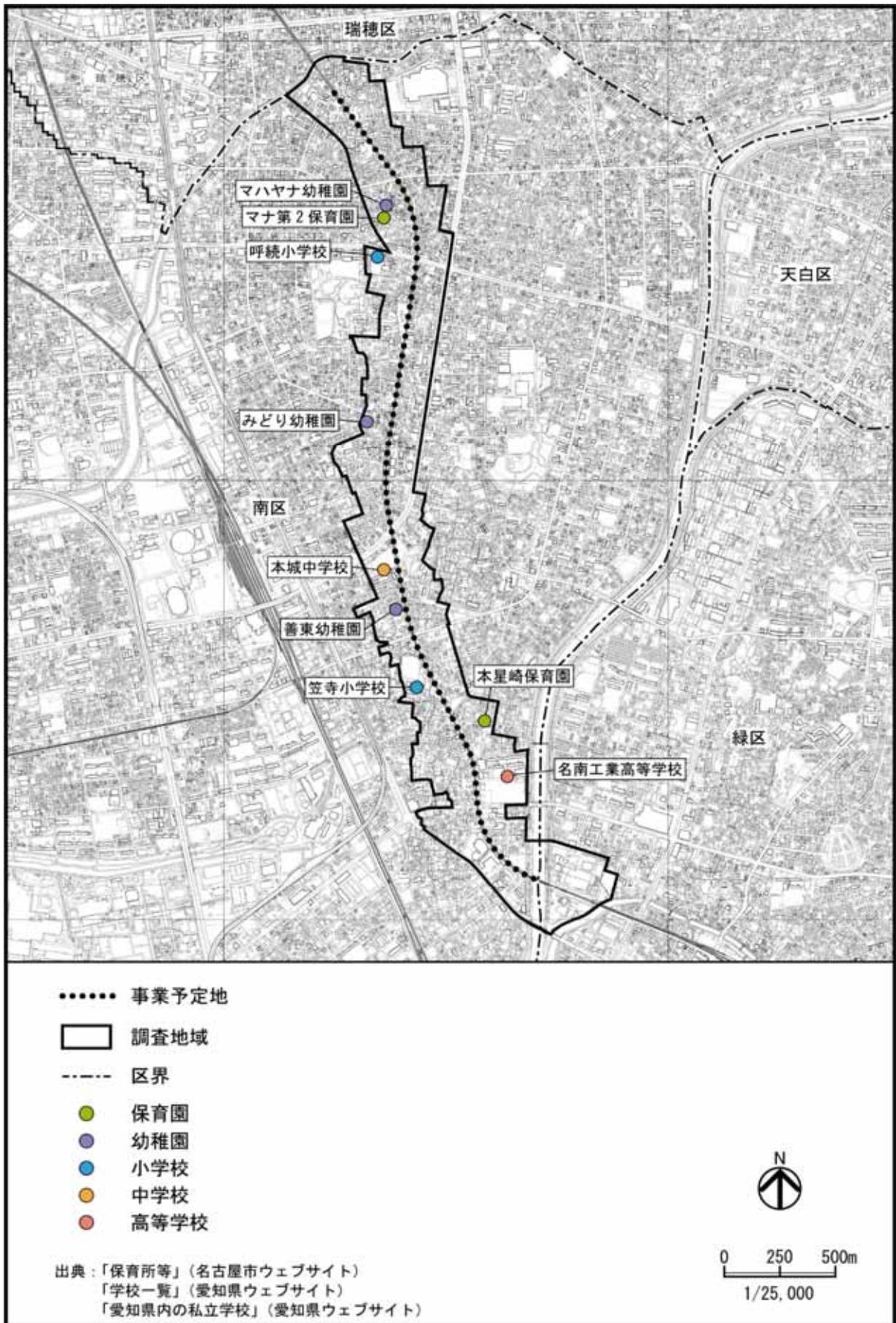


図 4-2-9(1) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

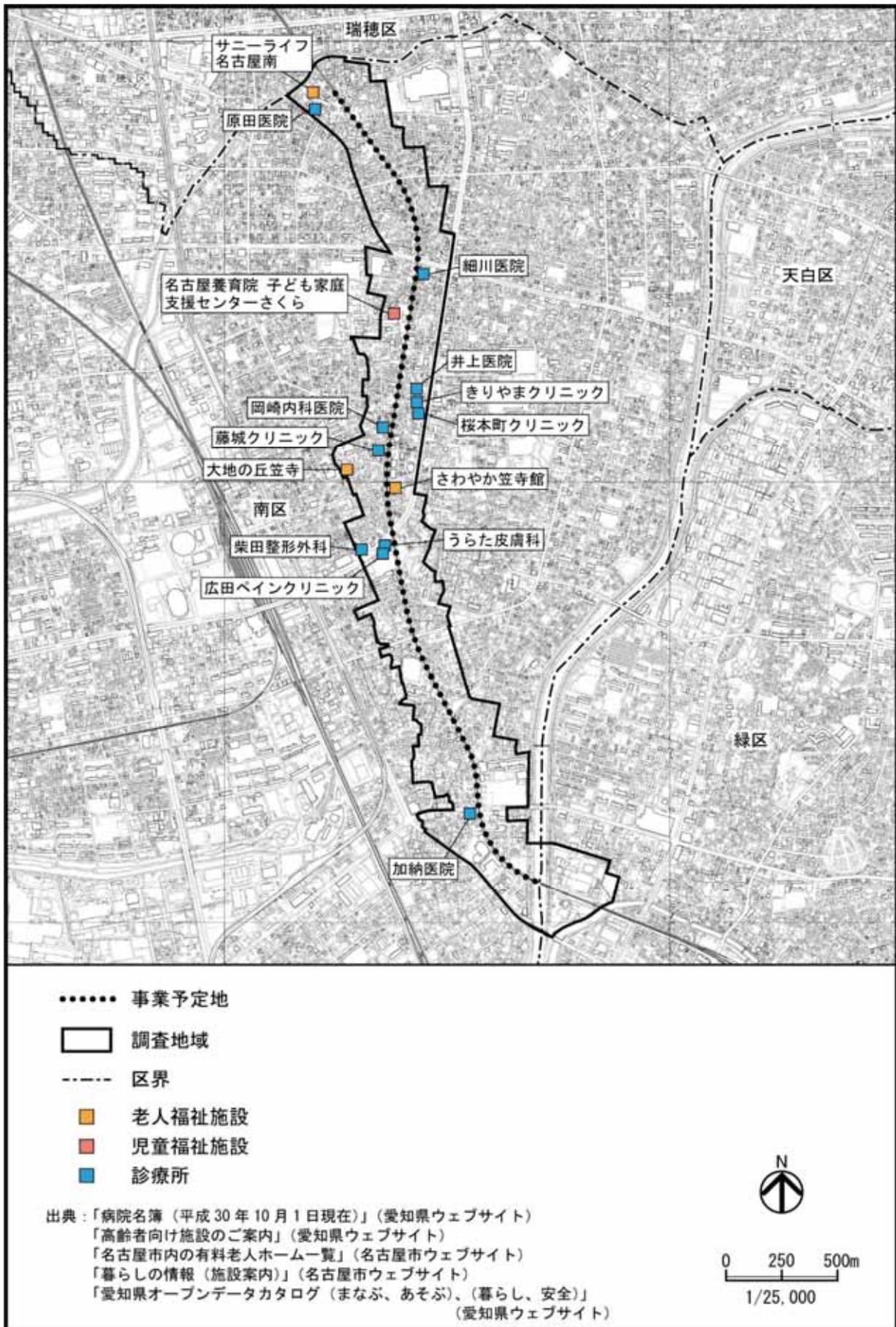


図 4-2-9(2) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

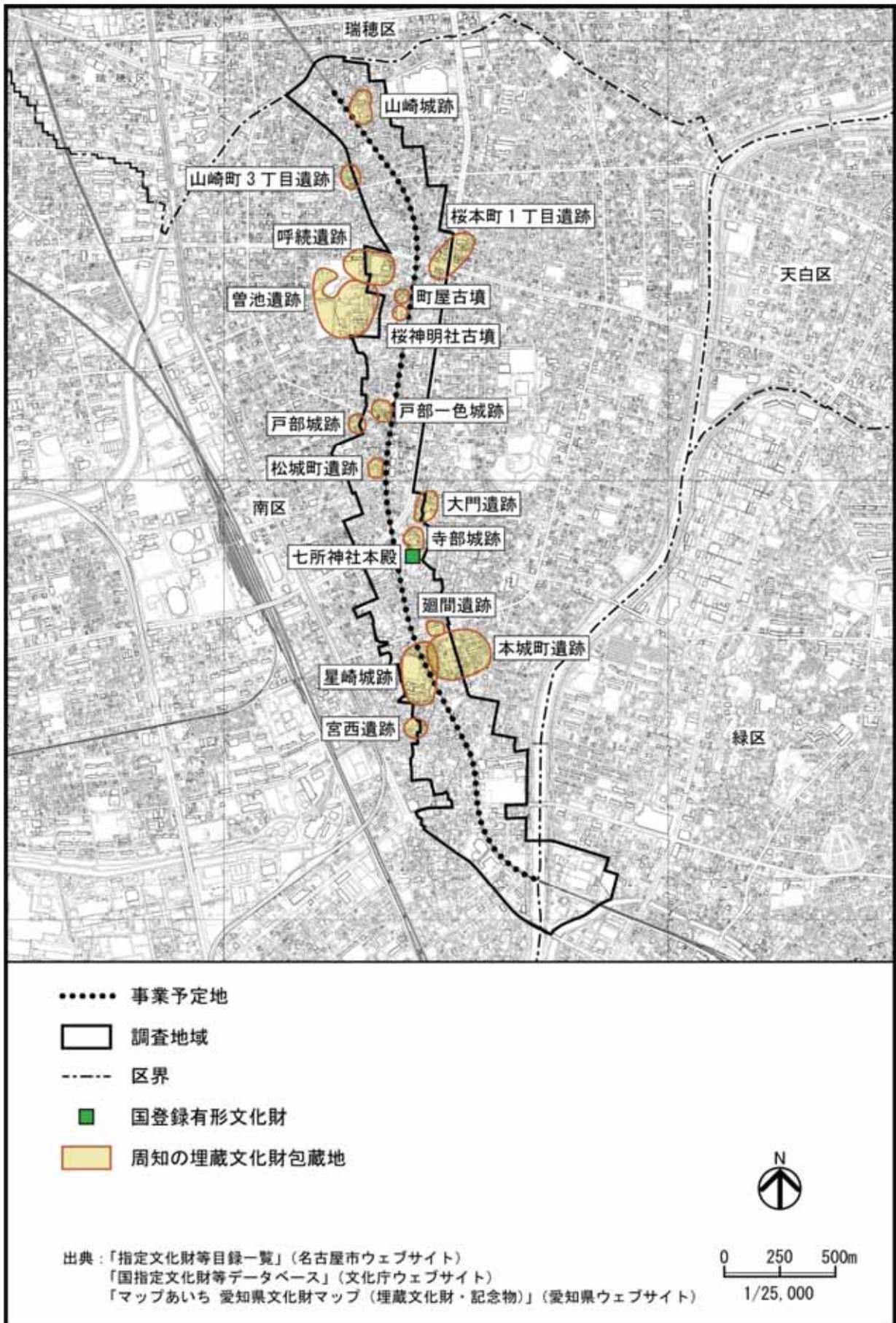


図 4-2-10 有形文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

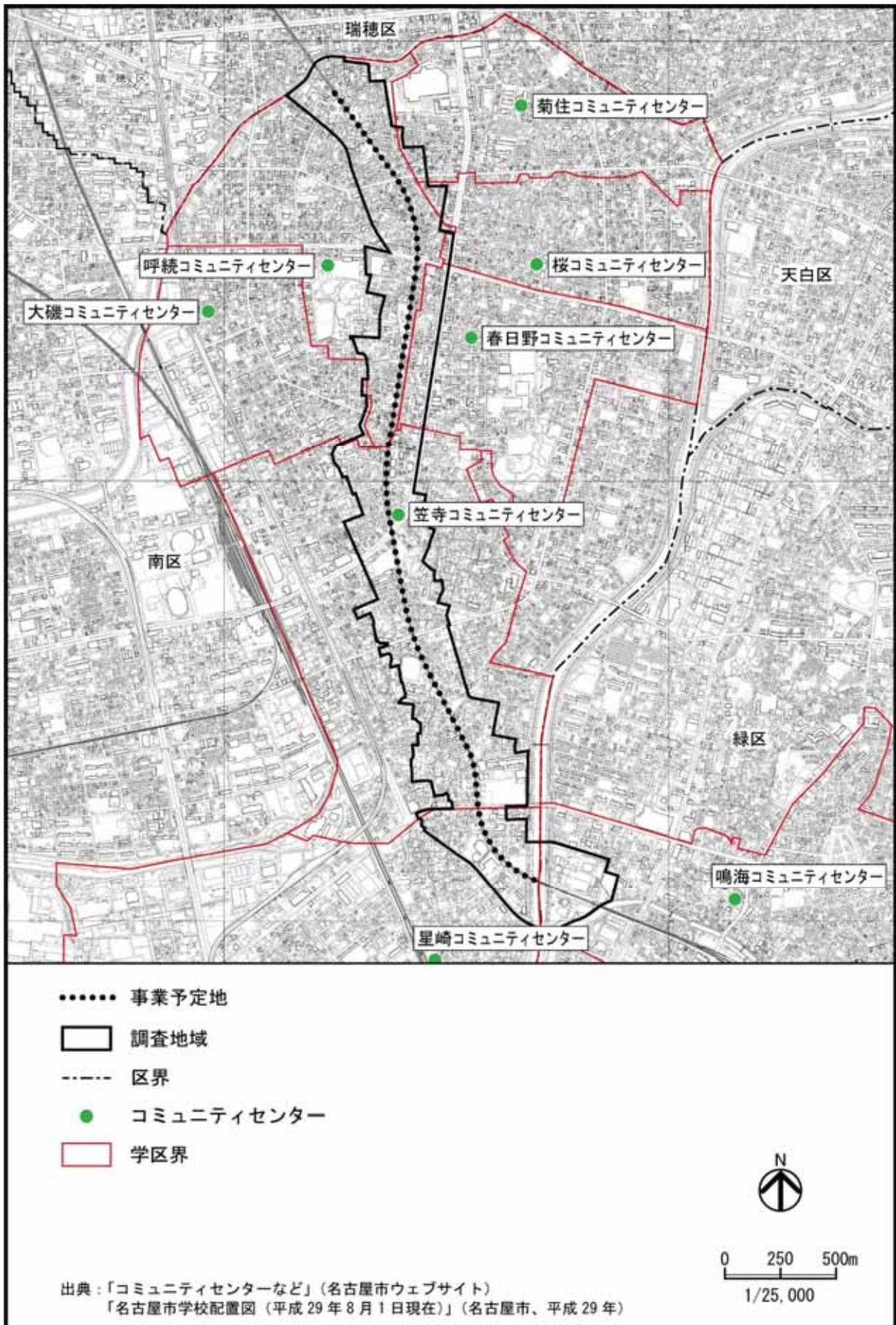


図 4-2-11 コミュニティセンターの状況

(4) 交通安全の状況

平成 30 年における名古屋市内の交通事故死者数は 55 人となっており、前年からは 16 人増加している。また、調査地域が位置する南区及び緑区の交通事故死亡者数はともに 5 人となっており、前年から南区で 5 人、緑区で 2 人増加している。

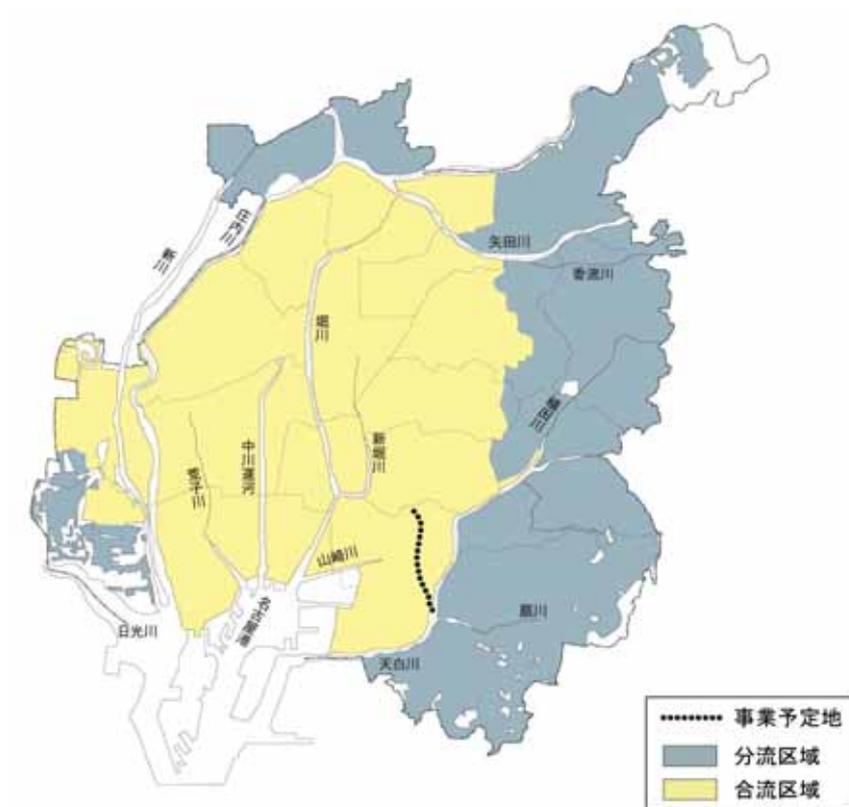
出典:「市内の交通事故発生状況(平成 30 年中)」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道(水道)普及率は、平成 29 年度末において 100.0%、下水道普及率は 99.8% となっている。

また、名古屋市の下水道整備状況は図 4-2-12 に示すとおりであり、事業予定地は合流区域となっている。

出典:「平成 30 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成 29 年度末現在

出典:「令和元年度 なごやの水道・下水道」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 4-2-12 下水道の整備状況

(6) 廃棄物の発生状況

名古屋市、南区及び緑区における平成 29 年度のごみ及び資源収集量を表 4-2-10 に示す。平成 29 年度のごみ収集量は南区が 24,547t、緑区が 42,026t となっている。また、資源収集量は南区、緑区ともにプラスチック製容器包装が最も多くなっている。

表 4-2-10 ごみ及び資源収集量(平成 29 年度)

単位:t

項目	市区	名古屋市	南区	緑区
			408,767	24,547
ごみ収集量	可燃ごみ	381,768	22,956	39,691
	不燃ごみ	17,938	1,106	1,637
	粗大ごみ	7,489	376	672
	蛍光管・水銀体温計等	61	—	—
	環境美化収集	1,511	108	27
資源収集量		61,776	3,719	6,341
	空きびん	14,524	843	1,432
	空き缶	2,954	188	277
	プラスチック製容器包装	25,994	1,699	2,935
	紙製容器包装	9,343	565	1,058
	ペットボトル	8,742	423	638
	紙パック	39	—	—
	小型家電	122	—	—
食用油	58	—	—	

注) 蛍光管・水銀体温計等、ペットボトル、紙パック、小型家電、食用油は、拠点回収分を含む。

出典:「事業概要(平成 30 年度資料編)」(名古屋市環境局、平成 30 年)

4-2-6 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 大気汚染

(ア) 環境基準(資料 1(p.173~174)参照)

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質に係る指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 規制基準等

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

「大気汚染防止法」に基づき建築物等の解体・改修工事を行う場合には、特定建築材料(吹付け石綿等)の有無についての事前調査の実施及び調査結果の説明・掲示をしなければならない。また、特定建築材料が確認された場合には作業基準が適用される。

自動車からの排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制が行われている。なお、名古屋市は全域が同法の適用地域となっている。

イ 騒音

(ア) 環境基準(資料 2(p.175)参照)

「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準(資料 3(p.176~178)参照)

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、「騒音規制法」に基づき自動車騒音の限度が定められている。

ウ 振動(資料 4(p.179~180)参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、「振動規制法」に基づき道路交通振動の限度が定められている。

工 悪 臭(資料 5(p.181~182) 参照)

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」の「悪臭対策指導指針」において指導基準値(臭気指数)を設定しており、複合した臭気に対しての規制を行っている。

オ 水質及び底質

(ア) 環境基準等(資料 6(p.183~187) 参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。なお、事業予定地周辺の河川の類型区分は(i)表では山崎川が D 類型、天白川が C 類型、(ii)表では両河川ともに生物 B に該当する。

また、「名古屋市環境基本条例」第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。なお、事業予定地周辺の河川の地域区分は、山崎川が河川☆☆☆及び河川☆、天白川が河川☆☆、扇川が河川☆☆☆である。

(イ) 規制基準等(資料 7(p.188~190) 参照)

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及びリンについて、総量規制基準が定められている。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」(環水管第 119 号昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)により、暫定除去基準が定められている。

なお、本事業により設置される施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当しない。

カ 地 盤

調査地域は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による揚水規制の地域には含まれないが、「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」に指定しており、ポンプ等の吐出口断面積が 6cm^2 を超える揚水設備を設置しようとする場合には、名古屋市長の許可を受けなければならない。断面積が 6cm^2 以下の井戸設備を設置しようとする場合には、事前に名古屋市長に届出をしなければならない。

また、地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口断面積が 78cm^2 を超えるときは、工事の開始日の 7 日前までに名古屋市長に届出をしなければならない。

キ 土壌及び地下水

(ア) 環境基準(資料 8(p.191~192)参照)

「環境基本法」に基づき、土壌及び地下水の汚染に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準等(資料 9(p.193~194)参照)

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づき、特定有害物質による汚染の可能性がある場合、都道府県知事は当該土地の所有者に土壌汚染状況調査を命じ、汚染が認められた場合には、その区域を要措置区域等として指定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)においては、特定有害物質による農用地の汚染がある場合、都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定し農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

調査地域は、「土壌汚染対策法」の指定地域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の農用地土壌汚染対策地域のどちらにも指定されていないが、「名古屋市環境保全条例」に基づく形質変更時届出管理区域の指定が 1 箇所指定されている。

また、「名古屋市環境保全条例」において特定有害物質による土壌汚染の有無を判断する土壌汚染等処理基準が定められている。

ク ダイオキシン類

(ア) 環境基準(資料 10(p.195)参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準等

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

ケ 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

景観計画区域で建築物、工作物の新築等を計画する場合は、景観形成基準への適合とともに、工事着工の 30 日前までに届出が必要とされている。なお、本事業は、届出対象の工作物に該当する。

コ 日照阻害(資料 11(p.196) 参照)

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づき日影規制が定められている。日影規制の(ろ)欄、(は)欄、(に)欄の該当する区分は、「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)に基づき指定されている。

また、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)により、中高層建築物の建築主等は、建築物により学校、児童福祉施設等に冬至日に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮しなくてはならないとしている。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理基準等に従って適正な処理を行うことが定められている。

また、名古屋市では、前述の法律を補う観点から、「名古屋市産業廃棄物の適正な処理及び資源化の促進に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 68 号)を制定し、産業廃棄物の適正な処理の確保及び資源化の促進のために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に寄与するとともに、市民の健康で快適な生活を営むことが出来る良好な環境の保全を図ろうとしている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」(環境省、平成 23 年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、平成 23 年)に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとに manifests を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」(愛知県、平成 14 年)が制定されている。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然環境保全地域の指定状況

調査地域において「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき自然環境保全地域に指定された地域はない。

イ 自然公園地域の指定状況

調査地域において「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づき自然公園に指定された地域はない。

ウ 都市計画公園等の指定状況

調査地域において「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)により指定された都市計画公園及び都市計画緑地の状況を図 4-2-13 に示す。

エ 風致地区の指定状況

調査地域において「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定された地域はない。

オ 特別緑地保全地区の指定状況

調査地域において「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の状況を図 4-2-13 に示す。

カ 生産緑地地区の指定状況

調査地域において「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)により指定された生産緑地地区の状況を図 4-2-13 に示す。

キ 保安林の指定状況

調査地域において「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林に指定された地域はない。

ク 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定状況

調査地域において「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)による鳥獣保護区に指定された区域はないが、全域が特定猟具使用禁止区域に指定されている。

出典:「平成 30 年度 愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト)

ケ 農業振興地域等の指定状況

調査地域において「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域及び農用地区域に指定された地域はない。

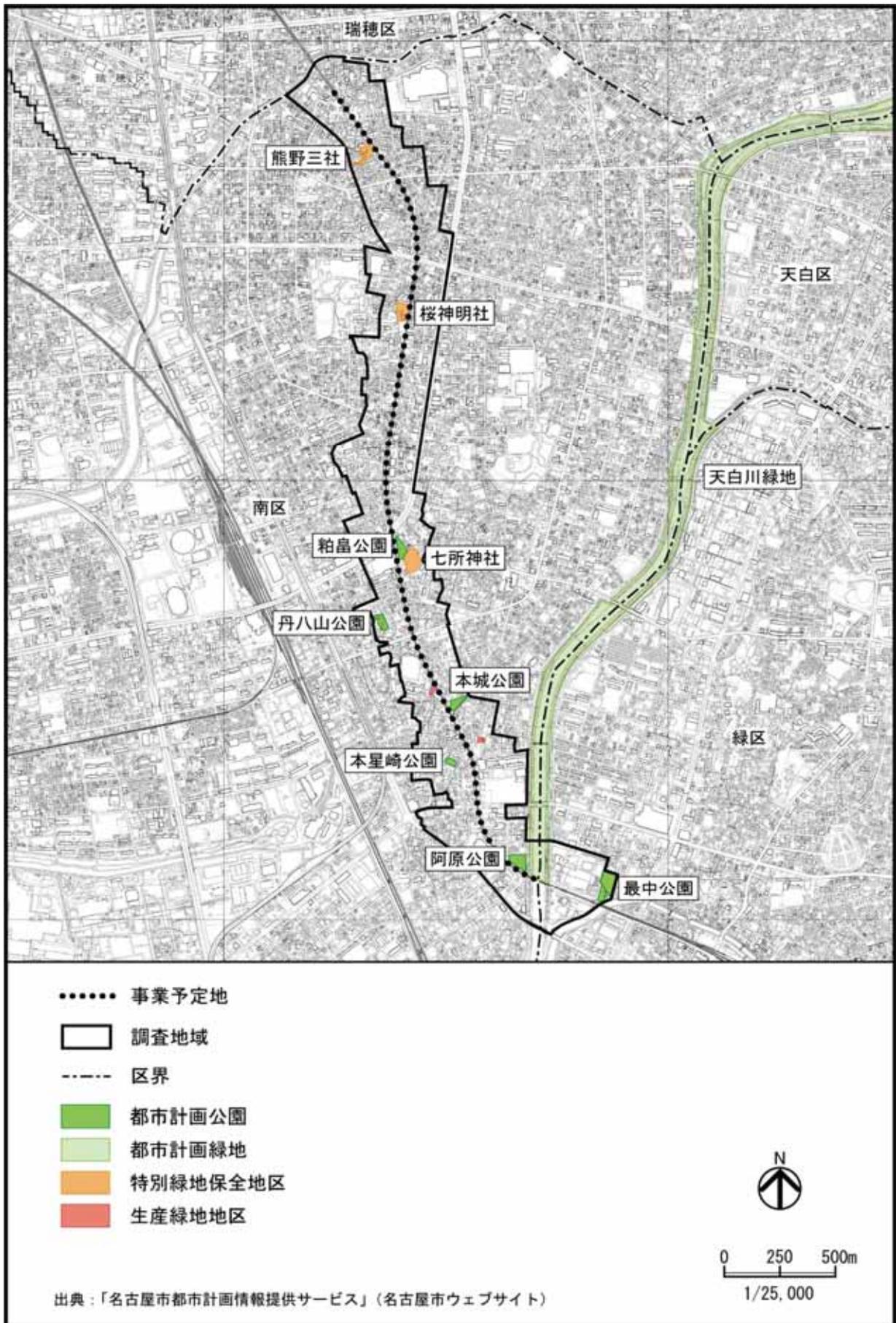


図 4-2-13 自然環境関係法令等による指定状況

(4) 防災関係法令

ア 河川保全区域の指定状況

調査区域において「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域に天白川が指定されており、河川区域より 18m の区域が指定されている。

出典:「名古屋市内における河川保全区域のある河川」(名古屋市ウェブサイト)

イ 砂防指定地の指定状況

調査地域において「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)により砂防指定地に指定された地域はない。

ウ 地すべり防止区域の指定状況

調査地域において「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)により地すべり防止区域に指定された区域はない。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所を表 4-2-11 及び図 4-2-14(1)に示す。

表 4-2-11 急傾斜地崩壊危険区域の状況

区域名	がけの形態		土質
	角度(度)	高さ(m)	
南区朝拝区域	40	7	砂利粘土
南区呼続二丁目区域	30	8	砂利混り土

出典:「名古屋地域防災計画 ⑥付属資料編」(名古屋市、平成 30 年)

オ 土砂災害警戒区域の指定状況

調査地域において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域等に指定された区域を図 4-2-14(1)に示す。

カ 災害危険区域の指定状況

調査地域において「建築基準法」第 39 条に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和 36 年名古屋市条例第 2 号)により建築を制限された区域はない。

キ 防火地域等の指定状況

調査地域において「都市計画法」に基づく防火地域等に指定された区域を図 4-2-14(2)に示す。

ク その他

調査地域は、台風に伴う高潮による浸水が最大 2~5m と想定されている。
また、東海・東南海地震による液状化危険度の高い地域になっている。

出典:「愛知県高潮浸水想定公表について」(愛知県ウェブサイト)
「愛知県防災学習システム」(愛知県ウェブサイト)

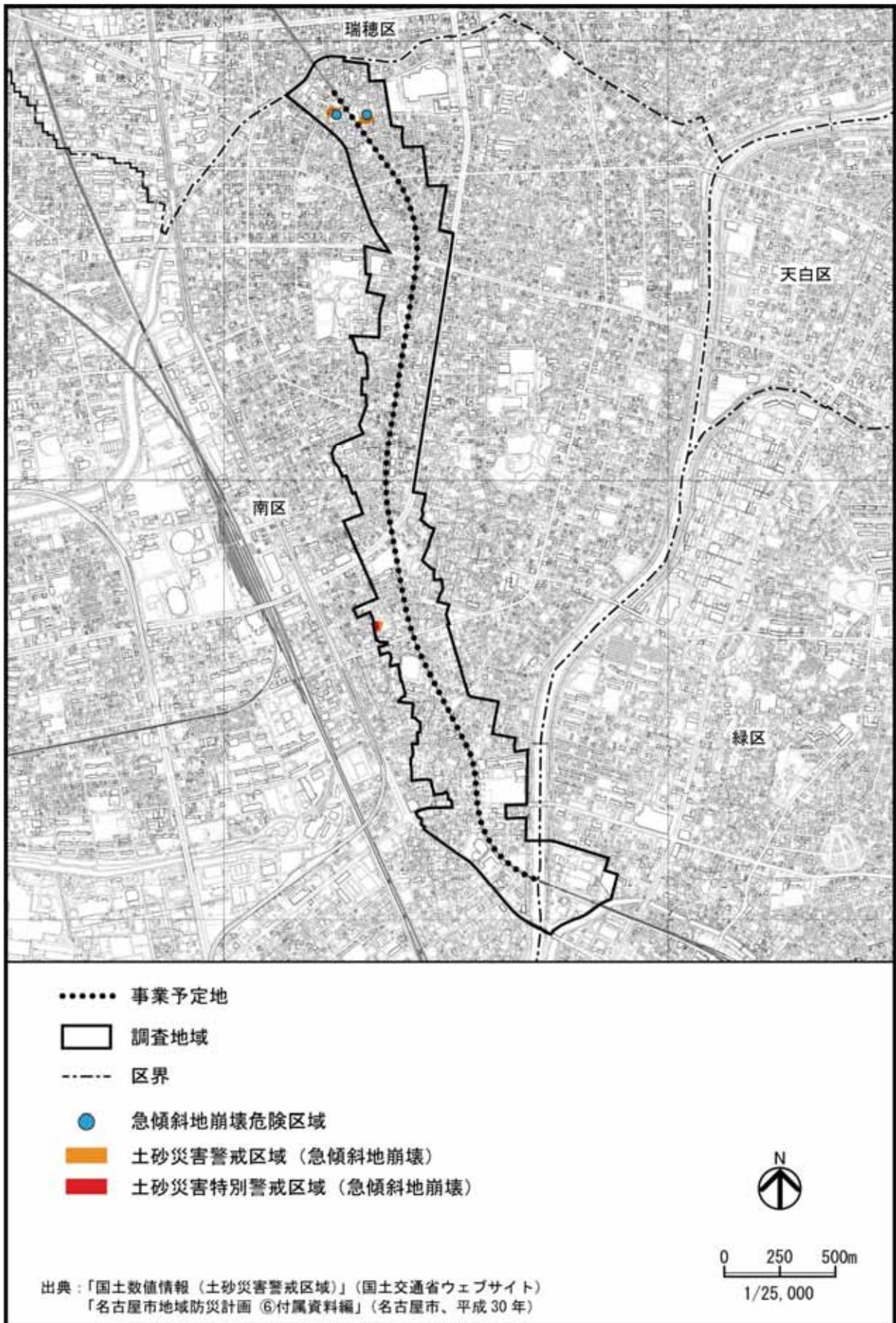


図 4-2-14(1) 防災上の地域指定状況(急傾斜地崩壊危険区域等)

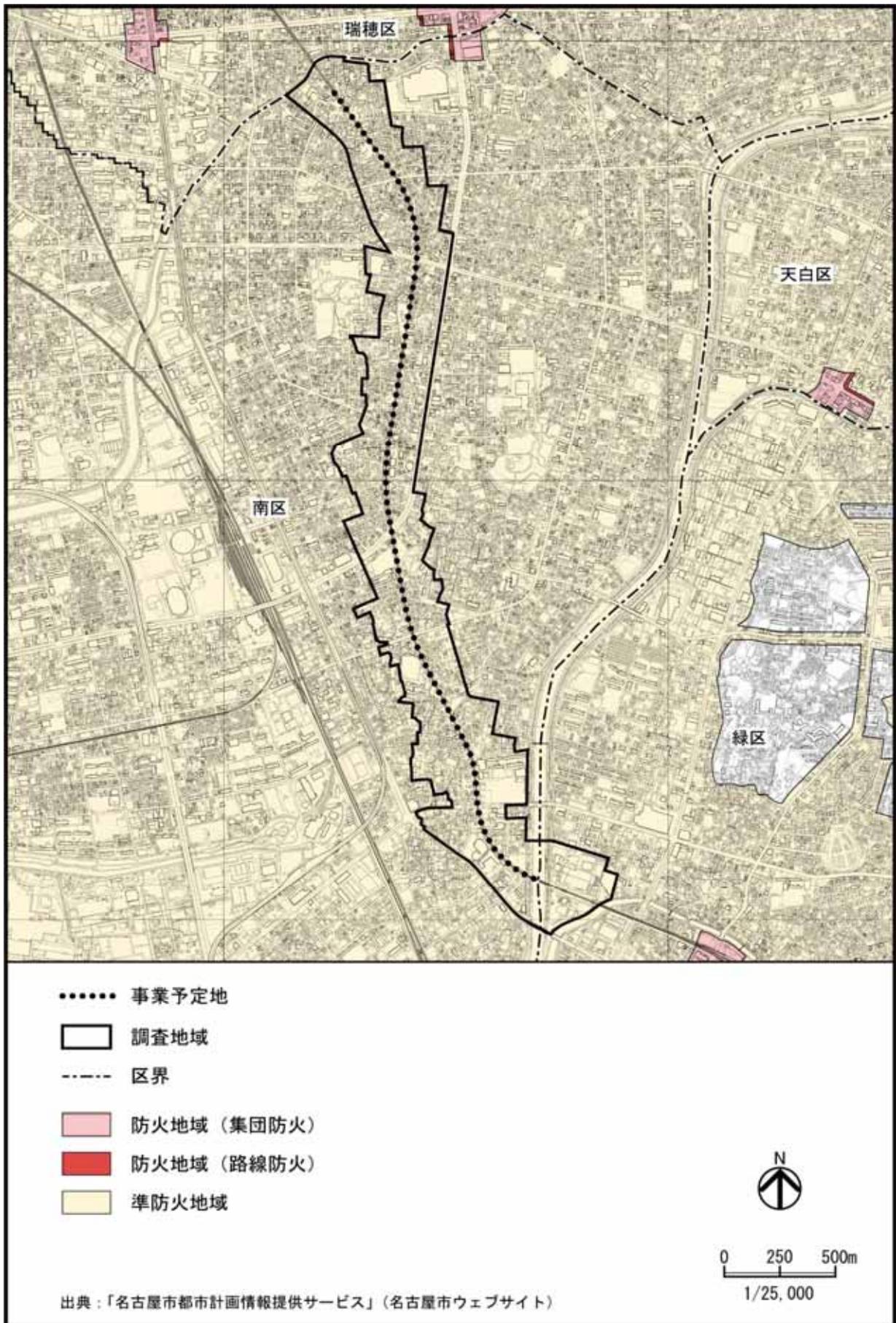


図 4-2-14(2) 防災上の地域指定状況(防火地域等)

4-2-7 環境保全に関する計画等

(1) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

イ 愛知県環境基本計画

(ア) 環境保全に係る方針

「愛知県環境基本計画」は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年条例第 1 号)第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている。社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえて、持続可能な社会の構築にむけて環境保全の取組を進めるため、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定された。

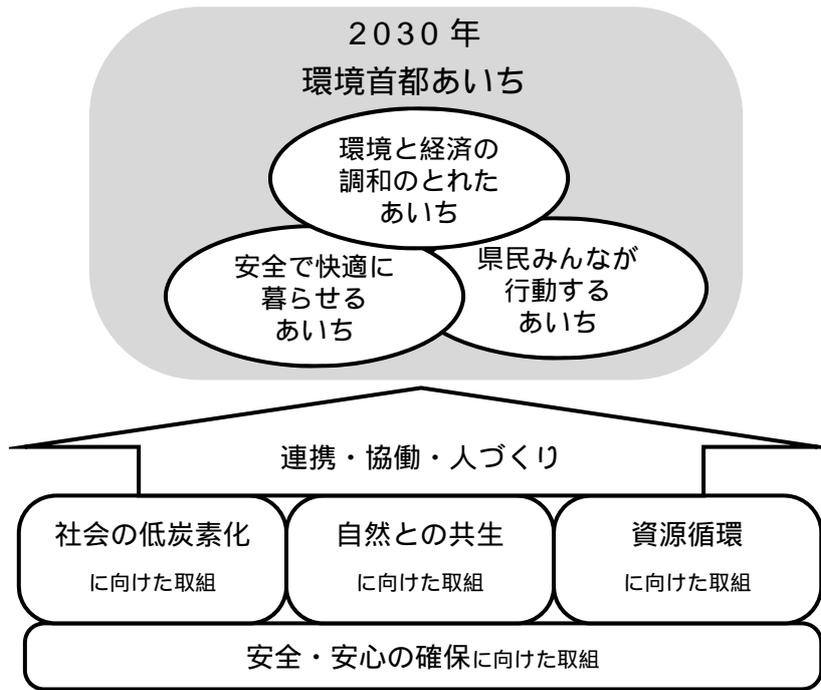
「第 4 次愛知県環境基本計画」では、表 4-2-12 のとおり、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」と定め、「3 つのあいち」づくりを通して目標実現を目指している。

表 4-2-12 計画の目標と実現のための「3 つのあいち」づくり

計画の目標	県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』
目標の実現に向けた 「3 つのあいち」づくり	環境と経済の調和のとれたあいち 我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。
	安全で快適に暮らせるあいち 公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。
	県民みんなが行動するあいち 県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

出典:「第 4 次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成 26 年)

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けて、汚染者負担の原則や予防的取組の実施といった環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、県の特徴や地域特性に応じた総合的な施策展開を図 4-2-15 のとおり図っている。



出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 4-2-15 目標の実現に向けた環境施策展開のイメージ

(1) 環境保全に関する取組

「第4次愛知県環境基本計画」に定めた目標実現に向けた「3つのあいち」づくりと施策展開の考え方を踏まえ、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度までに取り組みべき施策の方向性を図4-2-16に示す。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
安全・安心の確保に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による自発的・積極的な環境負荷の削減 <ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境対応の促進 環境影響評価制度の促進 化学物質の自主的な管理 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 健康で安全に暮らせる環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> 各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導 悪臭等の環境汚染に対する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 工場等における臭気・騒音などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすい環境における気づきと行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> 身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを活用した水辺・川辺・湖沼等の環境改善の実施 環境学習の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県環境学習実行計画に基づく総合的な環境学習の推進
社会の低炭素化に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> 事業者による自主的な排出削減取組の促進 社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減やエネルギー削減の先進的な実証実験・技術開発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設等の導入促進 環境と自動車利用の調和した社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進 環境負荷の少ない「快適な都市・地域」づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革 <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境算計器」等の普及促進) 環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 <ul style="list-style-type: none"> 「グリーン購入」の普及促進
自然との共生に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全と開発・事業活動との調和 <ul style="list-style-type: none"> 開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した上で、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内蔵で代替することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための「環境負荷低減の仕組み」である「あいちシエーション」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系ネットワークの形成を支援した自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進 悪臭み屋かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> 「三河湾環境再生プロジェクト」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の確保(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> NPOなどが実施する森と川の環境保全活動や環境学習への支援 持続可能な水環境の再生に向けた実践行動の促進 <ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携した市民の生活排水対策活動の普及
資源循環に向けた取組分野	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化 <ul style="list-style-type: none"> 循環ビジネスの発掘・創出支援、事業化の支援 事業活動に伴う廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組促進 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制・再使用を推進したライフスタイルへの変革 <ul style="list-style-type: none"> 「リデュース・リユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発 地域に根ざした環境美化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> 協働による地域の環境美化の取組促進

出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 4-2-16 2020年度までの環境施策の方向

ウ 名古屋市環境基本計画

(ア) 計画の位置付け

「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)は、環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画である。

2050年を見据えた「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示している。

(イ) 計画目標

名古屋市がめざす環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」を掲げており、これを実現していくために4つの環境都市像を表4-2-13のとおり定めている。

表 4-2-13 名古屋市の環境都市像

環境都市像	環境まちづくりの方向性
健康安全都市	大気と水環境が良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち
循環型都市	廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち
自然共生都市	生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち
低炭素都市	自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

出典:「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)

エ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」(名古屋市、平成28年)は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画である。計画期間は、2016年度～2028年度で概ね5年で見直すこととなっている。

(2) 地球温暖化防止に関する取組状況

ア 愛知県の取組

(ア) あいち地球温暖化防止戦略 2030

愛知県では、京都議定書の発効に先立ち「あいち地球温暖化防止戦略」を平成 17 年 1 月に策定し、その後平成 24 年 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に取り組んできた。その後、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における 2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢に大きな変化があった。

愛知県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を平成 30 年 2 月に策定した。

この戦略では、温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」とともに、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組む、としている。また、2050 年頃に持続可能な低炭素社会を実現することを長期的な目標とし、2030 年度における愛知県内からの温室効果ガス排出量を、2013 年度と比べて 26%削減するという目標が示されている。愛知県における施策体系を表 4-2-14 に示す。

表 4-2-14 温室効果ガス対策(愛知県)

取組分野		県の施策の方向性
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する ■ 家庭のエネルギー消費を削減する ■ 環境に配慮した住宅を普及する
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■ 中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する ■ 環境に配慮した建築物を普及する ■ 低炭素型の技術・製品・サービスの提供を促進する ■ 農林水産業の省エネ化を促進する ■ 行政による率先取組を推進する
3 地域環境の 低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する ■ 自動車使用に伴う環境負荷を低減する
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の小さな都市づくりを推進する
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活 用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽エネルギーの恵みを有効活用する ■ 未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する ■ 水素社会の実現に向けた取組を推進する ■ 環境・新エネ分野の産業振興を推進する
4 その他の温 室効果ガス の削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の排出量や処分量を抑制する ■ 廃棄物を資源として活用する
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ フロン類の排出を抑制する
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の持つ多面的機能を発揮させる ■ 吸収した CO₂を長期間貯蔵する ■ 身近な吸収源を確保する
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり(環境学習・教 育)」		<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型の価値観を形成する ■ 指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する

出典:「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(愛知県、平成 30 年)

イ 名古屋市の取組

(ア) 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、平成 21 年 11 月に「低炭素都市 2050 なごや戦略」を策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、1990 年度比で 2050 年までの長期目標として温室効果ガス 8 割削減、2020 年(平成 32 年)までの中期目標として 25% 削減に挑戦することを掲げている。

(イ) 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 30 年 3 月に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定した。本計画は、上記(ア)の将来像や削減目標の実現に向けた 2030 年度までの実行計画であり、目標年度(2030 年)までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 27%、最終エネルギー消費量を 2013 年度比で 14%削減することを目標にしている。

(3) 景観に関する計画等

ア 美しい愛知づくり基本計画

愛知県は、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に基本理念及び施策の策定の基本となる「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成 21 年 3 月には、「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が指定されている。「美しい愛知づくり基本計画」では、表 4-2-15 のとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 4-2-15 美しい愛知づくり基本計画の目標

■基本目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典:「美しい愛知づくり基本計画」(愛知県ウェブサイト)

イ 名古屋市における景観に関する計画等

「名古屋市都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次世代の市民に引き継いでいくために制定された。さらに、良好な景観を形成するための方針、建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定めた「名古屋市景観計画」を平成 19 年に策定している。

名古屋市は全域が景観計画区域に指定されている。

第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握

本事業の実施に伴い、影響要因について、事業特性を踏まえ把握した結果を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 影響要因の把握

影響要因の区分	影響を及ぼす内容	
	細区分	
工事中	土地の改変	廃棄物等の発生、動植物の生息地・生育地の改変、緑地への影響、人と自然との触れ合いの活動の場の改変、文化財への影響
	現在線の撤去	廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出
	列車の仮線走行	騒音・振動の発生、交通安全への影響
存在・供用時	鉄道施設の存在	日照への影響、電波障害の発生、動植物・生態系への影響、緑地への影響、景観の変化、人と自然との触れ合いの活動の場への影響
	列車の走行	騒音・振動の発生
	鉄道施設の供用	道路交通円滑化に伴う大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて把握した影響要因(前掲表 5-1-1)に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連を表 5-2-1 に示す。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として抽出した理由を表 5-2-2 に、抽出しなかった理由を表 5-2-3 に示す。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、日照阻害、電波障害、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系、緑地、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財及び温室効果ガス等の計 15 項目である。

表 5-2-1 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中					存在・供用時		
	細区分	土地の 改変	現在線 の撤去	建設機 械の稼働	工事関係 車両の走行	列車の 仮線走行	鉄道施設 の存在	列車の 走行	鉄道施設 の供用
(1) 大気質	二酸化窒素			●	●				●
	浮遊粒子状物質			●	●				●
(2) 悪臭	—								
(3) 風害	—								
(4) 騒音	建設作業騒音			●					
	道路交通騒音				●				●
	鉄道騒音					●		●	
(5) 振動	建設作業振動			●					
	道路交通振動				●				●
	鉄道振動					●		●	
(6) 低周波音	—								
(7) 水質・底質	—								
(8) 地下水	—								
(9) 土壌	—								
(10) 地盤	—								
(11) 地形・地質	—								
(12) 日照阻害	日影						●		
(13) 電波障害	テレビ電波障害						●		
(14) 地域分断	—								
(15) 安全性	交通安全				●	●			
(16) 廃棄物等	廃棄物等	●	●						
(17) 植物	重要な種・群落	●					●		
(18) 動物	重要な種 注目すべき生息地	●					●		
(19) 生態系	地域を特徴づける生態系 に応じた注目種等	●					●		
(20) 緑地	緑地	●					●		
(21) 水循環	—								
(22) 景観	主要な眺望点からの 景観						●		
(23) 人と自然との 触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合い の活動の場	●					●		
(24) 文化財	有形文化財 埋蔵文化財	●							
(25) 温室効果ガス等	温室効果ガス			●	●				●
(26) ヒートアイランド 現象	—								

表 5-2-2 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時期	抽出理由
(1) 大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通円滑化に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
(4) 騒音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 列車の仮線走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 列車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 道路交通円滑化に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(5) 振動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。 列車の仮線走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 列車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。 道路交通円滑化に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(12) 日照障害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物等の存在による日影の影響が考えられる。
(13) 電波障害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物等の存在によるテレビ電波受信への影響が考えられる。
(15) 安全性	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係車両の走行による交通安全への影響が考えられる。 列車の仮線走行による交通安全への影響が考えられる。
(16) 廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 掘削等の土工及び現在線の撤去に伴い発生する廃棄物等による影響が考えられる。
(17) 植物	工事中 存在時	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による重要な種及び群落への影響が考えられる。
(18) 動物	工事中 存在時	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
(19) 生態系	工事中 存在時	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
(20) 緑地	工事中 存在時	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による緑地への影響が考えられる。
(22) 景観	存在時	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物等の存在による地域景観の変化が考えられる。
(23) 人と自然との 触れ合いの活動 の場	工事中 存在時	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。
(24) 文化財	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変による有形文化財及び埋蔵文化財への影響が考えられる。
(25) 温室効果 ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通円滑化に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。

表 5-2-3 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時期	非抽出理由
(2) 悪臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械等は使用しない。
	供用時	・悪臭を発生する機械・施設等は設置しない。
(3) 風害	存在時	・高層建築物を建築しない。
(6) 低周波音	工事中	・低周波音を著しく発生する建設機械等は使用しない。
	供用時	・低周波音を著しく発生する機械・施設等は設置しない。
(7) 水質・底質	工事中	・河川にある橋脚の撤去及び新設は行わない。 ・工事中の排水は公共下水道に放流する。
	供用時	・駅舎からの生活排水は公共下水道に放流する。
(8) 地下水 (9) 土壌	工事中	・地歴から特定有害物質等による汚染のおそれはない。
	供用時	・特定有害物質等は使用しない。
(10) 地盤	工事中	・地下掘削工事は限定的である。
	供用時	・地下水の大規模な汲み上げは行わない。
(11) 地形・地質	工事中	・事業予定地に重要な地形・地質は存在しない。
	存在時	・大規模な土地の改変は行わない。
(14) 地域分断	工事中 存在時	・本事業は地域分断の解消を図るものである。
(15) 安全性	供用時	・鉄道を高架にすることにより往来時の安全性が向上する。
(16) 廃棄物等	供用時	・既存駅舎と同様に関係法令を遵守して適正処理を行う。
(21) 水循環	工事中	・緑地を著しく減少させる土地の改変は行わない。
	供用時	・地下水の大規模な汲み上げは行わない。
(24) 文化財	供用時	・文化財に影響を及ぼす機械・施設等は設置しない。
(26) ヒートアイランド現象	工事中	・緑地を著しく減少させる土地の改変は行わない。
	供用時	・人工排熱を著しく発生する施設は設置しない。

第 6 章 調査、予測及び評価の手法

第6章 調査、予測及び評価の手法

6-1 調査及び予測

6-1-1 大気質

[調査]

既存資料 調査	大気質	調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地周辺の大気汚染物質濃度の現況把握 ・予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度
		調査方法	・常監局データの整理
	気象	調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地周辺の気象の現況把握 ・大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	・風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	・常監局データ及び名古屋地方気象台データの整理
現地調査	自動車 交通量	調査目的	・事業予定地周辺の自動車交通量の現況把握
		調査事項	・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度
		調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量は3車種分類(小型車、中型車、大型車)で数取器を用いる方法 ・走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
		調査場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の4地点及び踏切が除却される幹線道路の3地点(図 6-1-1 参照)
		調査時期	・1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日(24時間)

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	・建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	・二酸化窒素濃度(年平均値及び日平均値の年間98%値) ・浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び日平均値の2%除外値)
		予測条件	・気象条件 ・建設機械の種類別大気汚染物質排出量 ・建設機械の種類別稼働台数及び配置 ・バックグラウンド濃度
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・工区毎に建設機械の稼働による大気汚染物質の影響が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	・二酸化窒素濃度(年平均値及び日平均値の年間98%値) ・浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び日平均値の2%除外値)
		予測条件	・気象条件 ・道路条件(道路構造、幅員等) ・バックグラウンド濃度 ・排出源条件(工事関係車両台数、走行速度、排出係数等)
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の4地点(図6-1-1参照)
		予測時期	・工事関係車両による大気汚染物質の影響が最大となる時期
供用時	鉄道施設の供用	予測事項	・道路交通円滑化による大気汚染物質濃度の変化
		予測項目	・二酸化窒素濃度(年平均値及び日平均値の年間98%値) ・浮遊粒子状物質濃度(年平均値及び日平均値の2%除外値)
		予測条件	・気象条件 ・道路条件(道路構造、幅員等) ・バックグラウンド濃度 ・排出源条件(踏切除却後の自動車交通量及び走行速度、排出係数等)
		予測方法	・大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・踏切の除却により道路交通の円滑化が図られる幹線道路の3地点(図6-1-1参照)
		予測時期	・供用時

6-1-2 騒音

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	・環境騒音、鉄道騒音及び道路交通騒音
	調査方法	・「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市、平成 27 年)、「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市、平成 29 年)及び「名古屋の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の騒音の現況把握
	調査事項	・環境騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq})) ・鉄道騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq})) ・鉄道の運行状況(列車本数、編成、走行速度等) ・道路交通騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq})) ・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度
	調査方法	・環境騒音、道路交通騒音は「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に定める方法 ・鉄道騒音は「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(環境庁、平成 7 年)に基づく方法 ・鉄道の運行状況は目視観測による方法 ・自動車交通量は 3 車種分類(小型車、中型車、大型車)で数取器を用いる方法 ・走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
	調査場所	・環境騒音は事業予定地周辺の 5 地点(図 6-1-2 参照) ・鉄道騒音は事業予定地周辺において水平方向の調査を 5 地点、鉛直方向の調査を 2 地点で行う。(図 6-1-2 参照) [水平方向の調査] 各地点毎に水平方向へ 5 測点(鉄道境界、民地境界、12.5m、25m、50m)を設ける。 [鉛直方向の調査] 各地点毎に鉛直方向へ 3 測点(沿線の建物状況を考慮)を設ける。 ・鉄道の運行状況は鉄道騒音と同じ 7 地点(図 6-1-2 参照) ・道路交通騒音は工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 4 地点(図 6-1-1 参照) ・自動車交通量及び走行速度は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 4 地点及び踏切が除却される幹線道路の 3 地点(図 6-1-1 参照)
	調査時期	・環境騒音、鉄道騒音及び鉄道の運行状況は平日の 1 日(列車が運行する時間帯) ・道路交通騒音は 1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日の 1 日(6 時~22 時) ・自動車交通量及び走行速度は 1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日(24 時間)

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	・建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	・建設作業騒音(時間率騒音レベル(L _{A5}))
		予測条件	・建設機械の種類別周波数別パワーレベル ・建設機械の種類別稼働台数及び配置 ・騒音対策の方法
		予測方法	・「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・工区毎に建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	・道路交通騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq}))
		予測条件	・道路条件(道路構造、舗装種別等) ・音源条件(工事関係車両台数、走行速度等)
		予測方法	・「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model 2018”」に基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の4地点(図 6-1-1 参照)
		予測時期	・工事関係車両による騒音の影響が最大となる時期
	列車の仮線走行	予測事項	・列車の仮線走行による騒音レベル
		予測項目	・鉄道騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq}))
		予測条件	・現地調査結果 ・軌道構造(平地、盛土等) ・音源条件(列車本数、走行速度等)
		予測方法	・回帰モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺の5地点(図 6-1-2 参照)
		予測時期	・工事中の列車の仮線走行時
供用時	列車の走行	予測事項	・列車の走行による騒音レベル
		予測項目	・鉄道騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq}))
		予測条件	・軌道構造(盛土、高架等) ・音源条件(列車本数、走行速度等)
		予測方法	・指向性有限長線音源モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺の7地点(図 6-1-2 参照)
		予測時期	・供用時
	鉄道施設の供用	予測事項	・道路交通円滑化による騒音レベルの変化
		予測項目	・道路交通騒音(等価騒音レベル(L _{Aeq}))
		予測条件	・道路条件(道路構造、舗装種別等) ・音源条件(踏切除却後の自動車交通量及び走行速度等)
		予測方法	・「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model 2018”」に基づく予測
		予測場所	・踏切の除却により道路交通の円滑化が図られる幹線道路の3地点(図 6-1-1 参照)
		予測時期	・供用時

6-1-3 振動

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	・鉄道振動及び道路交通振動
	調査方法	・「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市、平成 29 年)及び「名古屋の騒音 自動車騒音・振動編(平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境振動(時間率振動レベル(L₁₀)) ・鉄道振動(ピーク振動レベル(L_p)) ・鉄道の運行状況(列車本数、編成、走行速度等) ・道路交通振動(時間率振動レベル(L₁₀)) ・地盤卓越振動数 ・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・環境振動は「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」、道路交通振動は「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法 ・鉄道振動は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(環境庁、昭和 51 年)に基づく方法 ・鉄道の運行状況は目視観測による方法 ・地盤卓越振動数は 1/3 オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法 ・自動車交通量は 3 車種分類(小型車、中型車、大型車)で数取器を用いる方法 ・走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
	調査場所	<ul style="list-style-type: none"> ・環境振動は事業予定地周辺の 5 地点(図 6-1-2 参照) ・鉄道振動は事業予定地周辺の 5 地点において、水平方向へ 5 測点(鉄道境界、民地境界、12.5m、25m、50m)を設ける。(図 6-1-2 参照) ・鉄道の運行状況は鉄道振動と同じ 5 地点(図 6-1-2 参照) ・道路交通振動及び地盤卓越振動数は工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 4 地点(図 6-1-1 参照) ・自動車交通量及び走行速度は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 4 地点及び踏切が除却される幹線道路の 3 地点(図 6-1-1 参照)
調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・環境振動、鉄道振動及び鉄道の運行状況は平日の 1 日(列車が運行する時間帯) ・道路交通振動は 1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日の 1 日(6 時~22 時) ・地盤卓越振動数は道路交通振動とあわせて実施する。 ・自動車交通量及び走行速度は 1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日(24 時間) 	

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	・建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	・建設作業振動(時間率振動レベル(L ₁₀))
		予測条件	・建設機械の種類別基準点振動レベル ・建設機械の種類別稼働台数及び配置 ・地盤条件
		予測方法	・振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・工区毎に建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	・工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	・道路交通振動(時間率振動レベル(L ₁₀))
		予測条件	・道路条件(道路構造、幅員等) ・地盤特性 ・振動発生源条件(工事関係車両台数、走行速度等)
		予測方法	・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省他)に基づく予測
		予測場所	・工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の4地点(図6-1-1参照)
		予測時期	・工事関係車両による振動の影響が最大となる時期
	列車の仮線走行	予測事項	・列車の仮線走行による振動レベル
		予測項目	・鉄道振動(ピーク振動レベル(L _p))
		予測条件	・現地調査結果 ・軌道構造(平地、盛土等) ・振動発生源条件(列車本数、走行速度等)
		予測方法	・回帰モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺の5地点(図6-1-2参照)
		予測時期	・工事中の列車の仮線走行時
供用時	列車の走行	予測事項	・列車の走行による振動レベル
		予測項目	・鉄道振動(ピーク振動レベル(L _p))
		予測条件	・軌道構造(盛土、高架等) ・地盤特性 ・振動発生源条件(列車本数、走行速度等)
		予測方法	・類似事例からの数理解析モデルに基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺の5地点(図6-1-2参照)
		予測時期	・供用時
	鉄道施設の供用	予測事項	・道路交通円滑化による振動レベルの変化
		予測項目	・道路交通振動(時間率振動レベル(L ₁₀))
		予測条件	・道路条件(道路構造、幅員等) ・地盤特性 ・振動発生源条件(踏切除却後の自動車交通量及び走行速度等)
		予測方法	・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省他)に基づく予測
		予測場所	・踏切の除却により道路交通の円滑化が図られる幹線道路の3地点(図6-1-1参照)
		予測時期	・供用時

6-1-4 日照阻害

[予 測]

存在時	鉄道施設の存在	予測事項	・高架構造物等による日影の影響
		予測項目	・時刻別日影 ・等時間日影
		予測条件	・高架構造物等の位置、高さ及び形状
		予測方法	・太陽の方位角等から得られる理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・高架構造物等の存在時

6-1-5 電波障害

[調 査]

現地調査	調査目的	・事業予定地周辺のテレビ電波受信状況の現況把握
	調査事項	・事業予定地周辺のテレビ電波受信状況
	調査方法	・電界強度測定車による測定
	調査場所	・事業予定地周辺
	調査時期	・1回

[予 測]

存在時	鉄道施設の存在	予測事項	・高架構造物等によるテレビ電波障害
		予測項目	・テレビ電波障害の程度及び範囲(遮蔽障害及び反射障害)
		予測条件	・高架構造物等の位置、高さ及び形状 ・送受信条件(送信点からの距離、送受信アンテナの高さ)
		予測方法	・電波障害予測理論式に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺
		予測時期	・高架構造物等の存在時

6-1-6 安全性

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	・交通量の状況 ・交通事故の発生状況
	調査方法	・「平成 27 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市、平成 28 年)及び「市内の交通事故発生状況(平成 30 年中)」(名古屋市ウェブサイト)等の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	・通学路の指定状況 ・自動車、歩行者及び自転車交通量 ・交通安全施設及び交通規制の状況
	調査方法	・通学路の指定状況は聞き取りによる方法 ・自動車、歩行者及び自転車交通量は数取器を用いる方法 ・交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査による方法
	調査場所	・通学路の指定状況、交通安全施設及び交通規制の状況は事業予定地周辺 ・自動車、歩行者及び自転車交通量は事業予定地周辺道路の 5 交差点(図 6-1-1 参照)
	調査時期	・通学路の指定状況、交通安全施設及び交通規制の状況は 1 回 ・自動車、歩行者及び自転車交通量は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日の 1 日(6 時～20 時)

[予測]

工事中	工事関係 車両の 走行	予測事項	・工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	・事業予定地周辺の発生集中交通量 ・主要交差点における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	・工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 ・現況交通量 ・安全施設の状況等
		予測方法	・工事計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺道路の 5 交差点(図 6-1-1 参照)
		予測時期	・工事関係車両による交通安全への影響が最大となる時期
	列車の 仮線走行	予測事項	・列車の仮線走行による交通安全への影響
		予測項目	・仮線時の踏切横断における安全性
		予測条件	・仮線時の踏切配置計画
		予測方法	・工事計画及び類似事例等に基づく予測
		予測場所	・事業予定地
		予測時期	・工事中の列車の仮線走行時

6-1-7 廃棄物等

[予 測]

工事中	土地の 改変 及び 現在線の 撤去	予測事項	・工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	・建設系廃棄物(建設廃材等)の種類及び発生量
		予測条件	・工事計画及び廃棄物等の処理方法 ・廃棄物等の発生原単位
		予測方法	・工事計画及び類似事例等から発生量及び再資源化量を推計
		予測場所	・事業予定地内
		予測時期	・工事期間中

6-1-8 植物

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の植物の概況把握
	調査事項	・植物相(維管束植物)及び植生
	調査方法	・「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)、「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)及び「第 6 回・7 回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省ウェブサイト)等の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の植物の現況把握
	調査事項	・植物相(維管束植物)及び植生
	調査方法	・植物相は目視観察調査 ・植生は植物社会学的植生調査
	調査場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
	調査時期	・植物相は春季、夏季、秋季に各 1 回 ・植生は夏季に 1 回

[予 測]

工事中 及び 存在時	土地の 改変 及び 鉄道施設 の存在	予測事項	・土地の改変及び鉄道施設の存在による植物への影響
		予測項目	・重要な種及び群落へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画 ・事業計画
		予測方法	・工事計画及び事業計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
		予測時期	・工事中及び存在時

6-1-9 動物

[調査]

既存資料調査	調査目的	・事業予定地周辺の動物の概況把握
	調査事項	・動物相(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類)
	調査方法	・「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県、平成 21 年)及び「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)等の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の動物の現況把握
	調査事項	・動物相(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類)
	調査方法	・哺乳類はフィールドサイン調査、トラップ調査及び目視観察調査 ・鳥類、爬虫類及び両生類は目視観察調査 ・昆虫類はベイトトラップ調査、ライトトラップ調査及び任意採取調査 ・クモ類及び陸産貝類は任意採取調査
	調査場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
	調査時期	・哺乳類及び鳥類は四季毎に各 1 回 ・爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類は春季、夏季、秋季に各 1 回

[予測]

工事中及び存在時	土地の 改変 及び 鉄道施設 の存在	予測事項	・土地の改変及び鉄道施設の存在による動物への影響
		予測項目	・重要な種及び注目すべき生息地へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画 ・事業計画
		予測方法	・工事計画及び事業計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
		予測時期	・工事中及び存在時

6-1-10 生態系

[調査]

現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の生態系の現況把握
	調査事項	・動植物その他の自然環境に係る概況 ・地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の状況
	調査方法	・植物及び動物の調査方法に同じ
	調査場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
	調査時期	・植物及び動物の調査時期に同じ

[予測]

工事中 及び 存在時	土地の 改変 及び 鉄道施設 の存在	予測事項	・土地の改変及び鉄道施設の存在による生態系への影響
		予測項目	・地域を特徴づける生態系に応じた注目種等へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画 ・事業計画
		予測方法	・工事計画及び事業計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
		予測時期	・工事中及び存在時

6-1-11 緑地

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の緑地の概況把握
	調査事項	・緑地の状況(位置、種類、面積等)
	調査方法	・「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト)等の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の緑地の現況把握
	調査事項	・緑地の状況(利用形態、植生等)
	調査方法	・現地踏査及びヒアリング調査
	調査場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
	調査時期	・1回

[予測]

工事中 及び 存在時	土地の 改変 及び 鉄道施設 の存在	予測事項	・土地の改変及び鉄道施設の存在による緑地への影響
		予測項目	・緑地へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画 ・事業計画
		予測方法	・工事計画及び事業計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺(調査地域内)
		予測時期	・工事中及び存在時

6-1-12 景観

[調査]

現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	・地域景観の特性 ・主要な眺望点からの景観
	調査方法	・現地踏査及び主要な眺望点からの写真撮影
	調査場所	・写真撮影は事業予定地周辺の不特定多数の人が利用する主な場所の 5 地点 (図 6-1-2 参照)
	調査時期	・1 回

[予測]

存在時	鉄道施設 の存在	予測事項	・高架構造物等による景観への影響
		予測項目	・主要な眺望点からの景観
		予測条件	・地域景観の現況 ・高架構造物等の位置、高さ及び形状
		予測方法	・フォトモンタージュ等による予測
		予測場所	・現地調査地点の 5 地点 (図 6-1-2 参照)
		予測時期	・高架構造物等の存在時

6-1-13 人と自然との触れ合いの活動の場

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の概況把握
	調査事項	・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (位置、概要等)
	調査方法	・「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ウェブサイト) 及び「名古屋市みどりの年報 2019」(名古屋市、令和元年) の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の現況把握
	調査事項	・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (利用形態、植生等)
	調査方法	・現地踏査及びヒアリング調査
	調査場所	・事業予定地周辺 (調査地域内)
	調査時期	・1 回

[予測]

工事中 及び 存在時	土地の 改変 及び 鉄道施設 の存在	予測事項	・土地の改変及び鉄道施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響
		予測項目	・人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画 ・事業計画
		予測方法	・工事計画及び事業計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地周辺 (調査地域内)
		予測時期	・工事中及び存在時

6-1-14 文化財

[調査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の文化財の現況把握
	調査事項	・有形文化財の状況 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の状況(位置、概要等)
	調査方法	・「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)及び「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)の整理

[予測]

工事中	土地の 改変	予測事項	・土地の改変による文化財への影響
		予測項目	・有形文化財及び埋蔵文化財へ及ぼす影響
		予測条件	・工事計画
		予測方法	・工事計画に基づく予測
		予測場所	・事業予定地及びその周辺
		予測時期	・工事中

6-1-15 温室効果ガス等

[予測]

工事中	建設機械 の稼働 及び 工事関係 車両の 走行	予測事項	・工事に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	・温室効果ガス発生量(二酸化炭素換算)
		予測条件	①建設機械の稼働 ・建設機械の種類別稼働台数及び燃料使用量 ・燃料原単位 ②建設資材の使用 ・建設資材の種類別使用量及び排出原単位 ③建設資材の運搬 ・工事関係車両台数 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位 ④廃棄物の発生 ・建設系廃棄物の種類別処分方法別発生量及び排出係数
		予測方法	・排出原単位を用いた排出量算定式に基づく推計
		予測場所	・事業予定地及びその周辺
		予測時期	・工事期間中
		供用時	鉄道施設 の供用
予測項目	・温室効果ガス発生量(二酸化炭素換算)		
予測条件	・踏切除却後の自動車交通量 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位		
予測方法	・排出原単位を用いた排出量算定式に基づく推計		
予測場所	・踏切の除却により道路交通の円滑化が図られる幹線道路の 3地点(図 6-1-1 参照)		
予測時期	・供用時		

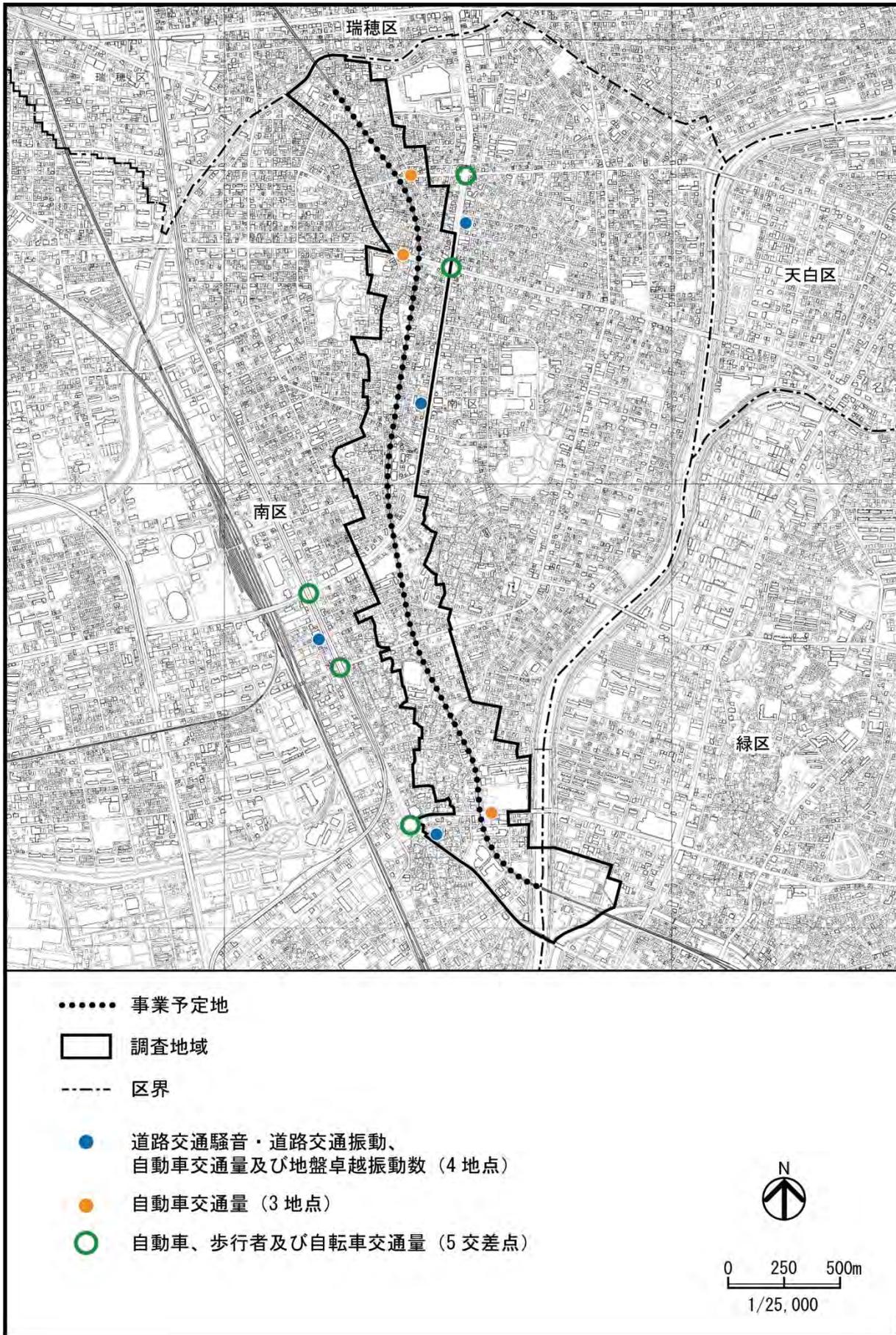


図 6-1-1 現地調査地点図(騒音、振動、自動車交通量等)

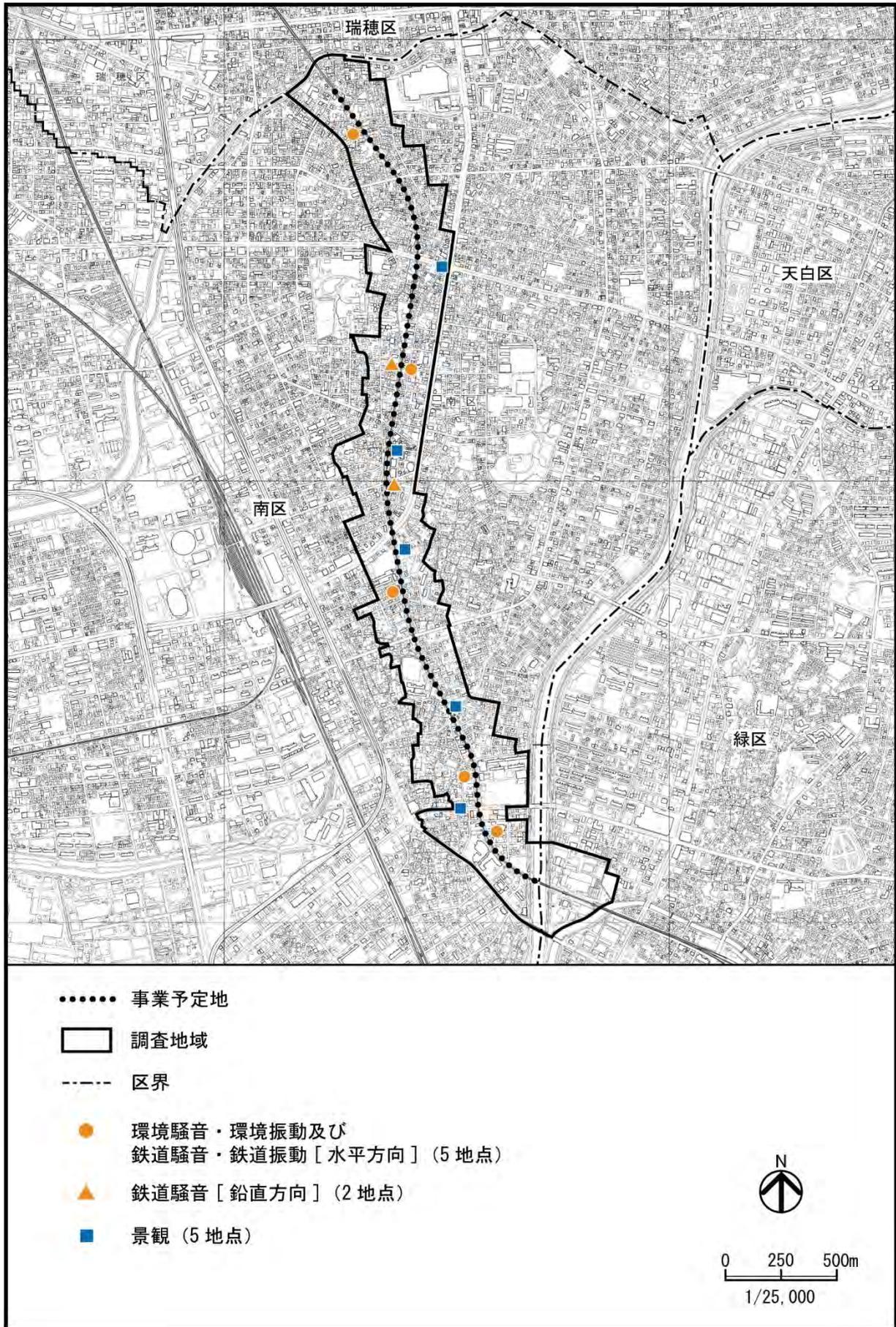


図 6-1-2 現地調査地点図(騒音、振動、景観)

6-2 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、以下のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準又は目標の達成に努める。

6-3 評価

調査、予測及び 6-2 で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、以下に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音、振動、日照障害、電波障害、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系、緑地、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財及び温室効果ガス等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音及び振動

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第 7 章 環境影響評価手法の概要

第7章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文 対照頁
		既存資料	現地調査			
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度 ・風向、風速、日射量及び雲量 ・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度 	○	○	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	p.126～127
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
				道路交通円滑化による大気汚染物質濃度の変化		
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音(等価騒音レベル(L_{Aeq})) ・鉄道騒音(等価騒音レベル(L_{Aeq})) ・鉄道の運行状況(列車本数、編成、走行速度等) ・道路交通騒音(等価騒音レベル(L_{Aeq})) ・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度 	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測	p.128～129
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model 2018”」に基づく予測	
				列車の仮線走行による騒音レベル	回帰モデルに基づく予測	
				列車の走行による騒音レベル	指向性有限長線音源モデルに基づく予測	
				道路交通円滑化による騒音レベルの変化	「日本音響学会 道路騒音予測“ASJ RTN-Model 2018”」に基づく予測	
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境振動(時間率振動レベル(L₁₀)) ・鉄道振動(ピーク振動レベル(L_p)) ・鉄道の運行状況(列車本数、編成、走行速度等) ・道路交通振動(時間率振動レベル(L₁₀)) ・地盤卓越振動数 ・自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度 	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p.130～131
				工事関係車両の走行による振動レベル	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省他)に基づく予測	
				列車の仮線走行による振動レベル	回帰モデルに基づく予測	
				列車の走行による振動レベル	類似事例からの数理解析モデルに基づく予測	
				道路交通円滑化による振動レベルの変化	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省他)に基づく予測	
日照阻害	—	—	—	高架構造物等による日影の影響	太陽の方位角等から得られる理論式に基づく予測	p.132
電波障害	・事業予定地周辺のテレビ電波受信状況	—	○	高架構造物等によるテレビ電波障害	電波障害予測理論式に基づく予測	p.132
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の状況 ・交通事故の発生状況 ・通学路の指定状況 ・自転車、歩行者及び自動車交通量 ・交通安全施設及び交通規制の状況 	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測	p.133
				列車の仮線走行による交通安全への影響	工事計画及び類似事例等に基づく予測	
廃棄物等	—	—	—	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	工事計画及び類似事例等から発生量及び再資源化量を推計	p.134
植物	・植物相(維管束植物)及び植生	○	○	土地の改変及び鉄道施設の存在による植物への影響	工事計画及び事業計画に基づく予測	p.134
動物	・動物相 (哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類)	○	○	土地の改変及び鉄道施設の存在による動物への影響	工事計画及び事業計画に基づく予測	p.135
生態系	・動植物その他の自然環境に係る概況 ・地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の状況	—	○	土地の改変及び鉄道施設の存在による生態系への影響	工事計画及び事業計画に基づく予測	p.136
緑地	・緑地の状況 (位置、種類、面積、利用形態、植生等)	○	○	土地の改変及び鉄道施設の存在による緑地への影響	工事計画及び事業計画に基づく予測	p.136

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文 対照頁
		既存資料	現地調査			
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域景観の特性 ・主要な眺望点からの景観 	—	○	高架構造物等による景観への影響	フォトモンタージュ等による予測	p.137
人と自然との 触れ合いの活動 の場	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (位置、概要、利用形態、植生等) 	○	○	土地の改変及び鉄道施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響	工事計画及び事業計画に基づく予測	p.137
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財の状況 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の状況(位置、概要等) 	○	—	土地の改変による文化財への影響	工事計画に基づく予測	p.138
温室効果 ガス等	—	—	—	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量 道路交通円滑化による温室効果ガス発生量の変化	排出原単位を用いた排出量算定式に基づく推計	p.138

注)「○」:調査を実施する項目

「—」:調査を実施しない項目

第8章 環境影響評価の手續に関する事項

8-1 環境影響評価の手續及び方法書作成までの経緯

8-1-1 環境影響評価の手續

本事業における環境影響評価の実施手續を図 8-1-1 に示す。本事業の環境影響評価手續きは、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)に基づいて実施している。

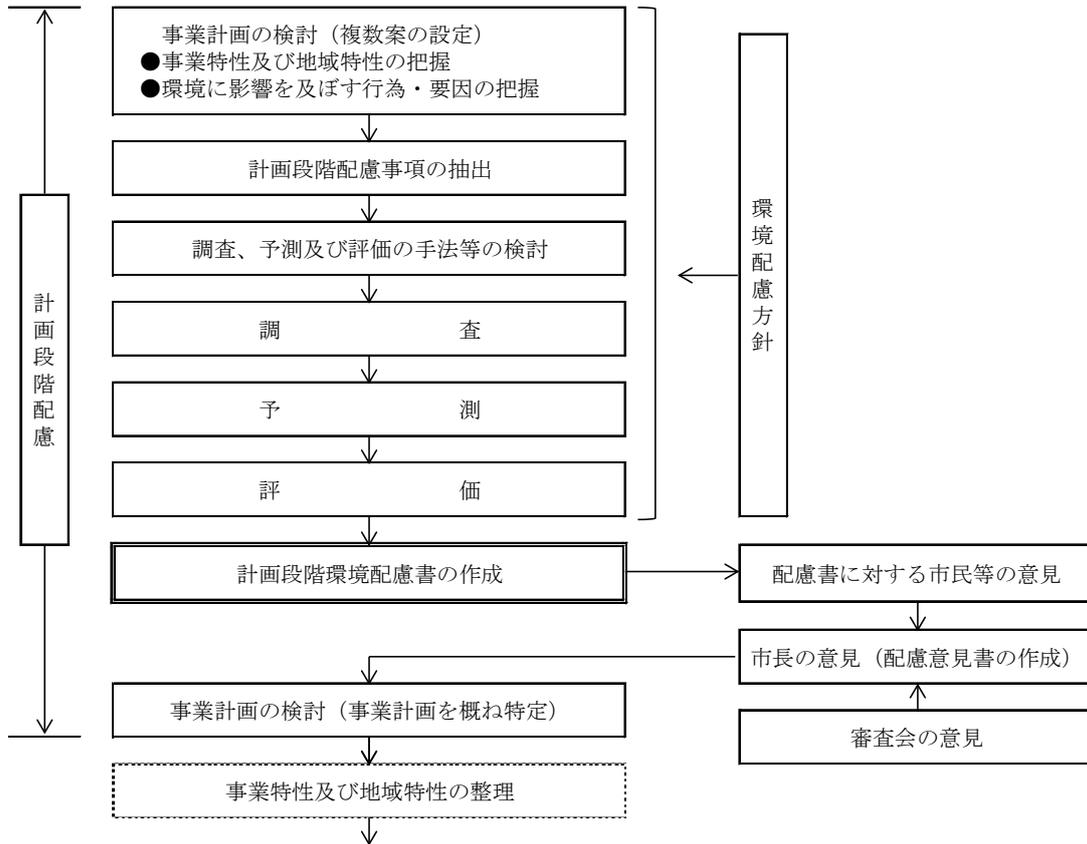


図 8-1-1(1) 環境影響評価の実施手續(計画段階配慮)

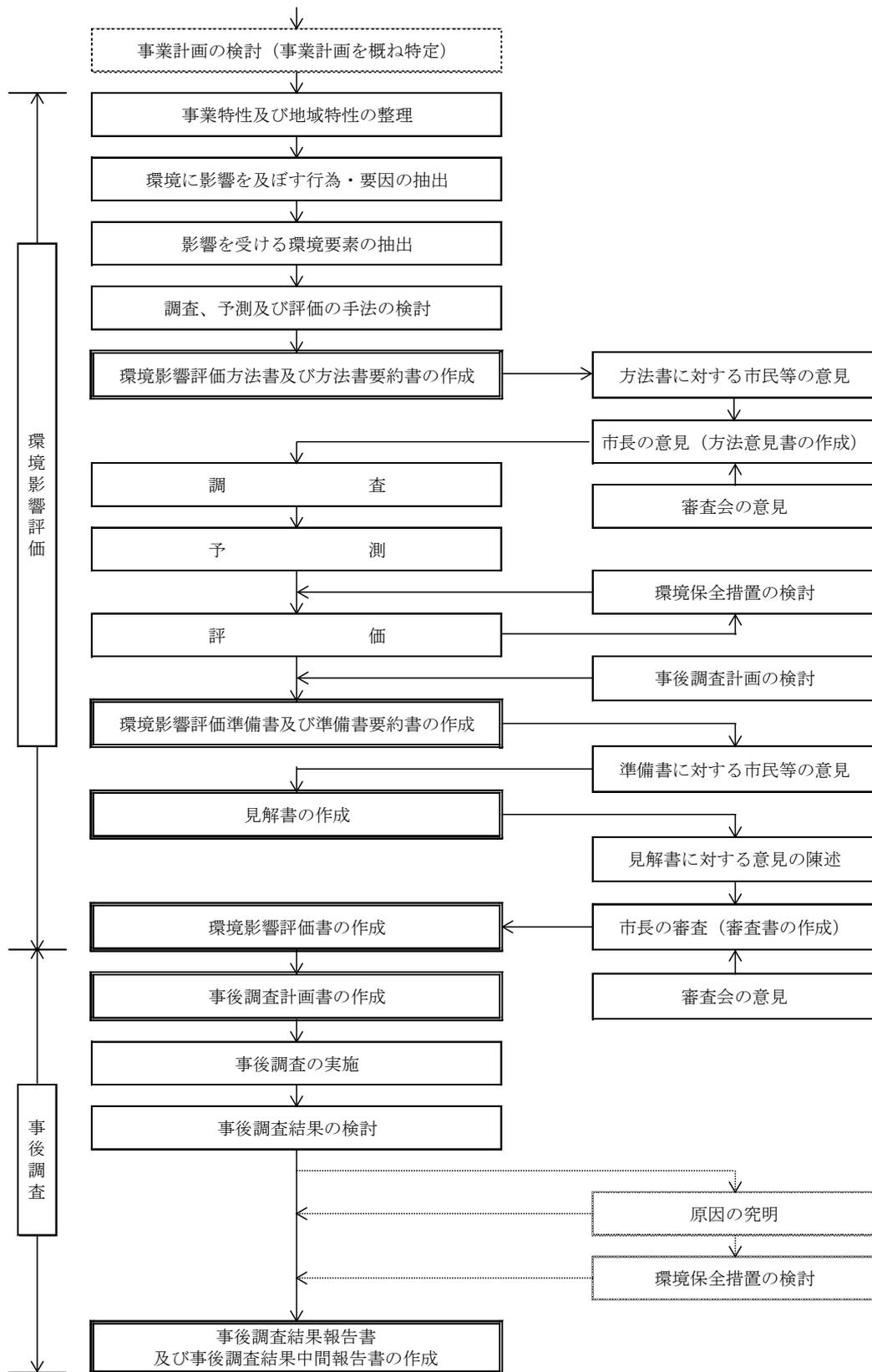


図 8-1-1(2) 環境影響評価の実施手順(環境影響評価～事後調査)

8-1-2 環境影響評価方法書作成までの経緯

環境影響評価方法書作成までの経緯を表 8-1-1 に示す。

表 8-1-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容	
計画段階環境配慮書	提出年月日	平成 30 年 12 月 26 日
	縦覧(閲覧)期間	平成 31 年 1 月 8 日から平成 31 年 2 月 6 日
	縦 覧 場 所 (閲覧場所)	名古屋市環境局地域環境対策課、南区役所、緑区役所、環境学習センター、南生涯学習センター (名古屋市住宅都市局街路計画課)
	縦 覧 者 数 (閲覧者数)	39 名 (2 名)
計画段階環境配慮書 に対する市民等の意見	提 出 期 間	平成 31 年 1 月 8 日から平成 31 年 2 月 21 日
	提 出 件 数	4 件
計画段階環境配慮書 に対する市長の意見 (配慮意見書)	縦 覧 期 間	平成 31 年 4 月 9 日から平成 31 年 4 月 23 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策課、南区役所、緑区役所、環境学習センター、南生涯学習センター
	縦 覧 者 数	21 名

8-2 配慮書に対する意見と見解

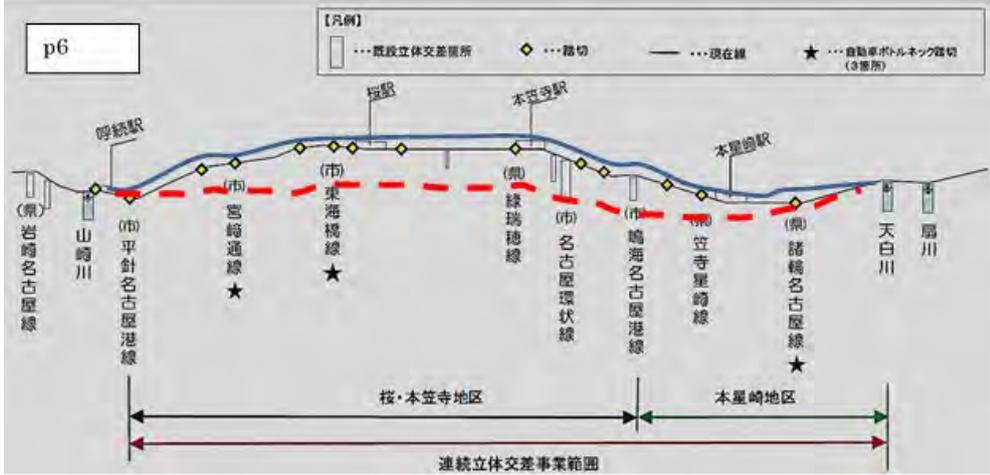
8-2-1 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解

配慮書に対する市民等の意見の提出件数は 4 件、意見数は 27 であった。意見の概要及び事業者の見解を以下に示す。

表 8-2-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
4 件	対象事業の名称、目的及び内容	7
	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	16
	その他	4

(1) 対象事業の名称、目的及び内容

項目	意見の概要
<p>対象事業の目的</p>	<p>[対象事業の名称]</p> <p>* p1 事業者名が名古屋市となっているが、対象事業の名称が(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)p2 とあるように、名鉄のための事業であることは明らかである。立体交差事業の事業主体が名古屋市であるとしても、名古屋鉄道が関与していないとは考えられない。共同事業者として名鉄を併記し、工事費用、高架桁下利用方法、その駅舎の維持管理などがどのように分担されているのかを明らかにすべきである。</p>
	<p>[複数案検討の経緯]</p> <p>* p3 複数案検討の経緯で“本事業区間は山崎川と天白川に挟まれているため、河川を超えるまでは高架方式とする必要がある。”とあるが、河川を地下で横断することができない理由が不明である。また、縦断面図を見ても、高架方式(下図青線)より地下方式(下図赤点線)の方が縦断面勾配も緩やかになると思われる。</p> 
	<p>[複数案検討の経緯]</p> <p>* 現に名古屋環状2号線高速部は矢田川を地下で横断している。東京では各所で河川を潜る道路が計画、実行されている。高架方式を前提とした文脈には疑問がある。そもそも名古屋市が進めている地下鉄事業がおかしいという認識なのか、また、JR 東海のリニア新幹線の大深度工法について「名古屋市より、事業者には工事に伴う安全確保や環境保全、基本方針に沿った適切な対応、地域住民への丁寧な対応や適時適切な情報提供を願う意見」を延べながら「国土交通省には使用認可の要件を確認のうえ早期の認可を願う意見があった。」(2018年8月24日・第6回中部圏大深度地下使用協議会の審議概要)と、国に大深度地下の早期認可を願った姿勢とも異なるのではないかと。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>道路の渋滞対策の一環で行う事業ですので、名古屋市の事業となっております。また、工事費用、高架下の利用方法については、現在決定しておりません。高架化後の駅舎等の維持管理については、基本的には鉄道事業者にて行われます。</p>	<p>—</p>
<p>河川を地下方式にて横断しようとする、既に高架化を終えている堀田駅付近や鳴海駅付近まで影響を及ぼします。赤点線の縦断計画につきましては、地下方式では、県道諸輪名古屋線の踏切が除却できなくなるなどの課題が生じるため、地下方式は現実的ではないと考えております。</p>	<p>—</p>
<p>これまでの名古屋市の地下鉄建設やリニア新幹線を否定しているわけではなく、本事業において河川を地下方式にて横断しようとする、既に高架化を終えている堀田駅付近や、鳴海駅付近まで影響を及ぼすため、地下方式は現実的ではないと考えております。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
対象事業 の目的	<p>[複数案検討の経緯]</p> <p>*p3 複数案検討の経緯で“地下方式で建設すると…「騒音」、「日照阻害」、「電波障害」、「景観」についての影響が除去できる。しかし、土壌を掘った後に発生する「廃棄物等」の問題、地下水脈への影響(「水質」の問題)が発生することや、供用後の鉄道事業で発生する電力消費の増大(地下駅やトンネル照明等)、それに伴う「温室効果ガス等」の問題が発生するため、環境影響の面で有利とは言えない。”と言葉だけで片付けて、結論として“高架方式により連続立体交差事業を実施する案と事業を実施しない案を複数案として設定することとした。”とあるが、“連続立体交差事業として事業を実施するため、一般的に高架方式、地下方式を取ることができると考えられる。”のとおり、複数案としては、素直に、高架方式と地下方式を比較することが基本であり、比較のために事業を実施しない場合も含めた 3 ケースで比較を行えばよい。少なくとも地下方式とした場合の問題点(土壌掘削後の廃棄物等、地下水脈への影響、電力消費、温室効果ガス等)についての定量的、定性的な予測を行い、高架方式の問題点(騒音、日照阻害、電波障害、景観)と比較検討すべきである。リニアの地下方式は容認しながら、名鉄の地下化は検討にも値しないというのは納得できない。</p>
	<p>[複数案検討の経緯]</p> <p>私の願い-【立体化を、高架化ではなく、地下化(トンネル化)とする。】</p> <p>具体的には、呼続熊野三社-笠寺小学校間を、地下化(トンネル化)する。 ただし、洪水対策のため呼続駅、本星崎駅は、高架化する。</p> <p>利点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 笠寺台地は、遺跡の宝庫であり、保存できる。 ② 遺跡発掘調査費が減る。工期が短くなる。 ③ 桜神明社古墳周濠の東側が、復元できる。 ④ 桜神明社氏神様と氏子の分断が、解消できる。 ⑤ 仮線用の用地買収が減る。 ⑥ 騒音・振動・日照阻害・電波障害・地域分断が完全に無くなる。 特に本城中学校、笠寺小学校の騒音が無くなる。 ⑦ 安全性・景観が良くなる。 ⑧ 空き地ができ、広域避難場所が確保できる。 ⑨ 地下鉄桜通線桜本町駅と名鉄桜駅の連絡が容易になる。 ⑩ 南部線との接続が容易になる。 <p>欠点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事費が高くなる？(以下の試算参照) ② 設計変更が要る。 ③ 地下振動が発生する。(地下鉄桜通線の地下振動はあるか?) <p>試算</p> <p>シールドトンネル 約 100 億円/km × 約 4km = 約 400 億円 地下駅(桜駅、本笠寺駅) 約 200 億円/駅 × 2 駅 = 約 400 億円 高架化(呼続駅、本星崎駅) α</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>高架化全体事業費 約 600 億円 (20 土建 第 82 号 平成 20 年 10 月 20 日 国土交通省道路局長 金井道夫 宛 名古屋市長 松原武久 発出 より) +その後の工事単価の高騰、遺跡発掘調査費</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>地下方式は、既設高架構造物に影響を及ぼす、除却できない踏切が発生する等の課題が生じるため、現実的ではないと考えております。配慮書では、高架方式により連続立体交差事業を実施する案と事業を実施しない案を複数案として設定しました。</p>	<p>—</p>
<p>熊野三社～笠寺小学校間の地下化については、除却できない踏切が発生する等の課題が生じるため、現実的ではないと考えております。事業の実施にあたり、環境にはできる限り配慮したいと考えております。</p>	<p>—</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>将来の運行計画及び列車速度につきましては、現段階では決定しておりません。そのため、配慮書においてはA案とB案で同じと設定しました。</p>	<p>—</p>
<p>側道計画につきましては、現段階では決定しておりませんので、準備書以降で示したいと考えております。</p>	<p>p.10</p>

(2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

項 目	意 見 の 概 要
<p>計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</p>	<p>[大気質、温室効果ガス等]</p> <p>*p136、p210 大気、温室効果ガス等の評価で“A 案(鉄道高架で事業を実施する)と B 案(事業を実施しない)の比較により評価を行った。予測結果によると、A 案は、B 案に比べて窒素酸化物、浮遊粒子状物質とも約 26%減少する。以上より、A 案の影響が小さいと判断した。”“ A 案は、B 案に比べ温室効果ガス等(二酸化炭素)は約 23%減少する。“とあるが、予測結果の表では事業実施前(B 案)が 10km/h、踏切除去後(A 案)が 20km/h で予測している。その予測手順 p135、p209 によると“事業実施前の旅行速度は「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」の路線別旅行速度の平均値(15.3km/h)から、供用時の旅行速度は名古屋市の人口集中地区(DID)における一般道路昼間平均旅行速度(25.0km/h)から 1 の位を切捨て、事業実施前を 10km/h、供用時を 20km/h と設定した。”とある。しかし、これらの旅行速度は「昼間 12 時間旅行速度」(p133 表 5-1-3、p134 表 5-1-4)であり、24 時間旅行速度はもっと早いはずであり、昼間 12 時間の旅行速度の差で年間の大気排出量を予測することは理論的に間違っている。大筋の結論は間違いがないにしても、それを強調しすぎている。方法書以降の手続きでは、間違いのない手法で予測することが必要である。</p>
	<p>[騒音]</p> <p>*p139 在来線鉄道の騒音調査結果で“等価騒音レベルは近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 51~65dB、25m の地点で 50~63dB であった。”とあるが、測定点の高さを記載すべきである。p141 で“過去に連続立体交差事業を実施した名鉄常滑線大同町の場合、列車速度が速くなっているにもかかわらず、最大騒音レベル(12.5m)が概ね 87dB から 71dB に約 16dB 減少し、等価騒音レベル(12.5m 点)が概ね 69dB から 54dB に約 15dB 減少している”と、さも、立体交差事業が騒音対策上効果があるかのような評価がしてあるが、高架面より上の部分の 3 階以上では騒音が大きくなっているはずであり、単に地上 1.2m での測定結果だけで評価するのは間違いである。また、12.5m 点だけで評価するのも高架構造からの騒音回り込み(前面の建物の遮へいがなくなり、上空から騒音が回り込む)で新たな被害家屋が発生する。これらのことを評価対象とすべきである。</p>
	<p>[騒音]</p> <p>*p142 騒音の評価が“A 案(鉄道高架で事業を実施する)と B 案(事業を実施しない)の比較により評価を行った。予測結果によると、A 案は、B 案に比べて、騒音レベルが低減すると予測される。以上より、A 案の影響が小さいと判断する。”とあるが、予測内容は地上 1.2m での結果だけであり、高架面より上部など、騒音が大きくなる部分について検討していないのは不十分である。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>配慮書における大気質及び温室効果ガス等の予測は、渋滞の発生が大きいと想定される昼間時間帯を対象に、予測を行いました。</p> <p>今後実施する環境影響評価においては、ご指摘の点も踏まえて適切な予測を行ってまいります。</p>	<p>p.127 p.138</p>
<p>今後実施する鉄道騒音の環境影響評価においては、水平距離 12.5m 地点の地上 1.2m のみならず、水平方向及び鉛直方向を考慮した調査及び予測を行ってまいります。現地調査では、5 地点において水平方向へ 5 測点(鉄道境界、民地境界、12.5m、25m、50m)を設けた調査を行い、2 地点において鉛直方向へ 3 測点(沿線の建物状況を踏まえて設定)を設けた調査を行う予定です。</p>	<p>p.128～129</p>

項 目	意 見 の 概 要
計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	<p>[騒音]</p> <p>*p142 騒音の評価が“「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年環大一第174号で示された指針と対比したところ、事業実施後の等価騒音レベルは現状より低減すると予測されるため、指針を満足するものと判断する。”とある。確かに、この指針には、測定点として、近接側軌道中心線からの水平距離が12.5mの地点、高さは地上1.2m、窓又は外壁から原則として3.5m以上離れた地点を選定する、指針は「騒音レベルの状況を改良前より改善すること。」であり、まずは、水平距離12.5m、地上1.2mでの騒音が改善されることが大前提である。</p> <p>しかし「3 その他で、① 学校、病院その他特に静穏さを要求する施設、線路に著しく近接した施設等があらかじめ存在していた場合など、特殊な事情により騒音問題が発生する場合には、必要に応じた対策を講じること。② 測定点と異なる場所において鉄道騒音が問題となる場合には、参考のため、当該問題となる場所においても併せて測定を行うことが望ましい。」としており、静穏を要する施設、測定点と異なる場所で問題となる場合が生じるのか、生じないのか、必要な対策は何が考えられるのかを方法書以降の手続きで明らかにしていく必要がある。</p> <p>市民の健康の維持、環境の保全の見地からは、単に「改良前より改善する」ととどめるのではなく、少なくとも新設時の「指針」で示されている値(昼間(7～22時)については60dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。)とすべきである。</p>
	<p>[日照障害]</p> <p>*p149 日照の予測条件では、緻密な計算式を用いた割に“高架構造物等天端高…約5m”とあいまいな表現である。逆に電波障害の予測条件では、地盤高さ22.2m、計画軌道面高さ28.7m p168とあり、軌道面の高さは6.5m(28.7m－22.2m=6.5m)と計算できる。日照の予測条件の高さは約5mではなく、少なくとも1.5m高い6.5m以上で予測すべきである。</p>

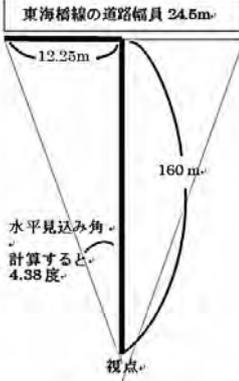
事業者の見解	本文対応頁
<p>今後実施する鉄道騒音の環境影響評価においては、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年環大一第174号)」に基づき、周辺の環境に配慮しながら調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	<p>p.128～129</p>
<p>ご指摘のとおり、日照障害と電波障害に係る予測条件の高さが異なっております。今後は適切な高さを設定の上、予測を行ってまいります。</p>	<p>p.132</p>

項 目	意 見 の 概 要
計画段階配 慮事項に係 る調査、予測 及び評価の 結果	<p>[日照障害]</p> <p>*p150 日照の評価で“A 案(鉄道高架で事業を実施する)と B 案(事業を実施しない)の比較により評価を行った。予測結果によると、A 案は、B 案に比べ、「建築基準法」…日影規制等と比較すると、事業の実施に伴い、高架等の構造型式は必要最低限の高さ及び幅としても、一部の地域で日照が障害されると予測された。”とあるが、高架方式にすることにより悪化する項目の予測・評価にしては粗雑である。</p> <p>まず、“高架等は必要最低限の高さ及び幅にして”という事業計画がどこにも示されておらず、環境配慮指針 p215 で“高架等の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。”というだけである。予測条件 p149 のところで“高架構造物等天端高…約 5m”と具体的な結論だけが記載されており、他の鉄道高架事業の高さや軒下高さの比較もなく、必要最低限にしたということは理解できない。しかも“約 5m”とあいまいな表現であり、電波障害の予測では、軌道面の高さは 6.5m とくい違っている。加えて、事業計画区間に桜駅、本笠寺駅、本星崎駅があり、その駅舎がもっと高くなるはずであるが加味されていない。さらに、景観予測図 p198,p200.p202 で明らかなように 2 階部分以上の騒音対策として防音壁を設置すれば、この高さは更に高くなり、日照被害はもっと多くなる。さらに電車通過による日照のちらつきにも触れていない。</p> 
	<p>[日照障害]</p> <p>*p150 日照の評価で“一部の地域で日照が障害されると予測された。”の表現は間違いであり、“全線に渡り、日影規制を超える部分が出現すると予測された。”などとすべきである。これ以外にも、予測面の高さ 4m 未満から地表面までは、もっと広範囲に“日照が障害される”はずである。また、日影規制を超えないにしても南北線のため、午前には西側、午後には東側で半日、日照が奪われる。そうした事実も予測して示すべきである。</p>
	<p>[電波障害]</p> <p>*p168 電波障害の予測結果で“23ch(テレビ愛知)において遮蔽障害が生じると予測され、…その範囲が最大で 200m 程度となった。なお、その他のチャンネルについては、テレビ受信障害は生じないと予測された。”とあるが、予測結果や予測条件では、どのチャンネルの予測であるかが判明しない。予測条件の放送局は“表 5-5-3、に示した地上デジタル放送チャンネルとした。”p155 とあり、NHK 教育の物理チャンネル 13ch(リモコン番号 2)からテレビ愛知の物理チャンネル 23ch(リモコン番号 10)までの 7 局が掲げてあり、表 5-5-1 では NHK 教育の中心周波数は 473.14MHz、テレビ愛知の中心周波数は 533.14MHz など p153 から、一番条件の悪いテレビ愛知の中心周波数 533.14MHz を用いたと推測されるが、それがどこにも記載されていない。</p> <p>そもそも予測方法の予測計算式 p167 では、受信周波数 f により、結果が変わるため、主要な要素である受信周波数 f が記載されないまま予測結果を示すのでは環境影響評価といえない。また“その他のチャンネルについては、テレビ受信障害は生じないと予測された。”とあるが、その証明を追加すべきである。方法書以降の手続きで明らかにしていく必要がある。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>配慮書における日照障害の予測は、本市における過年度調査の資料を使用しております。</p> <p>今後、事業計画が具体化した段階で高さ等の予測条件を確定させ、適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	p.132
<p>配慮書における電波障害の予測は、本市における過年度調査の資料を使用しております。</p> <p>今後、事業計画が具体化した段階で予測条件を確定させ、適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	p.132

項 目	意 見 の 概 要
計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	<p>[電波障害]</p> <p>*p168 電波障害の評価で“予測結果によると、A 案は、B 案に比べ、一部の地域でテレビ電波の受信障害が生じる。”とあるが、これは予測結果から明らかなように”遮へい障害が生じると予測され“p168 ということであり、遮蔽障害が起こるような場合は、反射障害も発生する可能性があり、その予測を行なっていないため‘受信障害が生じる’”という結論は同じであるにしても、その被害範囲、内容が全く異なるため、方法書以降の手続きで明らかにしていく必要がある。</p>  <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none">  しめい障害地域 緑(TVA)  調 査 地 点  杆 程  CATV施設 色:ピンク  共有受信施設あり 色:黄  受信点
	<p>[電波障害]</p> <p>*p168 電波障害の評価で“なお、テレビ電波の受信障害が生じる場合には、改善のための対策を検討する。”とあり、当たり前のことである。現地調査結果で“調査地点 NO.8,9,12,34 で 23 チャンネル(テレビ愛知)が受信不能となっていた。“p156 とあり、NO.7～50 の 44 地点のうち、NO.12 は電波の方向から、あきらかにイオンモール新瑞橋(地図では建築中とある)が原因と判断でき、原因者負担で解決しておくべきことである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	p.132

項目	意見の概要
<p>計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</p>	<p>[景観]</p> <p>*p196 景観の予測結果(ア)主要市道東海橋線で“水平見込角は約 8 度、仰角は約 0.7 度であり、圧迫感を与える恐れはない。”の表現は正しように思われるが、東海橋線の幅員 24.5m から水平見込角を計算すると 8.8 度となり(陸橋の中央で左右それぞれ $\tan^{-1}(12.25/160) \times 180 / \pi = 4.38$ 度)、約 8 度ではない。さらに、その前後の民家に係る部分も見えると、水平見込角はもっと増えるが、景観図でははっきりしない。他の 2 地点の水平見込み角も再確認が必要である。</p> <p>また、これは構造物から約 160m 離れた呼続小学校前の横断歩道橋からの予測であり p195、この歩道橋を降りて、歩道に沿って名鉄に近づき 140m 以降は $(12.25 / \text{距離} = \tan^{-1}(5 \times \pi / 180))$、水平見込角が 10 度を超える地点が出てくるはずであり、その範囲を予測して示すべきである。</p> 
	<p>[景観]</p> <p>*p196 景観の予測結果(イ)本城公園で“水平見込角は約 62 度であり、高架構造物は目につきやすいが、仰角は約 3.9 度であり圧迫感を与える恐れはない。”としているが、これも名鉄に近づいていけば仰角が圧迫感を感じる 18 度を超える地点があるはずであり、その範囲を予測して示すべきである。特に、公園という誰もが集う場所であること、こうした事態になることは極力避けるべきである。</p>
	<p>[景観]</p> <p>*p196 景観の予測結果(ウ)主要県道諸輪名古屋線で“水平見込角は約 20 度であり高架構造物は目につきやすいが、仰角は約 2.9 度であり、圧迫感を与えるおそれはない。”とあるが、これは構造物から約 120m 離れた名南工業高校南の交差点からの予測であり p195、この交差点から西側の“鳴海 8 号”踏切へ近づけば、仰角が圧迫感を感じる 18 度を超える地点があるはずであり、その範囲を予測して示すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>今後実施する景観の環境影響評価においては、主要な眺望点として近景及び中景を考慮した5地点を設定して、適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	<p>p.137</p>

項 目	意 見 の 概 要
計画段階配 慮事項に係 る調査、予測 及び評価の 結果	<p>[景観]</p> <p>*p196 景観の予測で“視覚に関する物理的指標”が示してあるが、この出典根拠、どのような指標なのか(環境基準や規制基準とどの程度違う性格なのか)を示すべきである。特に“水平見込角”の“ただし、構造物に近接すると必然的に大きな角度を示す。”と“スカイライン切断の有無”の“ただし、構造物直近においては、必然的にスカイラインを切断することになる。”及び“視距離”の近景で“対象の色彩やテクスチャー、ディテール等”、の記述が疑問である。また、ただし書きにある構造物に近接する部分についての検討はしたのか、この3地点の予測だけで良いのかの疑問がある。</p>
	<p>[景観]</p> <p>*p203 景観の評価で“A案はB案に比べて、眺望点から新たな高架構造物が確認でき、部分的に景観の変化はあるものの景観への影響は小さいと考える。”とあるが、“景観への影響は小さいと考える”の評価はどのように導いたのか不明である。また、事業を実施しない場合と比べて景観は明らかに悪化するため、特に圧迫感を感じる仰角が18度を超える範囲はどの部分になるかを明示して、この評価を修正すべきである。</p>
	<p>[総合評価]</p> <p>*p213 総合評価で予測及び評価の概要がまとめてあるが、以下のように表現等が不十分である。</p> <p>大気質・温室効果ガス：“渋滞緩和によって自動車から排出される大気汚染物質・温室効果ガスが削減される。”とあるが、昼間12時間の旅行速度の差で年間の大気排出量を予測することは理論的に間違えており、効果を強調しすぎている。</p> <p>騒音：“現状よりも低減する”とあるが、高架面より上の部分では騒音が大きくなっているはずであり、単に地上1.2mでの測定結果だけで評価するのは間違いである。今まで線路際の建物で遮へいされていた建物では、騒音が高架上から降り注ぐ可能性が高い。それらの点を加味すべきである。</p> <p>日照障害：“一部の地域で日照が障害される。”とあるが、悪化する項目の予測・評価にしては粗雑である。まず、“高架等は必要最低限の高さ及び幅にして”という具体的な事業計画がどこにも示されていない。しかも高さが“約5m”とあいまいな表現であり、電波障害の予測では、軌道面の高さは6.5mとくい違っている。加えて、事業計画区間に桜駅、本笠寺駅、本星崎駅があり、その3か所の駅舎がもっと高くなるはずであるが加味されていない。さらに、景観予測図で明らかかなよう防音壁を設置すれば、この高さは更に高くなり、日照被害はもっと大きくなる。さらに電車通過による日照のちらつきにも触れていない。</p> <p>電波障害：“一部の地域で受信出来ない局がある。”とあるが電波障害の評価で“一部の地域でテレビ電波の受信障害が生じる。”p168の表現と異なる。受信できるかできないかではなく、受信障害がどの程度起こるかが問題である。</p> <p>景観：“構造物が現れるが、圧迫感を与えるおそれは低い。”とあるが、景観の評価で“新たな高架構造物が確認でき、部分的に景観の変化はあるものの景観への影響は小さいと考える。”p203とある表現と異なる。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>配慮書における視覚に関する出典根拠は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国総研資料第 714 号・土木研究所資料第 4254 号)です。</p> <p>今後実施する景観の環境影響評価においては、主要な眺望点として近景及び中景を考慮した 5 地点を設定して、適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	p.137
<p>今後、事業計画が具体化した段階で予測条件等を確定させ、適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>	p.126～129 p.132 p.137 p.138

(3) その他

項 目	意 見 の 概 要
用語解説	<p>*p219～p225 用語解説では、間違いもあるので、修正し、該当する用語の使用されているページと対照できるようにすべきである。また、この配慮書に用いてない用語まで解説し混乱を招くような不要な単語を削除すべきである。方法書や準備書でも同じものを用いるための手抜きではないのか。</p> <p>例：“1 日平均値の年間 98 パーセントタイル値”p219 は“浮遊粒子状物質の環境基準を評価する際には、この値で評価する。”とあるが、浮遊粒子状物質ではなく、二酸化窒素の間違いである。なお、別頁にある“日平均値の 98%値”p223、“日平均値の 2%除外値”p223 は正確に記述されている。</p> <p>本文では二酸化窒素 p32 で正しく記載され、浮遊粒子状物質 p34 は“日平均値の 2 パーセント除外値”と表現している。いずれにしても“1 日平均値の年間 98 パーセントタイル値”は①と番号を付け、該当する本文 p32 に①と注釈を入れることがわかりやすい。</p> <p>例：“A 特性” p219 は今回の配慮書には一回も用いられていない。むしろ、“騒音レベル”p221 で“A 特性”を用いているので、その中の簡単な注で済ませればよい。いずれにしても“騒音レベル”を②として、本文 p39～の騒音レベルに②と注釈を入れる。ちなみに、振動では“振動レベル”p221 として説明している。</p> <p>例：“側道”p222 は事業計画 p7 に“側道計画”と表題があり、“必要に応じて事業実施想定区域内に側道を設置する。”と出てくるだけであり、必要に応じてという程度の曖昧な計画のため、しかもこのような当たり前で、本文と同じような解説は不要である。</p> <p>例：“弾性枕木直結軌道”p222 は、今回の配慮書には一回も用いられていない。騒音・振動対策として、将来の準備書などでこの軌道を採用することを想起させるが、この配慮書では不要である。同様に、“バラスト道床”p223 も、今回の配慮書では用いられていないため不要である。</p> <p>例：“ng(ナノグラム)”p223 は、ダイオキシン類の規制基準を意識した解説かとも思われるが、ダイオキシン類の環境基準は pg(ピコグラム)(大気は 0.6pg-TEQ/m³、水質は 1pg-TEQ/l、土壌は 1000pg-TEQ/g)であり、全く意味のない解説となる。pg(ピコグラム)p224 の解説だけにし、数値の説明だけではなく、どの環境基準に使用するかなどの解説を追加した方がいい。</p>
その他	<p>施設計画課に電話致しました。</p> <p>まだ名鉄と相談していないので、来年以後検討して説明書を配布するとおっしゃいましたが、もうベースは決まっていますよね。それまで待っていてよろしいのでしょうか。納得出来ないこと柄それから変更できるのでしょうか。</p> <p>現状、事前の調査は終わっている。まだ西か東かわからないと申しおりましたが、私の方であれば仮線作る時、はずす時工事中の騒音、安全性、その他もろもろとはずし以後側道が家のすぐそばに出来る可能性もあります。駐車場？自動車、自転車、人、いろいろ考えられます。</p> <p>騒音、プライバシー、安全性まだまだあるかもしれません。心配です。先走っても話を伺いたい、安心したいのです。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>ご指摘の点を踏まえ、用語解説の修正を行いました。</p>	<p>用語解説</p>
<p>現在、立体交差化の計画について、鉄道事業者始め関係機関と協議を進めております。そのため、まだ仮線の位置などについて、お示しできるものはありません。</p> <p>今年度開催を予定している地元説明会において事業の概要について説明させていただき、鉄道や道路の都市計画の範囲については来年度以降の説明会でお示ししたいと考えております。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
その他	<p>踏切の除却や交差道路の整備によって、東西方向の通過交通の事業区間への流入量の増加が予想されるが、これによる環境への影響についての評価が書かれていないがどのように考えているか。</p>
	<p>わが家は桜 2 号踏切に近く、線路から 5 件目に住んでいます。そのため名鉄の立体高架には大賛成ですが、行政の動きが鈍く、いつも掛け声だけの惨状です。さらに名鉄自体も利益を優先しているため、中部国際空港を重点的に設備投資しています。名鉄本線は主力路線にも関わらず、触らぬ神に祟りなしの語源の如く担当部署も先送りを続けています。そのため沿線住民は計画がアバウトなために線路を挟んだ住民たちがお互いに向こう側が立ち退きだわと喚んでいます。さらに計画がずさんなため、双方の空き地には新たな住宅の建設や改築がここ数年増加しています。当局が計画を明確にしないためこのままでは立ち退き作業が難航することは確実です。つまり、立てたばかりなのに或は改装したばかりのために今頃何か・・と怒鳴られることは必定だと思います。私は以前に道徳に住んでいましたが、常滑線の方が立派になってしまい、主力である名鉄本線は放置もしくは先送りしたツケが溜まっています。関係当局は、工事の内容を一刻も早く沿線住民に伝え理解を求めることが肝要だと思います。わが家もこの地に住んで 30 年余り経過しますが、以前からこの計画はあったものの、まさに絵に描いた餅で行政の怠慢を感じています。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>踏切除却後の道路交通円滑化に伴う影響を考慮して、環境影響評価を行う項目として、供用時の大気質、騒音、振動及び温室効果ガス等を抽出いたしました。</p>	<p>p.127 p.129 p.131 p.138</p>
<p>今年度開催を予定している地元説明会において事業の概要について説明させていただき、鉄道や道路の都市計画の範囲については来年度以降の説明会でお示ししたいと考えております。</p>	<p>—</p>

8-2-2 配慮意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

配慮意見書において、(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要であると指摘された。

配慮意見書における意見及びこれに対する事業者の見解を以下に示す。

表 8-2-2 配慮意見書における意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
対象事業の内容に関する事項	2
環境影響評価の項目の選定	3
環境要素に関する事項	4
その他	3

(1) 対象事業の内容に関する事項

項目	意見の概要
対象事業の内容	工事実施計画において、仮線方式を想定しているが、仮線及び側道の計画が示されていない。したがって、仮線方式を採用する場合は、仮線及び側道の計画並びに計画策定の経緯を明らかにすること。
	過去に実施された立体交差事業の知見を活かし、より周辺環境に配慮した事業計画及び工事計画を策定すること。

(2) 環境影響評価の項目の選定

項目	意見の概要
項目の選定	配慮書では、存在・供用時における計画段階配慮事項は抽出しているが、工事中については抽出していない。立体交差事業に係る工事の影響は、長期間にわたることが予想され、仮線方式を採用する部分は、民家等に近接して列車が走行することによる騒音及び振動等に加え、踏切の横断距離が長くなることによる安全性等の環境影響が考えられる。したがって、工事中における環境影響評価の項目についても適切に選定すること。
	事業実施想定区域は、大江川及び天白川と交差していることから、工事による影響が河川に及ぶおそれのある場合は、環境影響評価の項目として水質・底質を選定し、調査及び予測地点を適切に設定すること。
	配慮書において抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定にあたっては、桜神明社古墳等の埋蔵文化財並びに供用時における自動車の交通量の増加及び走行速度の上昇についても十分に考慮すること。

事業者の見解	本文対応頁
仮線及び側道の計画につきましては、現段階では決定しておりませんので、準備書以降でお示ししたいと考えております。	p.9～10 p.12～13
過去に実施した八田駅付近や鳴海駅付近等の立体交差事業の知見を活かして、より周辺環境に配慮した工事計画及び事業計画を策定するよう努めてまいります。	—

事業者の見解	本文対応頁
工事中における環境影響評価の項目については、工事計画及び地域特性を考慮して、列車の仮線走行による騒音、振動及び安全性を含む計 12 項目を抽出いたしました。	p.122～125
本事業においては、河川にある橋脚の撤去及び新設は行いません。また、工事中の排水及び供用時の駅舎からの生活排水については、公共下水道に放流する計画です。したがって、河川に及ぼす影響は小さいと考えられるため、環境影響評価の項目として抽出しておりません。	p.125
本事業に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性等を考慮して、桜神明社古墳等の埋蔵文化財や踏切除却後の道路交通円滑化による大気質、騒音、振動及び温室効果ガス等を含む計 15 項目を抽出いたしました。	p.122～125

(3) 環境要素に関する事項

項 目	意 見 の 概 要
全般	事業実施想定区域沿線には教育施設が多数存在しており、事業の実施が工事中の騒音及び安全性並びに存在・供用時の日照阻害その他の環境要素に影響を及ぼすおそれがある。したがって、沿線の教育施設に配慮した事業計画を検討するとともに、調査、予測及び評価を適切に実施すること。
騒音	騒音の予測では、事業を実施しない案と比較して、事業を実施する案の騒音レベルが低減するとしているが、予測に用いた既存資料の調査結果では、高さ方向の影響等が考慮されていない。したがって、事業実施想定区域沿線の中高層住宅等への影響を考慮して調査、予測及び評価を実施すること。
電波障害	電波障害の予測では、予測条件における送信点高さが瀬戸局の高さに設定されていないことから、予測条件を適切に設定し、予測及び評価を実施すること。
景観	景観の評価では、「部分的に景観の変化はあるものの景観への影響は小さい」としているが、予測場所の選定方法によっては、景観に及ぼす影響が大きくなるおそれがある。したがって、調査、予測及び評価の手法について十分検討すること。

(4) その他

項 目	意 見 の 概 要
その他	仮線方式を採用する場合は、仮線及び側道の設置が周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、住民の理解と協力が得られるよう事業計画等について丁寧に説明すること。
	住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。
	今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

事業者の見解	本文対応頁
事業予定地周辺に存在する教育施設に関しては、本事業の実施に伴い工事中の騒音や安全性、存在・供用時の日照阻害等に影響を及ぼすおそれがあるため、これらの環境要素を環境影響評価の項目として抽出するとともに、沿線の教育施設に配慮した事業計画の策定に努めてまいります。	p.122～125
鉄道騒音の調査、予測及び評価にあたっては、水平方向に加え鉛直方向の調査を実施し、中高層住宅等への影響も考慮した予測及び評価を行ってまいります。	p.128～129
電波障害の予測及び評価にあたっては、送信点の高さ等の予測条件を適正に設定して予測及び評価を行ってまいります。	p.132
景観の調査、予測及び評価にあたっては、主要な眺望点として近景や中景の範囲で5地点を選定し、フォトモンタージュ等の手法を用いて予測及び評価を行ってまいります。	p.137

事業者の見解	本文対応頁
事業計画等の説明にあたっては、住民の方々のご理解とご協力が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。	—
住民等からのご意見については、内容を十分検討させていただきます。また、今後とも意見の把握に努めてまいります。	—
本方法書を作成するにあたり、図のカラー化や用語解説の記載等、市民に分かりやすい内容となるように配慮いたしました。	全般

資 料 編

【環境基準】

大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境基準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

【有害大気汚染物質に係る指針値】

(平成 15 年環境省通知環管総発第 030930004 号)
 (平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)
 (平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)
 (平成 26 年環境省通知環水大総発第 1405011 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	1 年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ($40\text{ngHg}/\text{m}^3$) 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ ($25\text{ngNi}/\text{m}^3$) 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその他の化合物	1 年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1 年平均値が $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリング評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 29 年名古屋市告示第 804 号)

市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環境目標値
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環境目標値
浮遊粒子状物質	1 年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 24 年環境省告示第 54 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		地域の類型 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間: 午前 6 時から午後 10 時まで 夜間: 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

注) 1. 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村道をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位: dB

区域の区分	地域の類型	昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60	50
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70

- 注) 1. 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、1.の適用を受ける地域を除く。

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(騒音規制法施行令 昭和43年政令第324号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	○
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	○
6 バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
7 トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイバ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

注) 表中の「○」は騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に該当する特定建設作業を示す。

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	1,2,3	85dBを超えないこと
作業時間	1	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	2	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	1	10時間を超えないこと
	2	14時間を超えないこと
作業期間	1,2,3	連続6日を超えないこと
作業日	1,2,3	日曜日その他の休日でないこと

注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3. 地域区分

1 地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域

2 地域:工業地域(1地域のイの区域を除く。)

3 地域:工業専用地域(1地域のイの区域を除く。)

【騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成12年総理府令第15号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分

平成12年名古屋市告示第89号)

単位:dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

注) 区域区分

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位: dB

区域の区分	地域の類型	時間の区分	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域 で用途地域の定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70

- 注) 1. 工業地域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の境界線から工業地域へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和51年政令第280号)
(振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日 における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4 プレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する 作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない 作業に限る。)	○	○

注) 表中の「○」は振動規制法及び名古屋市環境保全条例に該当する特定建設作業を示す。

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	1,2,3	75dB を超えないこと
作業時間	1	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	2	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	1	10 時間を超えないこと
	2	14 時間を超えないこと
作業期間	1,2,3	連続 6 日を超えないこと
作業日	1,2,3	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1. 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
2. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
3. 地域区分

1 地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域

2 地域:工業地域(1 地域のイの区域を除く。)

3 地域:工業専用地域(1 地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)

(振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び

時間の指定昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位: dB

区域の区分	昼間(7 時～20 時)	夜間(20 時～翌日の 7 時)
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注) 区域区分

第 1 種区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

【悪臭防止法第 4 条第 1 項に基づく規制基準】

(悪臭防止法施行規則 昭和 47 年総理府令第 39 号)

物質名	1 号規制 (ppm)		2 号規制	3 号規制 (mg/L)			
	敷地境界線の 地表における規 制			排水水の敷地外における規制			
				排水水量(Q:m ³ /s)			
			Q ≤ 10 ⁻³	10 ⁻³ < Q ≤ 0.1	0.1 < Q		
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレールアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレールアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

注) 1. 表中の「○」は規制対象を示す。

2. 気体排気口の規制基準は、悪臭規制法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。
排水水の規制基準は、規則第 4 条に規定する方法により算出して得た濃度とする。

【名古屋市環境保全条例第 45 条に基づく指導基準】

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地境界線 における臭気指数	工場等の排出口から 排出される臭気指数
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	10	25
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第 3 種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

- 注) 1. 区域の区分該当地域の欄中の各地域(未指定地域を除く。)都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号(昭和 43 年法律第 100 号)の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。
2. 第 3 種区域内に所在し、その敷地が第 1 種区域と接している工場等については、第 2 区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第 1 種区域に接しない部分については、第 3 種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。

【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

・河川(湖沼を除く)

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境 保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産1 級・水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用 水 1 級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級・農 業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級・環 境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2 mg/L 以上	—

注) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

3. 「利用目的の詳細は、以下のとおりである。

水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水 産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

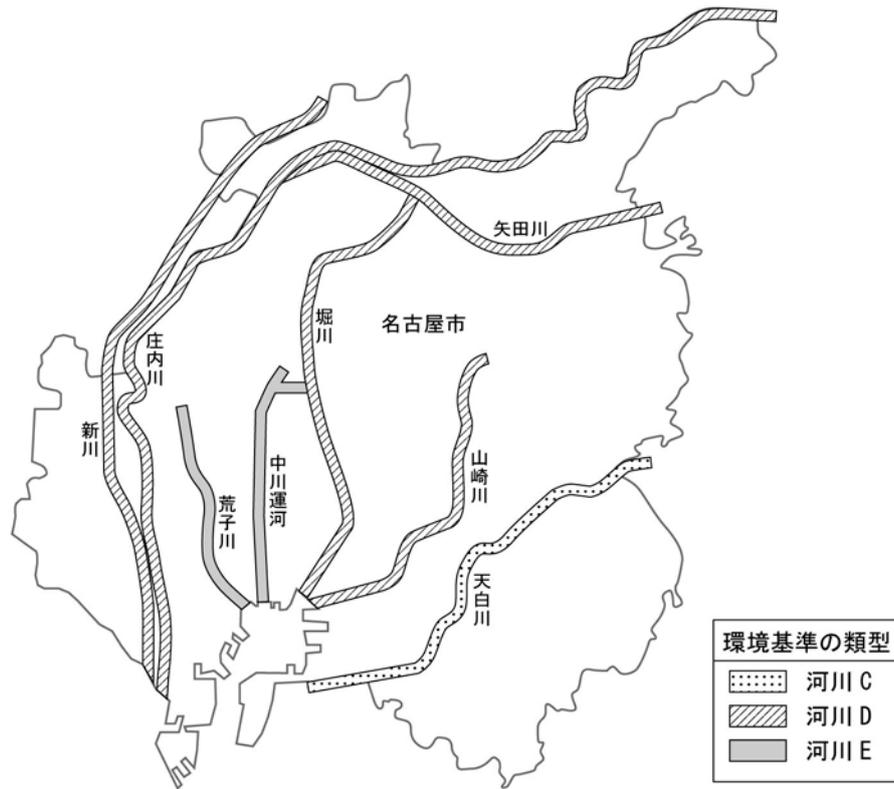
工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの

環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

【各水域の環境基準の類型】



注) 全窒素、全リンに係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型は除く。
 出典:「平成 30 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「水質環境基準と水域類型の指定状況」(愛知県ウェブサイト)

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

注) 基準値は 1 年平均値とする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標(河川のみ抜粋)

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

項目	区分 水質の イメージ	河 川		
		☆☆☆	☆☆	☆
		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水素イオン濃度(pH)		6.5 以上 8.5 以下		
生物化学的酸素要求量(BOD)		3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下
浮遊物質(SS)		10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)		5 mg/L 以上		3 mg/L 以上
ふん便性大腸菌群数		1,000 個/100mL 以下		
全亜鉛		0.03 mg/L 以下		
ノニルフェノール		0.002 mg/L 以下		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		0.05 mg/L 以下		

- 注) 1. pH、DO、ふん便性大腸菌群数及びSSは、日間平均値とする。
 2. BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。
 3. 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS については、1 年平均値とする。

(3) 親しみやすい指標による目標(河川のみ抜粋)

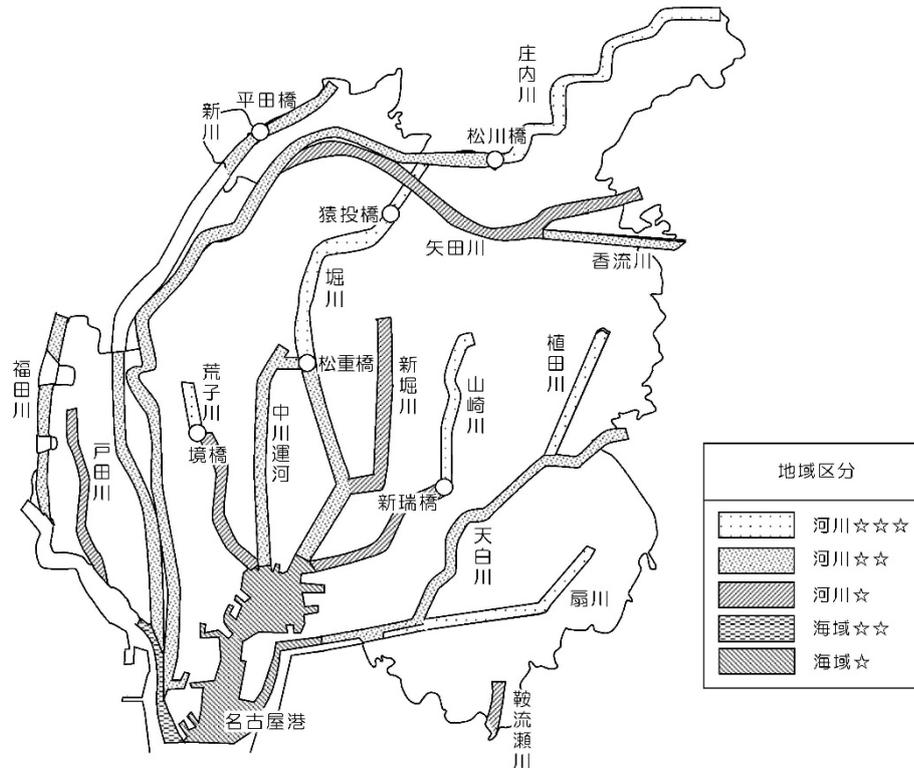
(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

項目	区分 水質の イメージ	河 川		
		☆☆☆	☆☆	☆
		川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水の濁り(透視度)		にごりが無い (おおむね 70cm 以上)	にごりが少ない (おおむね 50cm 以上)	にごりがある (おおむね 30cm 以上)
水のおい		顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
水の色		異常な着色のないこと。		
水の流れ		流れのあること。		
ごみ		ごみが捨てられていないこと。		
生物指標		(淡水域) アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	(淡水域) カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	(淡水域) フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類
		(汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		(汽水域) フジツボ類、ゴカイ類

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値(地域区分)】

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限る。)、植田川(全域)、扇川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、天白川(全域)、庄内川下流部(松川橋より下流の水域に限る。)、香流川(全域)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、福田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、戸田川(全域)、鞍流瀬川(全域)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
ため池	☆☆	水際での遊びが楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

出典:「名古屋市環境基本条例に基づく水質環境目標値」(名古屋市ウェブサイト)



出典:「名古屋市環境基本条例に基づく水質環境目標値」(名古屋市ウェブサイト)

【水質汚濁防止法に基づく排水基準】

(水質汚濁防止法 昭和 45 年法律第 138 号)
(排水基準を定める省令 昭和 46 年総理府令第 35 号)

[有害物質]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg

注) 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める総理府令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

[その他の項目]

項目		単位	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)		—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		mg/L	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量		mg/L	160(日間平均 120)
浮遊物質		mg/L	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量		mg/L	5
銅含有量		mg/L	3
亜鉛含有量		mg/L	2
溶解性鉄含有量		mg/L	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10
クロム含有量		mg/L	2
大腸菌群数		個/cm ³	日平均 3,000
窒素含有量		mg/L	120(日間平均 60)
燐含有量		mg/L	16(日間平均 8)

- 注) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

【底質の暫定除去基準】

(底質の暫定除去基準について 水管第 119 号昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)

底質の暫定除去基準(含有量試験による)

水 銀	<p>底質の乾燥重量当たり</p> <p>海域: $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H \cdot 1}{J \cdot S}$ (ppm)以上</p> <p> $\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮位差 (m)} \\ J = \text{溶 出 率} \\ S = \text{安 全 率} \end{array} \right.$ </p> <p>河川及び湖沼: 25ppm 以上</p>
PCB	底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

注) 1. 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【土壌汚染対策法で定める特定有害物質】

(平成 14 年環境省令第 29 号)

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	第二溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 0.3mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下	カドミウム 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 1.5mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 1mg/L 以下	シアン 50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 0.005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 0.3mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下	セレン 0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 0.3mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下	鉛 0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 0.3mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下	砒素 0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 24mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下	ふっ素 0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 30mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下	ほう素 1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L 以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L 以下		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質】

(昭和 46 年政令第 204 号)

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

注) ここでの基準は農用地土壌汚染対策地域の指定要件に基づく。

【土壌汚染等処理基準】

(平成 15 年名古屋市長規則第 117 号)

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下	カドミウム 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下	セレン 0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下	鉛 0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下	砒素 0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下	ふっ素 0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下	ほう素 1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、1 年平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【建築基準法に基づく日影規制】

(昭和 25 年法律第 201 号)

(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物	(は) 平均地盤面 からの高さ	(に) 日影時間		
			区分	敷地境界線か らの水平距離が 10m 以内	敷地境界線から の水平距離が 10m を超える
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが 7m を超える建築 物又は地階を除く階数が 3 以 上の建築物	1.5m	(1)	3 時間	2 時間
			(2)	4 時間	2.5 時間
			(3)	5 時間	3 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4m 又は 6.5m	(1)	3 時間	2 時間
			(2)	4 時間	2.5 時間
			(3)	5 時間	3 時間
第一種住居地域、第二種住 居地域、準住居地域、近隣 商業地域、準工業地域	高さが 10m を超える建築物	4m 又は 6.5m	(1)	4 時間	2.5 時間
			(2)	5 時間	3 時間
用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが 7m を超える 建築物又は地階を除く 階数が 3 以上の建築物	1.5m	(1)	3 時間	2 時間
			(2)	4 時間	2.5 時間
			(3)	5 時間	3 時間
	ロ 高さが 10m を超える 建築物	4m	(1)	3 時間	2 時間
			(2)	4 時間	2.5 時間
			(3)	5 時間	3 時間

- 注) 1. この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。
2. (ろ)、(は)、(に)欄の区分については、地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するものである。

【名古屋市中高層建築物日影規制条例に基づく日影規制】

(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)

(い)欄に規定する地域又は区域		(ろ)欄から選択	(は)欄から選択	(に)欄から選択
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域				(1)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			4m	(1)
第一種住居地域、第二種住 居地域、準住居地域			4m	(1)
近隣商業地域、準工業地域			4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率が十分の十	イ		(1)
	容積率が十分の二十	ロ		(2)

注) 第二種住居地域で、容積率が十分の四十と定められた区域は、愛知県建築基準条例第 11 条が適用される。

用語解説

用語解説

(あ行)

・1日平均値の年間98パーセンタイル値

年間の有効測定日(1日のうち、20時間以上測定ができた日)の1時間値の1日平均値を低い方から順に並べたときに、低い方から98%目に相当する値。1年の有効測定日を360日とすると、 $360 \times 0.98 = 352.8$ となり、小数点以下四捨五入して353番目の値、すなわち、高い方から8番目の値となる。

微小粒子状物質の環境基準を評価する際には、この値で評価する。

・オクターブバンド

オクターブバンドとは、1オクターブ分の周波数帯域のことを指す。音の分析の場合、区切りのいい1,000Hzを基準にしてオクターブバンドを設定している。なお、1/3オクターブバンドとは、1オクターブバンドを1/3に分割した周波数帯域を示す。

・温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を「温室効果」という。この赤外線を吸収する気体を温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類と規定されている。

(か行)

・仮線

鉄道高架線を建設する場合、鉄道営業しながら工事を行う必要がある。現在線が存在する場所に高架橋を建設する場合に、現在線を一時的に移設する必要がある。その際列車が走行する営業線路を仮線と呼び、仮線を使って鉄道高架工事を実施することを仮線方式という。

・環境影響評価

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測及び評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組みである。

・環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。

・計画段階環境配慮書

計画段階環境配慮書は、事業に係る計画の立案段階において、事業の実施想定区域における環境の保全に配慮すべき事項の検討を行い、その検討結果について作成・公表を行う手順書である。

・景観資源

地域の景観を特徴付けている山岳、海岸、地形、生物、植物群落等の自然事象や史跡・名勝、建造物、町並み等の社会（歴史）事象のことを総称して景観資源という。

・光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い物質の総称。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるもので、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存する。

高濃度のときは眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、視覚障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれている。

・交通センサス(道路交通センサス)

全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向性を明らかにするため、国土交通省が全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するものである。

(さ行)

・在来鉄道

「在来鉄道騒音測定マニュアル」(環境省、平成 27 年)では、「在来鉄道は、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項の適用を受ける鉄道のうち普通鉄道(ただし、新幹線鉄道並びに新設又は大規模改良の在来鉄道を除く)、又は軌道法(大正 10 年法律第 76 号)の適用を受ける軌道のうち線路構造が普通鉄道と同様であり、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成 13 年国土交通省令第 151 号)が準用される軌道を有する鉄道とする。」と定義されている。

新幹線以外の普通鉄道と考えて良い。

・自動車ボトルネック踏切

一日の踏切自動車交通遮断量が5万以上の踏切。自動車交通遮断量は、自動車交通量×踏切遮断時間で計算した値のことである。

・地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

・振動レベル

振動レベルとは、振動の加速度を dB で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

振動の大きさの例を以下に示す。

レベル	人体への影響	地震にたとえる場合の状況	地震震度
90dB	人体に生理的影響が生じ始める	つり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる程度の地震	震度 4
80dB	深い睡眠にも影響がある	室内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音をたてることのある程度の地震	震度 3
70dB	浅い睡眠に影響がはじめる	室内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる程度の地震	震度 2
60dB	振動を感じ始める	室内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度の地震	震度 1
50dB		人体に感じないで地震計に記録される程度	震度 0
40dB	常時微動		

「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き(工場・事業場編)」(名古屋市環境局、平成 30 年)による。

・騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ(圧力)に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル(A 特性音圧レベル)といい、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

騒音の大きさの例を以下に示す。

レベル	事例
120dB	飛行機のエンジン近く
110dB	自動車の警笛(前方 2m)、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内
70dB	騒々しい街頭、騒々しい事務所の中
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方 1m)

「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き(工場・事業場編)」(名古屋市環境局、平成 30 年)による。

・側道

仮線方式で鉄道高架橋を建設した場合、仮線跡地を道路として供用することが一般的である。この道路を側道と呼び、高架下利用や周辺地区の交通のために供用される。また、日照障害、電波障害対策の緩衝地帯ともなる。側道は必ず同一断面に設置するものではなく、街区ごとに設置面を検討する。側道の幅員は 6m が標準的であり、沿道環境の保全上必要がある場合は広い幅員となることがある。

(た行)

・大気汚染常時監視測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局。一定地域における大気汚染の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握等を目的とした一般環境大気測定局と、自動車走行による排出物質に関する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を把握することを目的とした自動車排出ガス測定局がある。

・弾性枕木直結軌道

弾性枕木直結軌道は、PC 枕木(プレストレストコンクリート枕木)の周囲を弾性被覆材で覆い、枕木下部を樹脂でん充填材やてん充填コンクリートにて固定し、その回りに碎石を散布して騒音・振動の軽減を図ったものである。

なお、PC 枕木は、コンクリート製の枕木の一種で、コンクリートの引っ張りの弱さを補強するために PC 鋼材を使用して、製作時に圧縮力を与えた枕木である。現在、PC 枕木の使用率は、木枕木などに比べて高い。

・地下駅

列車の乗降場を地下に建設した駅。営業時間中常時点灯する必要がある。

・電波障害

テレビ受信中に、テレビが真っ黒になって「E202」と表示されたり、ブロック状のノイズが発生することをいう。以前のアナログ放送に比べ、デジタル放送では電波障害は起こりにくくなっている。これは映像をそのまま送信するアナログ方式に比べ、デジタル方式は映像を圧縮して送信するため、多くの情報を送れることや、ノイズの修正が可能になったためである。

・等価騒音レベル(L_{Aeq})

一定時間連続された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価に使われる。

(な行)

・ng(ナノグラム)

1ng は 10 億分の $1(10^{-9})g$ であり、本書では有害大気汚染物質の単位に使用されている。

・二酸化硫黄

亜硫酸ガスともいう。化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。大気中で酸化して三酸化硫黄となり、さらに水分と結合して硫酸ミストとして浮遊する。近年の化石燃料生成技術の向上により、大気中濃度は減少している。

・日平均値の2%除外値

年間の有効測定日(1日のうち、20時間以上測定ができた日)の1時間値の1日平均値を高い方から順に並べたときに、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値。1年の有効測定日を360日とすると、 $360 \times 0.02 = 7.2$ となり、小数点以下四捨五入して7日分の値を除外した、高い方から8番目の値となる。

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準の長期的評価は、この値で評価する。

・日平均値の年間98%値

年間の有効測定日(1日のうち、20時間以上測定ができた日)の1時間値の1日平均値を低い方から順に並べたときに、低い方から98%目に相当する値。1年の有効測定日を360日とすると、 $360 \times 0.98 = 352.8$ となり、小数点以下四捨五入して353番目の値、すなわち、高い方から8番目の値となる。

二酸化窒素の環境基準を評価する際には、この値で評価する。

(は行)

・バックグラウンド濃度

対象となる事業を実施しない場合の背景としての濃度。バックグラウンド濃度に対象事業活動に伴い発生する付加濃度を加えた濃度が将来濃度となる。

・発生集中交通量

1つの移動(トリップ)の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

・80%レンジの上端値(L₁₀)

振動レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の X(%)を占める場合、そのレベルを X%時間率振動レベルといい、このうち 10%時間率振動レベル(L₁₀)を 80%レンジの上端値という。具体的には、振動レベルの測定値を高い方から 10%、低い方から 10%除外した測定値のうち、最も高い測定値のこと。

・バラスト道床

通常の鉄道で見られる碎石を敷く道床で、軌道として、その上部に枕木を置いてその上に線路を敷設するものである。

・ppm(ピーピーエム)

ppm は、濃度の単位で 100 万分の 1(parts per million)という意味である。1m³の空気中に1cm³の二酸化硫黄が存在する場合、二酸化硫黄濃度を 1ppm と表示する。

・pg(ピコグラム)

1pg は 1 兆分の 1(10⁻¹²)gであり、本書ではダイオキシン類の単位に使用されている。

・微小粒子状物質

PM2.5 と呼ばれている物質。

浮遊粒子状物質が粒径 10 μm(1 μm は 100 万分の 1(10⁻⁶)m)以下の粒子をいうのに対し、微小粒子状物質は粒径が 2.5 μm 以下の粒子をいい、大気中の浮遊粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう。細かい粒子は呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康影響が懸念されており、平成 21 年 9 月に環境基準が告示された。発生源は自然起源(黄砂、火山等)と人為起源(産業活動等)に分類される。また、粒子として直接排出される一次粒子のほか、光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子も存在する。連続測定においてはベータ線吸収法が普及している。

・フォトモンタージュ

合成写真のこと。景観の予測においては、現在の風景写真と、将来建設される予定の構造物の写真(またはグラフィック)を合成した写真をいう。

・浮遊粒子状物質

SPM と略称。大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 マイクロメートル以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、呼吸可能粒子(respirable particle)と呼ばれ健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。

・ボトルネック踏切

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が発生している踏切を指す。自動車ボトルネック踏切と歩行者ボトルネック踏切(一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和が 5 万以上かつ一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上になる踏切。踏切歩行者等交通遮断量は、歩行者及び自転車の交通量×踏切遮断時間で算出した値である。)がある。

(ま行)

・盛土

鉄道線路を地面より高い場所に通す際に、土や岩石を盛り上げて作った構造物。平成 30 年 8 月末現在、本星崎駅～鳴海駅間で南区阿原町地内～天白川直前がこの構造である。高架橋より安価に設置できるが、高架橋に比べて専有面積が増加する、保守費がかさむといった欠点がある。

(や行)

・用途地域

用途地域とは、「都市計画法」に基づく地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域、近隣商業地域、準工業地域など 13 種類がある。

(ら行)

・連続立体交差事業

市街地などにおいて、道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化または地下化することにより、多数の踏切道の除却、多数の道路の立体交差化を一挙に実現する事業である。

本書に使用した地図の下図は、名古屋都市計画基本図（縮尺 1 万分の 1、2 万 5 千分の 1、平成 29 年度）を使用したものである。

本書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。